

**第3期福津市障がい者計画・
第6期福津市障がい福祉計画及び
第2期福津市障がい児福祉計画**

**令和3年3月
福 津 市**

目次

第1章 障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者制度の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画策定の体制	6
6 「障がい」等の表記について	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
1 人口・世帯の状況	8
2 各種障害者手帳の所持状況	11
3 身体障がい者の状況	13
4 知的障がい者の状況	19
5 精神障がい者の状況	23
6 自立支援医療利用者の状況	26
7 重複障がい者の状況	28
8 障がい児の状況	29
9 障害支援区分の認定状況	31
10 アンケート等でみる福津市の状況	32
第3章 障がい者計画の基本的な考え方	70
1 計画の基本理念	70
2 計画の基本目標	71
3 施策体系図	72
第4章 分野別施策の展開	73
1 広報・啓発の推進	73
2 生活支援の充実	76
3 保健・医療の充実	79
4 文化・スポーツ・交流活動等の推進	82
5 療育・教育の充実	85
6 雇用・就業、経済的自立の支援	88
7 生活環境の快適化	91
8 情報アクセシビリティの向上	93
9 安全・安心なまちづくりの推進	95
10 差別の解消・権利擁護の推進	97

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	99
1 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の成果目標.....	99
2 障がい福祉サービス等の推進.....	102
3 地域生活支援事業の推進.....	116
第6章 計画の推進に向けて.....	124
1 計画の推進体制.....	124
2 計画の進行管理.....	124

第1章 障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

福津市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成27年3月に「第2期福津市障がい者計画」を策定し、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障がいのある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、平成30年3月に「第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者など様々な障がい者への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、福津市の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「第3期福津市障がい者計画」を策定するとともに、「第5期福津市障がい福祉計画及び第1期福津市障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、国の基本指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえた「第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

2 障がい者制度の動向

国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指としています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

■障害者虐待防止法の施行(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課されました。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置されました。

■障害者差別解消法の施行(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められました。

■障害者の雇用の促進に関する法律(略称「障害者雇用促進法」)の改正

① 平成25年6月公布、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

② 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定されました。

■成年後見制度利用促進法の施行(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定されました。

■発達障害者支援法の改正(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定されました。

■障害者総合支援法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

■児童福祉法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児・医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(略称「障害者文化芸術推進法」)の施行(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(略称「バリアフリー法」)の改正(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記しました。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(略称「読書バリアフリー法」)の施行(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

(1)障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がいの自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条の 3

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2)障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、福津市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3)障がい児福祉計画

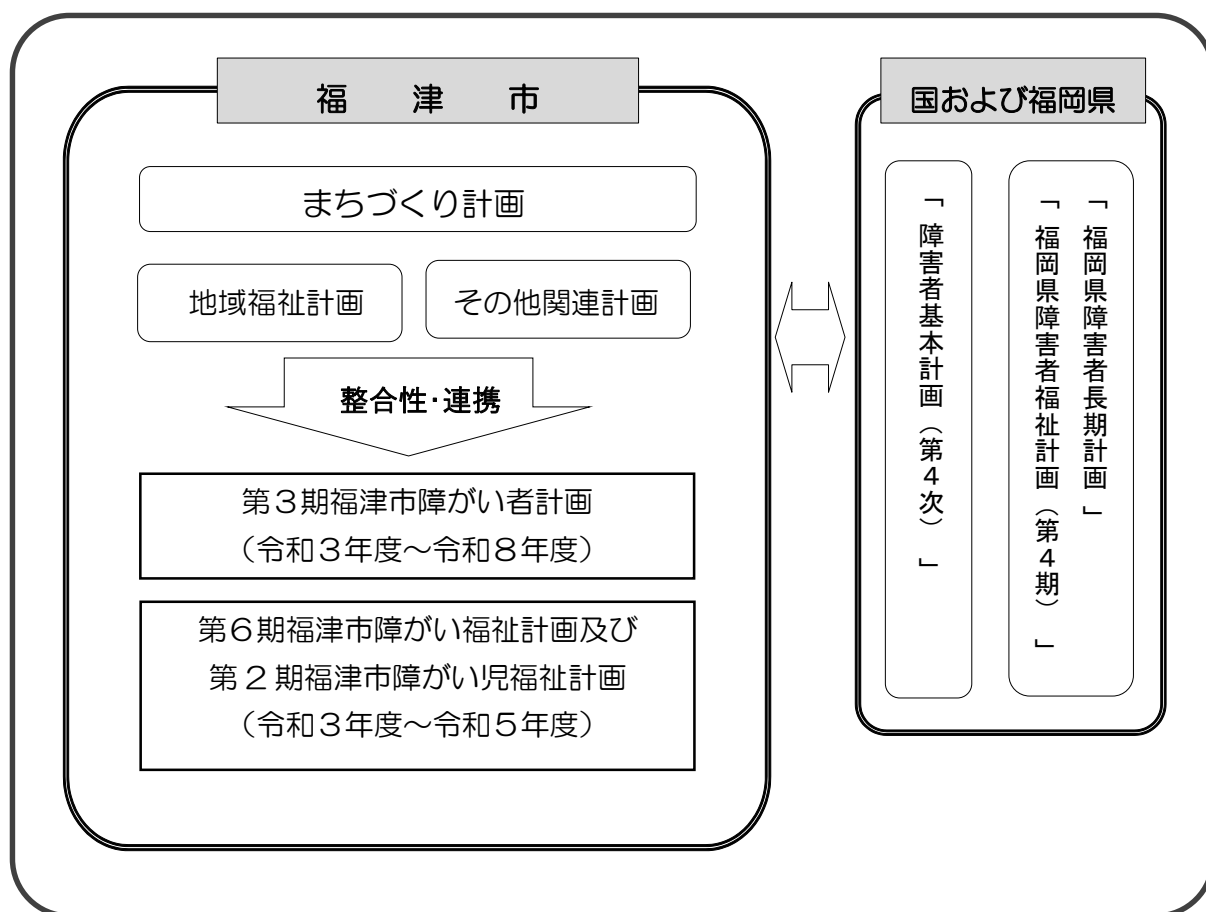
障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

【計画の位置づけのイメージ図】



第3期福津市障がい者計画は、第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画を包含する上位の計画と位置付けられるため、3つの計画を一体として作成しています。

4 計画の期間

第3期障がい者計画に関しては、令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に関しては、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間と定めます。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2期障がい者計画			第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

5 計画策定の体制

(1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、教育関係者、社会福祉関係者及び公募による市民代表者等で構成された福津市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

(2) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、市民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、福津市在住の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療受給者証」の所持者及び「20歳以上の市民」を対象に令和2年7月にアンケート調査を実施しました。

また、福津市内の障がい福祉サービス事業者に対し、事業者の状況や障がいのある人の現状などをお聞きするためアンケート調査を実施しました。

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

障がい者関係団体に対して、障がいのある人の現状等に関して、聞き取りによるヒアリング調査を実施しました。

(4)福津市障がい者施策推進庁内ワーキング会議の設置

本計画の施策の方向性を検討するにあたり、福祉課のみならず他課においても障がい者施策に関連する項目があるため、他課の協力を抜きにしては計画策定ができません。そこで、庁内の障がい者施策に関連する他課の職員とともに構成する福津市障がい者施策推進庁内ワーキング会議を設立し、計画策定に係る施策の検討及び作成を支援するための協力体制を得ることができました。

(5)市民の参画

市民の参画として、上記の福祉に関するアンケート調査、関係団体ヒアリング調査の他に、福津市障がい者施策推進協議会の設置の際には、市民代表者から委員の参画を募りました。

また、令和3年1月15日から令和3年2月15日にかけて市民意見公募(パブリックコメント)を実施しました。

6 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

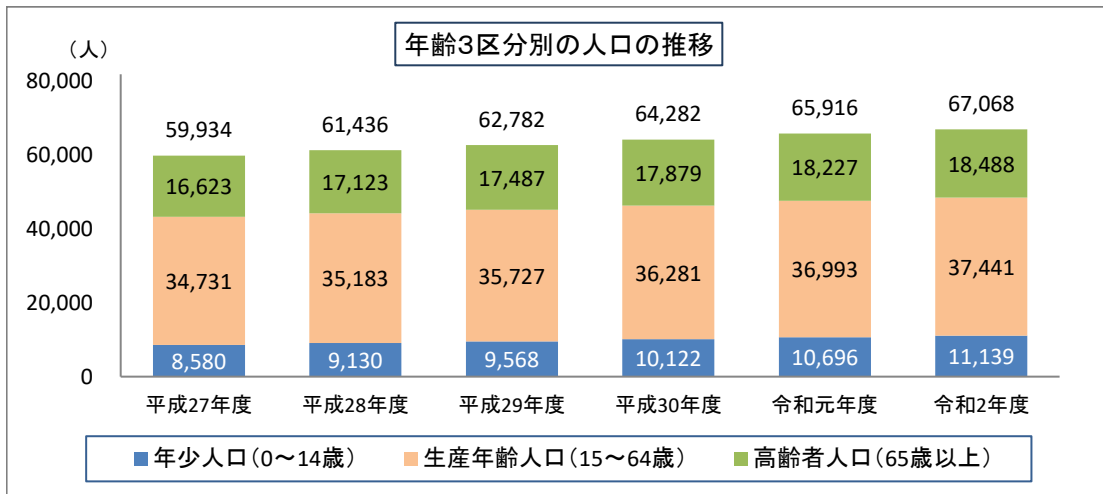
ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

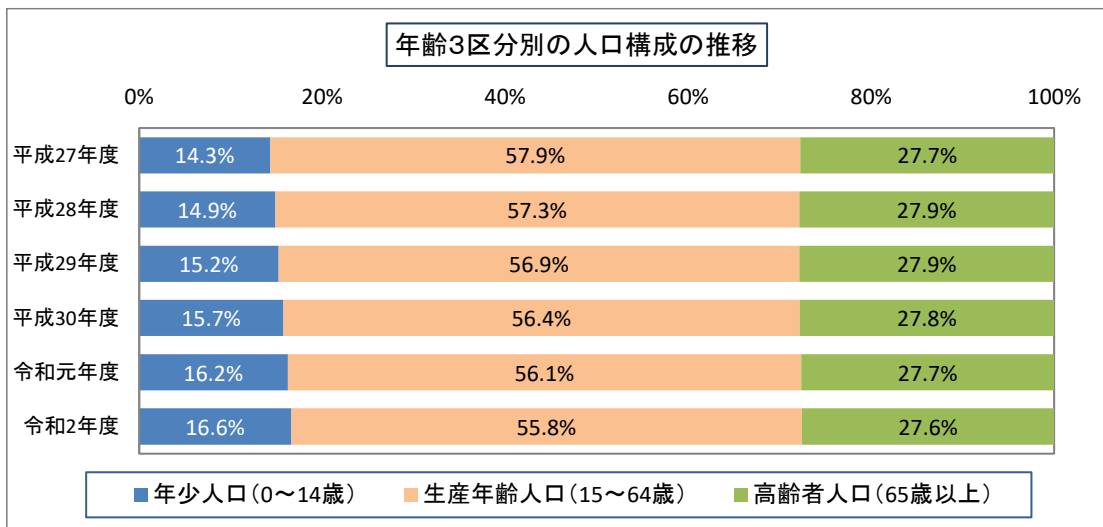
(1)人口の状況

本市の総人口は、平成27年度の59,934人から令和2年度の67,068人と増加しています。年齢3区分別人口で見ると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)、全ての区分において増加しています。



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

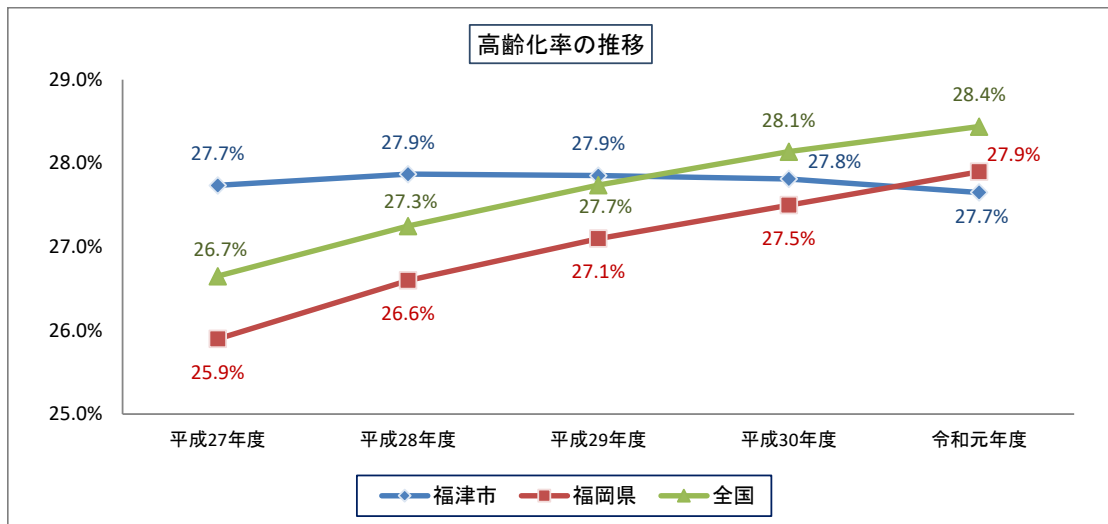
人口の推移を年齢3区分別の構成比で見ると、年少人口(0～14歳)は増加、生産年齢人口(15～64歳)は減少、高齢者人口(65歳以上)は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

令和元年9月末現在における本市の総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は 27.7%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

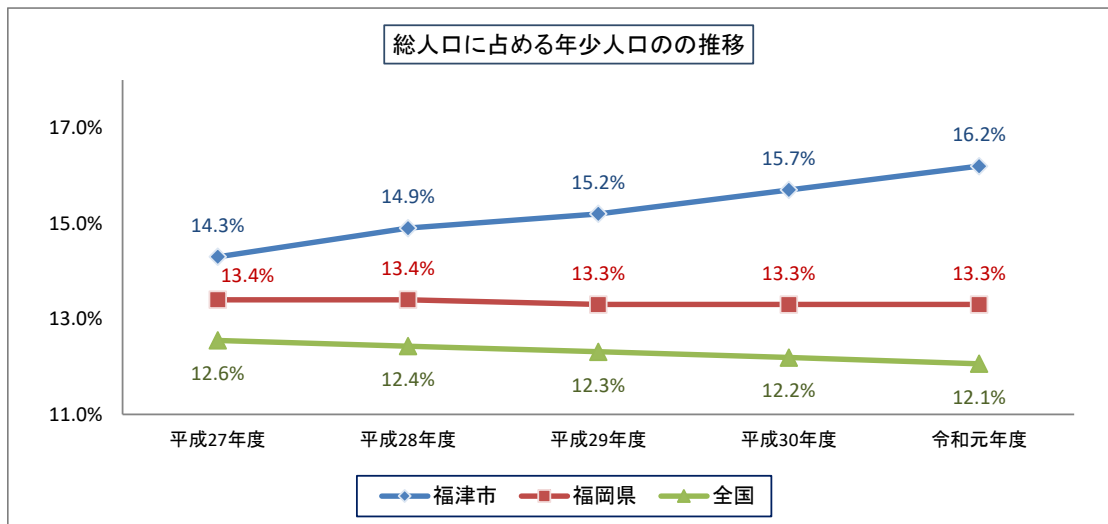
また、本市の高齢化率は、福岡県や全国のような増加傾向とは異なり、平成 27 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。



資料: 福津市 住民基本台帳(各年 9 月 30 日現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年 10 月 1 日現在)
 全国 総務省統計局「人口推計」((各年 9 月 30 日現在)

令和元年9月末現在における本市の総人口に占める年少人口の割合は 16.2%となっており、全国及び福岡県の値より高くなっています。

また、本市の総人口に占める年少人口の割合は、福岡県や全国のような横ばい及び減少傾向とは異なり、年々増加傾向で推移しています。

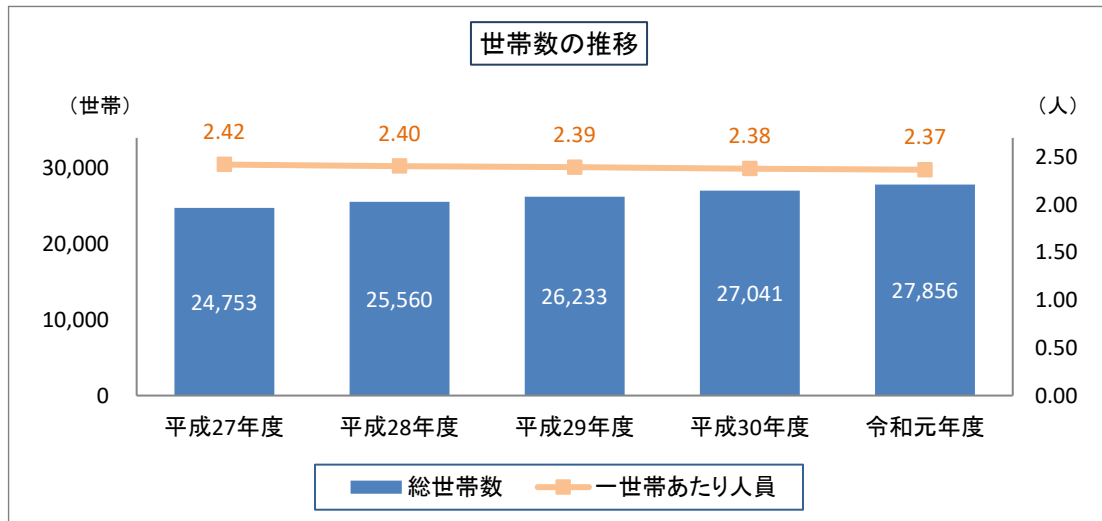


資料: 福津市 住民基本台帳(各年 9 月 30 日現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年 10 月 1 日現在)
 全国 総務省統計局「人口推計」((各年 9 月 30 日現在)

(2)世帯の状況

総世帯数は、平成27年度の24,753世帯から、令和元年度の27,856世帯まで増加しています。

一方、一世帯あたりの人員は平成27年度の2.42人から令和元年度は2.37人と減少し、世帯の少人数化の進行がみられます。

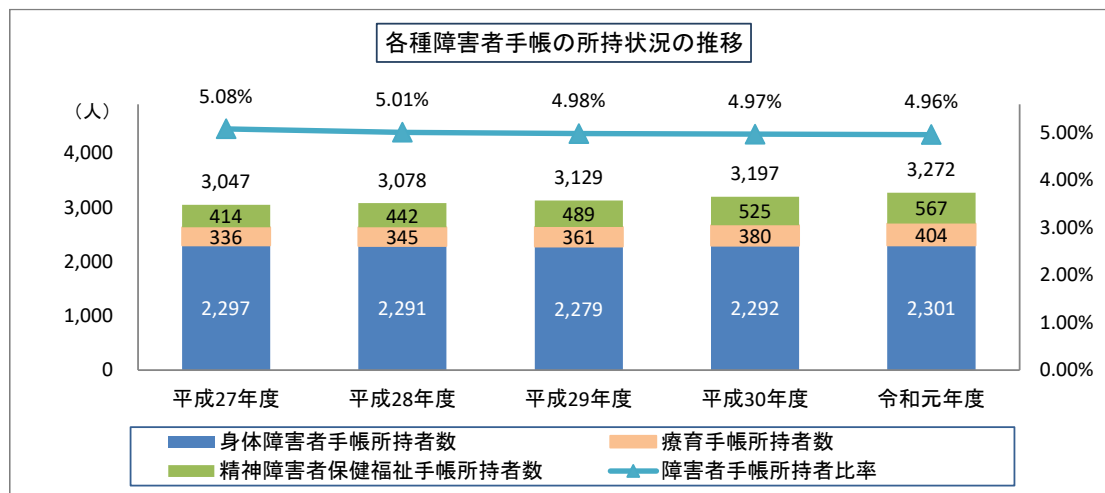


資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

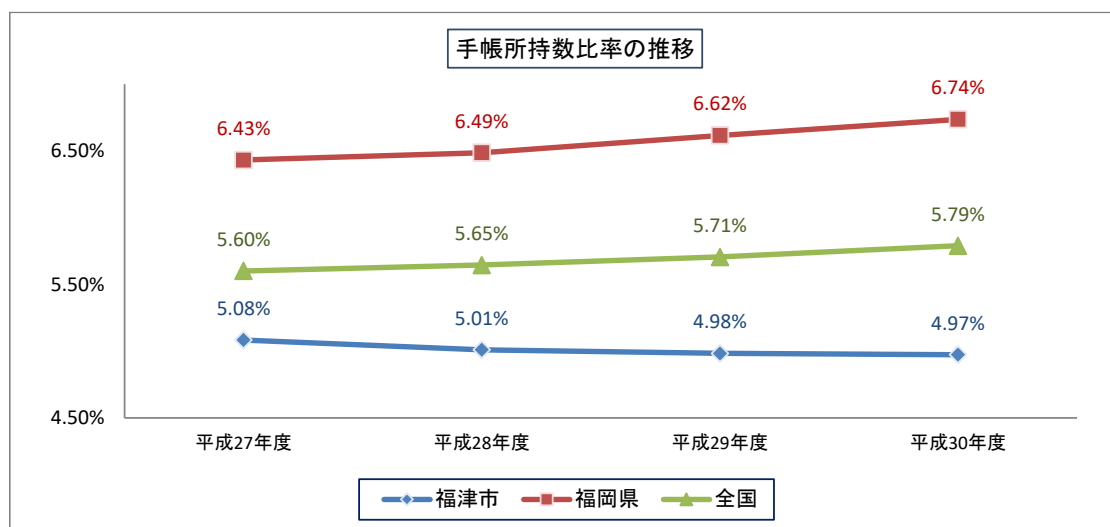
2 各種障害者手帳の所持状況

障害者手帳所持者の合計は、平成27年の3,047人から、令和元年度の3,272人と、増加しています。

総人口に対する障害者手帳所持者の比率は、平成27年以降、若干減少しています。



資料：福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)



資料：福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)
 総務省統計局「衛生行政報告例」(各年度3月末現在)

【各手帳所持者数の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	身体障害者手帳 所持者数	2,297人	2,291人	2,279人	2,292人
	総人口に占める割合	3.83%	3.73%	3.63%	3.57%
	療育手帳所持者数	336人	345人	361人	380人
	総人口に占める割合	0.56%	0.56%	0.58%	0.59%
	精神障害者保健 福祉手帳所持者数	414人	442人	489人	525人
	総人口に占める割合	0.69%	0.72%	0.78%	0.82%
計	3,047人	3,078人	3,129人	3,197人	
	総人口に占める割合	5.08%	5.01%	4.98%	4.97%
福岡県	身体障害者手帳 所持者数	225,336人	223,274人	220,442人	217,700人
	総人口に占める割合	4.42%	4.37%	4.31%	4.26%
	療育手帳所持者数	44,786人	46,529人	48,200人	50,079人
	総人口に占める割合	0.88%	0.91%	0.94%	0.98%
	精神障害者保健 福祉手帳所持者数	58,012人	61,500人	69,487人	76,612人
	総人口に占める割合	1.14%	1.20%	1.36%	1.50%
計	328,134人	331,303人	338,129人	344,391人	
	総人口に占める割合	6.43%	6.49%	6.62%	6.74%
全国	身体障害者手帳 所持者数	5,194,473人	5,148,082人	5,107,524人	5,087,257人
	総人口に占める割合	4.09%	4.05%	4.03%	4.02%
	療育手帳所持者数	1,009,232人	1,044,573人	1,079,938人	1,115,962人
	総人口に占める割合	0.79%	0.82%	0.85%	0.88%
	精神障害者保健 福祉手帳所持者数	913,026人	974,336人	1,045,199人	1,120,619人
	総人口に占める割合	0.72%	0.77%	0.82%	0.89%
計	7,116,731人	7,166,991人	7,232,661人	7,323,838人	
	総人口に占める割合	5.60%	5.64%	5.71%	5.79%

資料：福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)
 総務省統計局「衛生行政報告例」(各年度3月末現在)

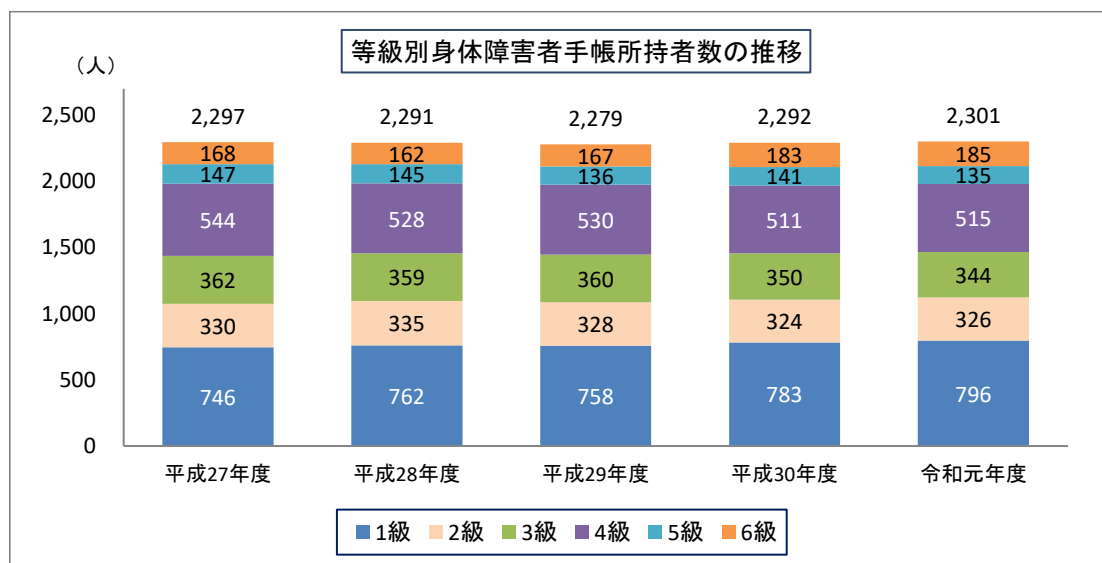
3 身体障がい者の状況

(1) 等級別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者は平成 27 年度の 2,297 人から令和元年度の 2,301 人と年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

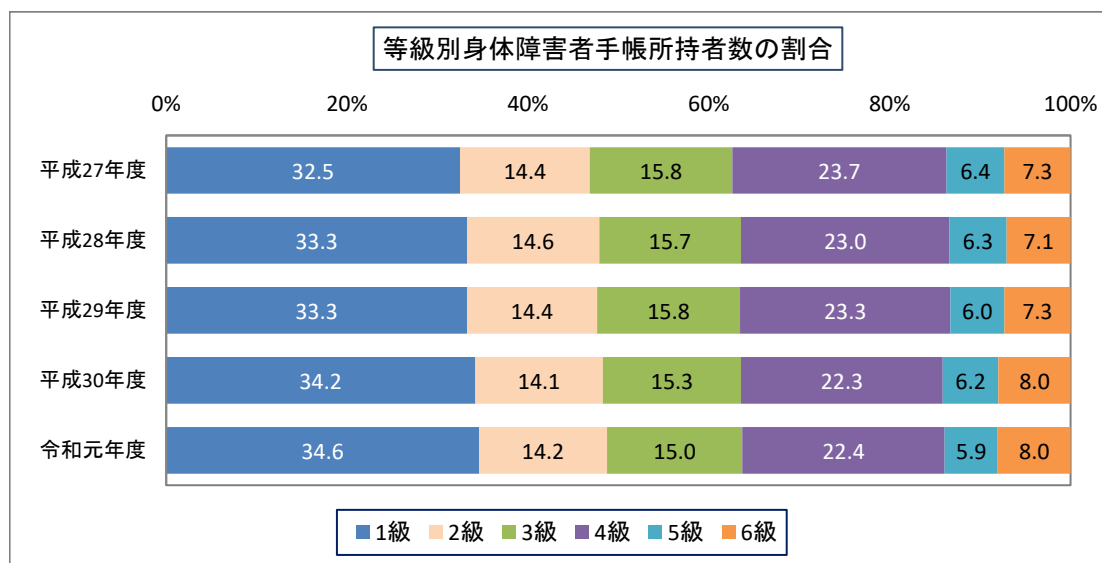
等級別にみると、令和元年度では「1級」が 796 人で最も多く、次いで「4級」の 515 人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度 3 月末現在）

身体障害者手帳所持者の推移を等級別の割合で見ると、いずれの年も「1級」の割合が最も高くなっており、増加しています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度 3 月末現在）

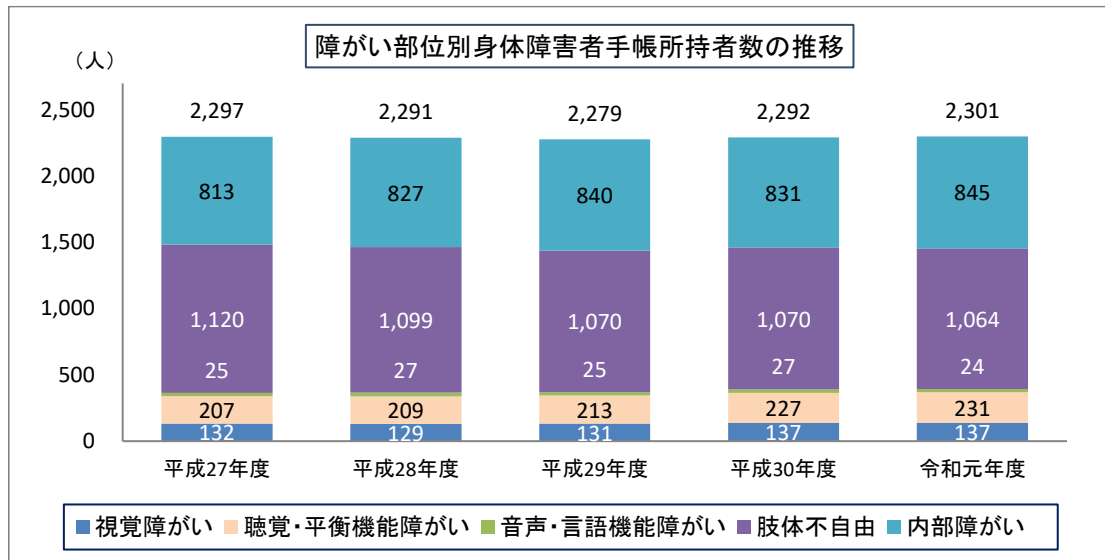
【身体障害者手帳所持者数(等級別)構成比の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	計	2,297人	2,291人	2,279人	2,292人
	1 級	32.5%	33.3%	33.3%	34.2%
	2 級	14.4%	14.6%	14.4%	14.1%
	3 級	15.8%	15.7%	15.8%	15.3%
	4 級	23.7%	23.0%	23.3%	22.3%
	5 級	6.4%	6.3%	6.0%	6.2%
	6 級	7.3%	7.1%	7.3%	8.0%
福岡県	計	225,336人	223,274人	220,442人	217,700人
	1 級	31.4%	31.9%	32.3%	32.4%
	2 級	15.6%	15.3%	15.1%	15.0%
	3 級	14.7%	14.4%	14.2%	14.3%
	4 級	24.0%	23.9%	23.9%	23.8%
	5 級	7.1%	7.2%	7.2%	7.1%
	6 級	7.2%	7.3%	7.3%	7.3%
全国	計	5,194,473人	5,148,082人	5,107,524人	5,087,257人
	1 級	31.2%	31.5%	31.6%	31.7%
	2 級	15.2%	15.0%	14.9%	14.8%
	3 級	17.0%	16.8%	16.7%	16.7%
	4 級	24.3%	24.2%	24.2%	24.3%
	5 級	6.2%	6.2%	6.2%	6.2%
	6 級	6.2%	6.3%	6.3%	6.4%

資料：福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)

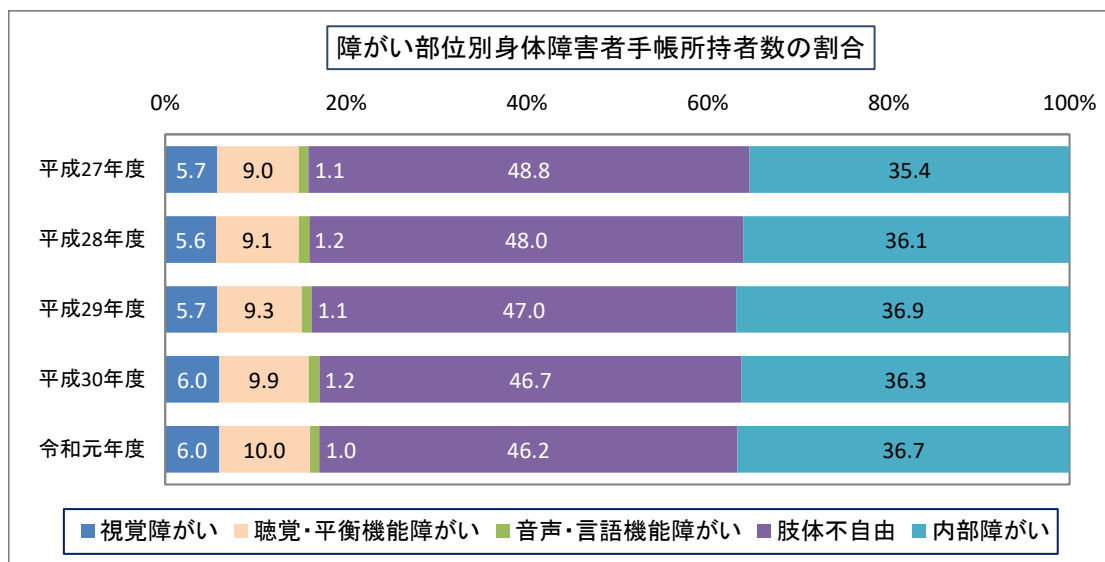
(2)障がい部位別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者を障がい部位別にみると、令和元年度では「肢体不自由」が1,064人で最も多く、次いで「内部障がい」845人、「聴覚・平衡機能障がい」231人、「視覚障がい」137人、「音声・言語機能障がい」24人の順となっています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

身体障害者手帳所持者の推移を障がい部位別の割合で見ると、「聴覚・並行機能障がい」及び「内部障がい」が若干増加しています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

【身体障害者手帳所持者数(障がいの種類別)構成比の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	計	2,297人	2,291人	2,279人	2,292人
	視覚障がい	5.7%	5.6%	5.7%	6.0%
	聴覚障がい・平衡機能障害	9.0%	9.1%	9.3%	9.9%
	音声・言語機能障がい	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%
	肢体不自由	48.8%	48.0%	47.0%	46.7%
	内部障がい	35.4%	36.1%	36.9%	36.3%
福岡県	計	225,336人	223,274人	220,442人	217,700人
	視覚障がい	6.9%	6.8%	6.7%	6.7%
	聴覚障がい・平衡機能障害	8.9%	9.0%	9.0%	9.1%
	音声・言語機能障がい	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
	肢体不自由	52.8%	52.4%	51.9%	51.5%
	内部障がい	30.2%	30.7%	31.2%	31.6%
全国	計	5,194,473人	5,148,082人	5,107,524人	5,087,257人
	視覚障がい	6.6%	6.6%	6.5%	6.5%
	聴覚障がい・平衡機能障害	8.7%	8.7%	8.8%	8.8%
	音声・言語機能障がい	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	肢体不自由	54.1%	53.5%	52.9%	52.2%
	内部障がい	29.4%	30.0%	30.7%	31.3%

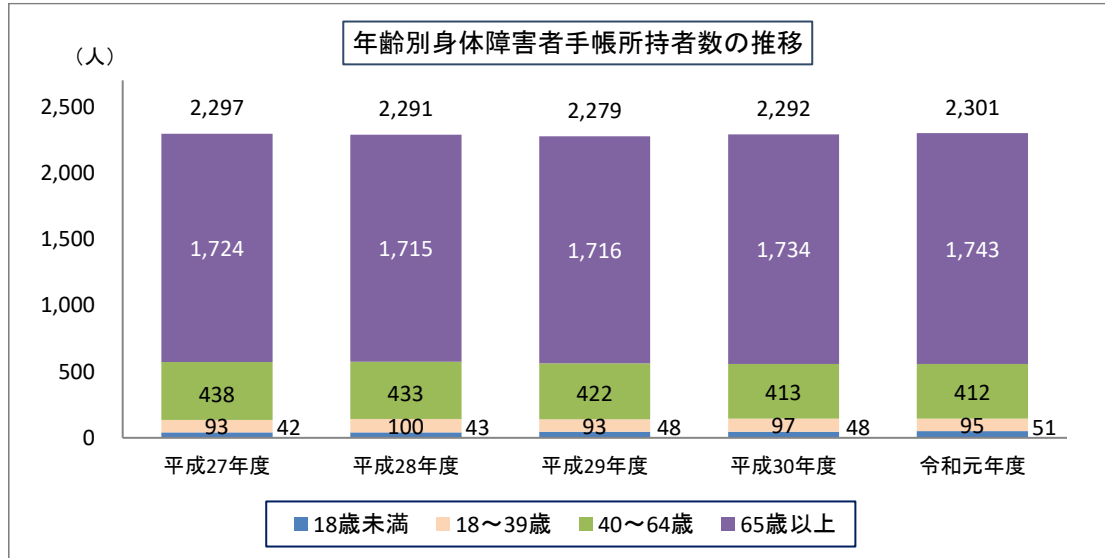
資料：福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)

福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)

全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)

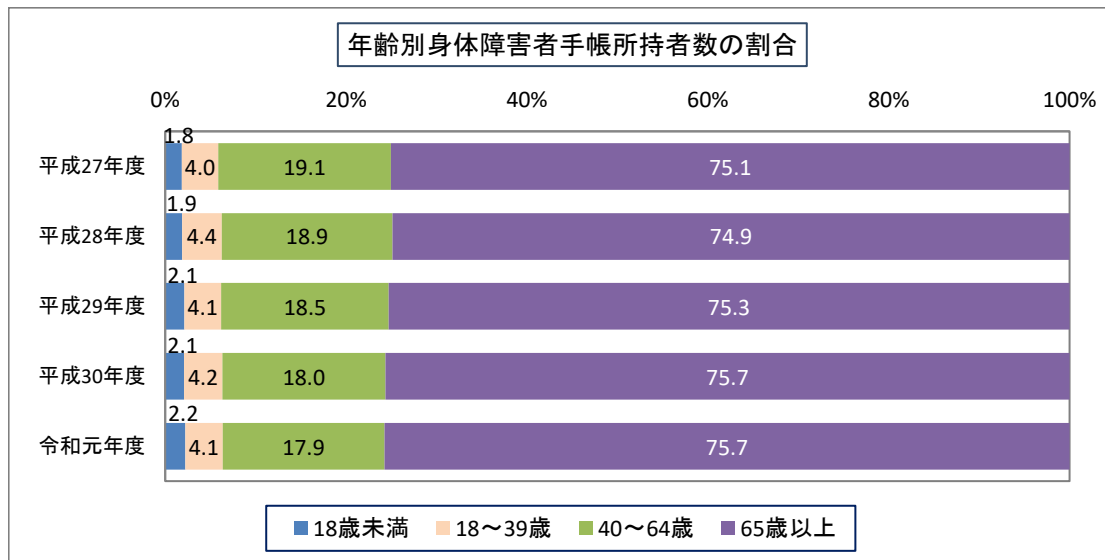
(3) 年齢別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、令和元年度では「65歳以上」が1,743人で最も多く、次いで「40～64歳」412人、「18～39歳」95人、「18歳未満」51人の順となっています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

身体障害者手帳所持者の推移を年齢別の割合で見ると、いずれの年度も「65歳以上」が7割以上を占めています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

【身体障害者手帳所持者数(年齢別)構成比の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	計	2,297人	2,291人	2,279人	2,292人
	18歳未満	1.8%	1.9%	2.1%	2.1%
	18～39歳	4.0%	4.4%	4.1%	4.2%
	40～64歳	19.1%	18.9%	18.5%	18.0%
	65歳以上	75.1%	74.9%	75.3%	75.7%
福岡県	計	225,336人	223,274人	220,442人	217,700人
	18歳未満	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%
	18歳以上	98.3%	98.2%	98.2%	98.2%
全国	計	5,194,473人	5,148,082人	5,107,524人	5,087,257人
	18歳未満	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	18歳以上	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

資料: 福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)

(4)障がい部位別等級別身体障害者手帳の所持者数

令和元年度末現在の障がいの等級を障がい部位別にみると、聴覚・平衡機能障がいは6級、内部障がいは1級で多くなっていますが、それ以外の障がい種類では1つの等級に偏る傾向はなく、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障害者手帳所持者数(障がいの種類別等級別)】

単位: 人

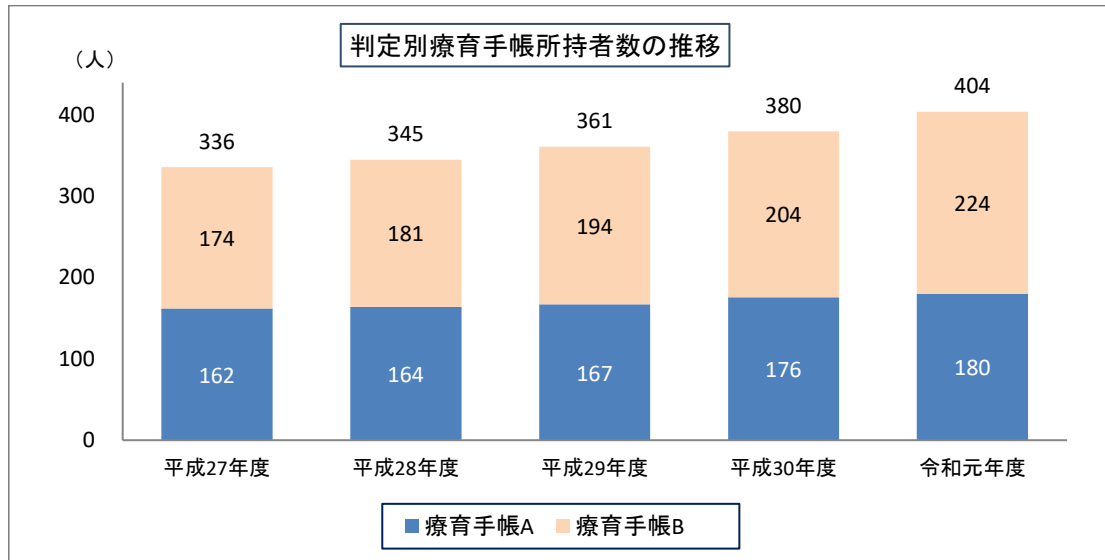
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	57	50	3	7	11	9	137
聴覚・平衡機能障がい	20	41	24	39	1	106	231
音声・言語機能障がい	6	7	6	5	0	0	24
肢体不自由	202	221	174	274	123	70	1,064
内部障がい	511	7	137	190	0	0	845
合計	796	326	344	515	135	185	2,301

資料: 福祉課 障がい福祉係(令和2年3月末現在)

4 知的障がい者の状況

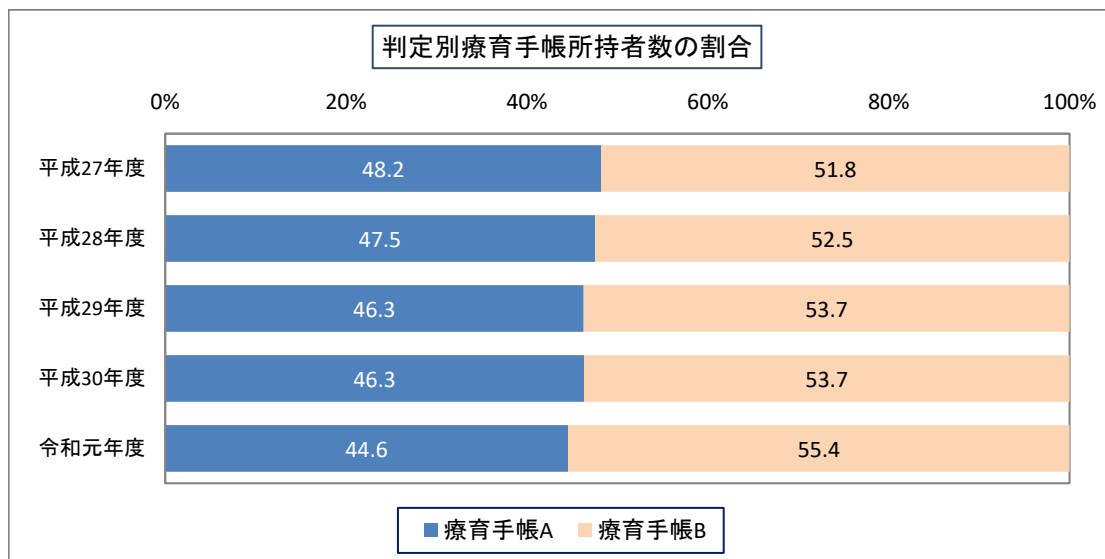
(1) 判定別療育手帳の所持者数

療育手帳所持者は平成 27 年度の 336 人から令和元年度の 404 人と年々増加しています。判定別にみると、令和元年度では「療育手帳A」が 180 人、「療育手帳B」が 224 人となっています。（判定は、療育手帳Aの方が療育手帳Bより重くなっています。）



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度 3 月末現在）

療育手帳所持者の推移を判定別の割合で見ると、いずれの年も「療育手帳B」の割合が「療育手帳A」より高くなっており、「療育手帳B」の割合は年々増加しています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年 3 月末現在）

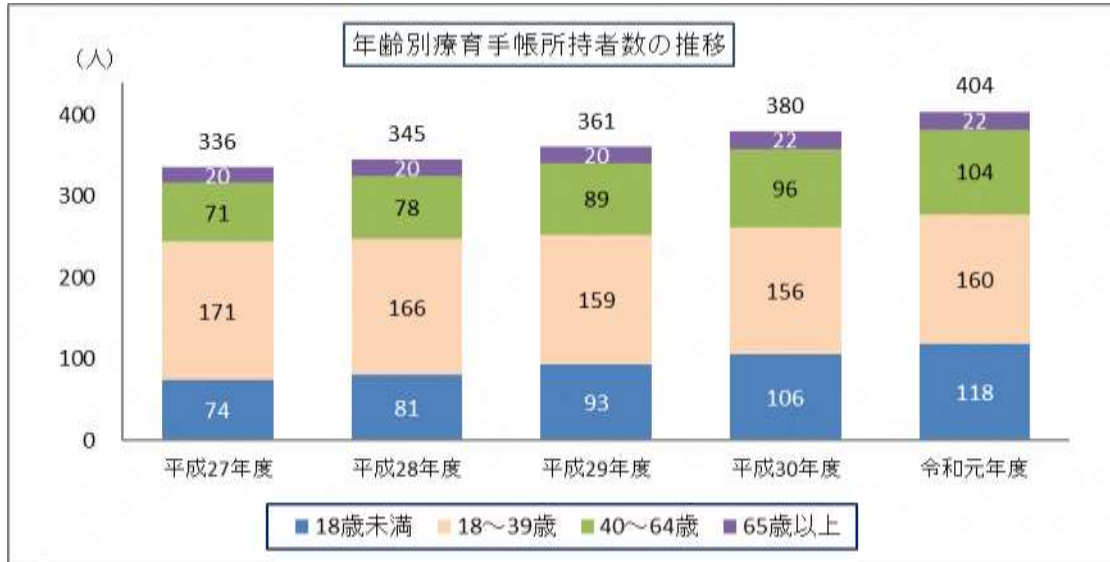
【療育手帳所持者(判定別)構成比の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福 津 市	計	336人	345人	361人	380人
	療育手帳A	48.2%	47.5%	46.3%	46.3%
	療育手帳B	51.8%	52.5%	53.7%	53.7%
福 岡 県	計	44,786人	46,529人	48,200人	50,079人
	療育手帳A	44.9%	44.1%	43.3%	42.4%
	療育手帳B	55.1%	55.9%	56.7%	57.6%
全 国	計	1,009,232人	1,044,573人	1,079,938人	1,115,962人
	療育手帳A	39.1%	38.4%	37.7%	37.1%
	療育手帳B	60.9%	61.6%	62.3%	62.9%

資料: 福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)

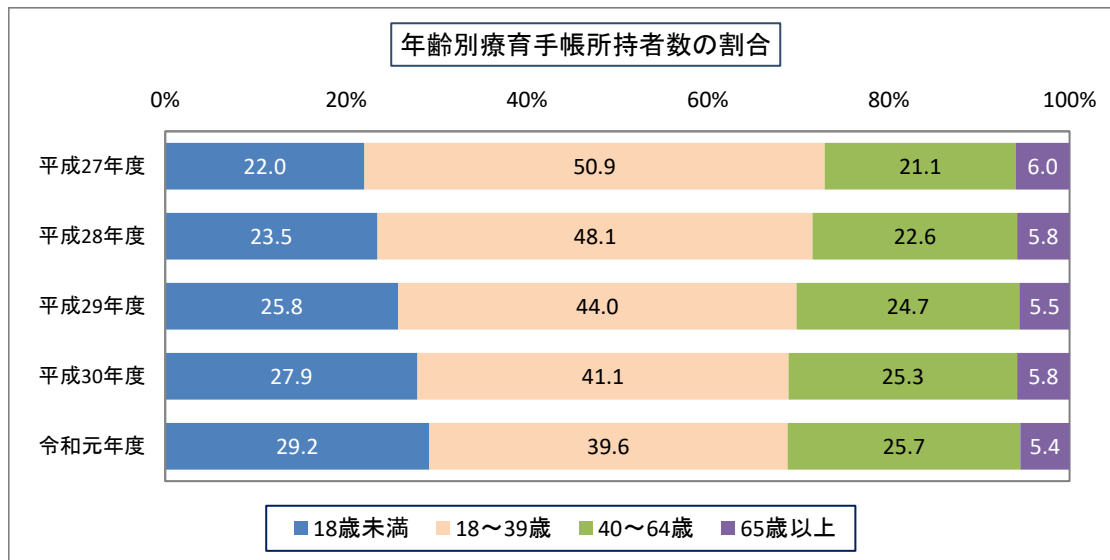
(2) 年齢別療育手帳の所持者数

療育手帳所持者を年齢別にみると、令和元年度では「18～39歳」が160人で最も多く、次いで「18歳未満」118人、「40～64歳」104人、「65歳以上」22人の順となっています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

療育手帳所持者の推移を年齢別の割合で見ると、「18歳未満」及び「40～64歳」が増加しています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度3月末現在）

【療育手帳所持者(年齢別)構成比の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	計	336人	345人	361人	380人
	18歳未満	22.0%	23.5%	25.8%	27.9%
	18～39歳	50.9%	48.1%	44.0%	14.1%
	40～64歳	21.1%	22.6%	24.7%	25.3%
	65歳以上	6.0%	5.8%	5.5%	5.8%
福岡県	計	44,786人	46,529人	48,200人	50,079人
	18歳未満	23.7%	24.2%	24.3%	24.5%
	18歳以上	76.3%	75.8%	75.7%	75.5%
全国	計	1,009,232人	1,044,573人	1,079,938人	1,115,962人
	18歳未満	25.3%	25.1%	25.1%	25.1%
	18歳以上	74.7%	74.9%	74.9%	74.9%

資料: 福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「福祉行政報告例」(各年度3月末現在)

(3) 等級別年齢別療育手帳の所持者数

令和元年度末現在の年齢構成を等級別にみると、療育手帳Aでは「18～39歳」「40～64歳」、療育手帳Bでは、「18～39歳」が多くなっています。

また、療育手帳Aで「18歳未満」が占める割合は20.6%、「療育手帳B」で「18歳未満」が占める割合は36.2%となっています。

【療育手帳所持者数(等級別年齢別)】

単位: 人、%

		18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
療育手帳A	人数	37	64	64	15	180
	割合	20.6%	35.6%	35.6%	8.3%	100.0%
療育手帳B	人数	81	96	40	7	224
	割合	36.2%	42.9%	17.9%	3.1%	100.0%
合計	人数	118	160	104	22	404
	割合	29.2%	39.6%	25.7%	5.4%	100.0%

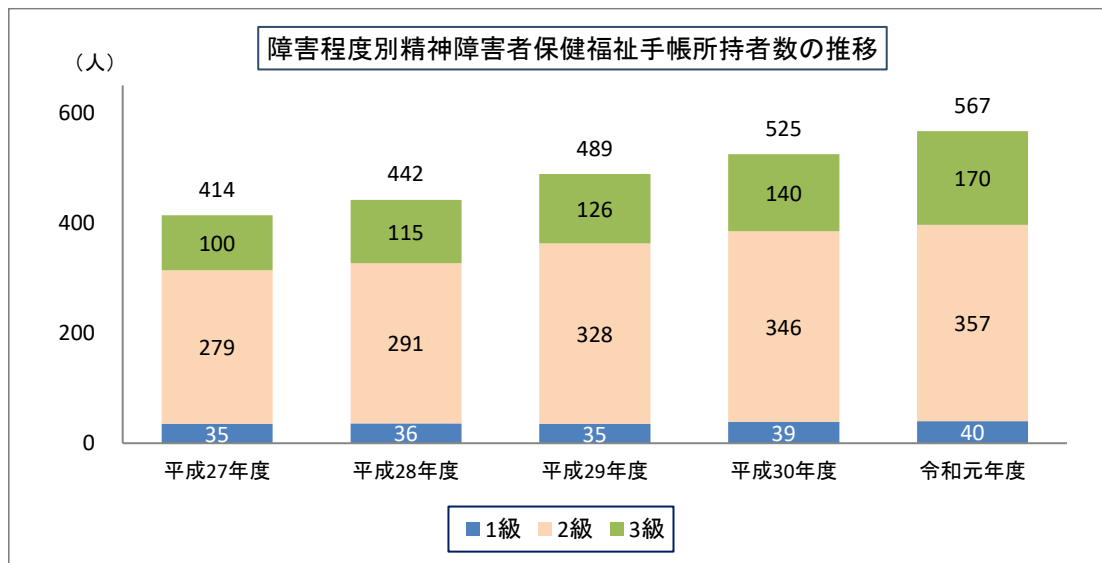
資料: 福祉課 障がい福祉係(令和2年3月末現在)

5 精神障がい者の状況

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

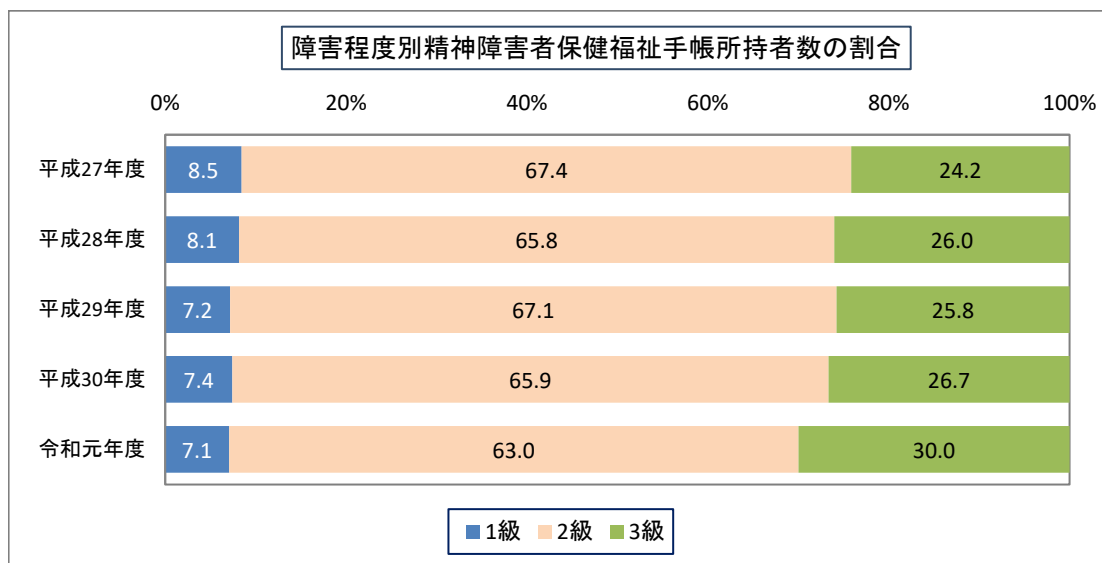
精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 27 年度の 414 人から令和元年度の 567 人と年々増加しています。

等級別にみると、すべての等級において増加傾向にあります。特に 3 級が大きく増加しています。(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)



資料：福祉課 障がい福祉係(各年度 3 月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別の割合で見ると、いずれの年度も「2級」が最も多く6割以上を占めており、「1級」、「2級」は減少傾向、「3級」は増加しています。



資料：福祉課 障がい福祉係(各年 3 月末現在)

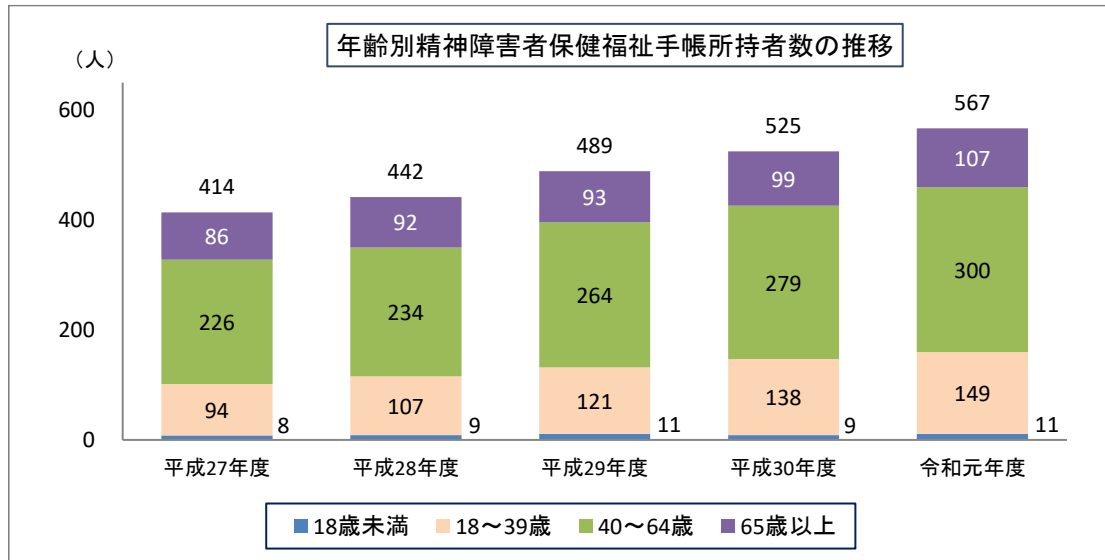
【精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)の推移(福津市、福岡県、全国)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福津市	計	414人	442人	489人	525人
	1級	8.5%	8.1%	7.2%	7.4%
	2級	67.4%	65.8%	67.1%	65.9%
	3級	24.2%	26.0%	25.8%	26.7%
福岡県	計	58,012人	61,500人	69,487人	76,612人
	1級	7.7%	7.5%	7.2%	6.7%
	2級	60.9%	60.6%	60.4%	60.0%
	3級	31.4%	31.9%	32.5%	33.3%
全国	計	913,026人	974,336人	1,045,199人	1,120,619人
	1級	13.1%	12.6%	12.2%	11.7%
	2級	59.8%	59.3%	59.1%	58.9%
	3級	27.2%	28.1%	28.7%	29.4%

資料: 福津市 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)
 福岡県 福岡県の人口と世帯推計(各年度3月末現在)
 全国 総務省統計局「衛生行政報告例」(各年度3月末現在)

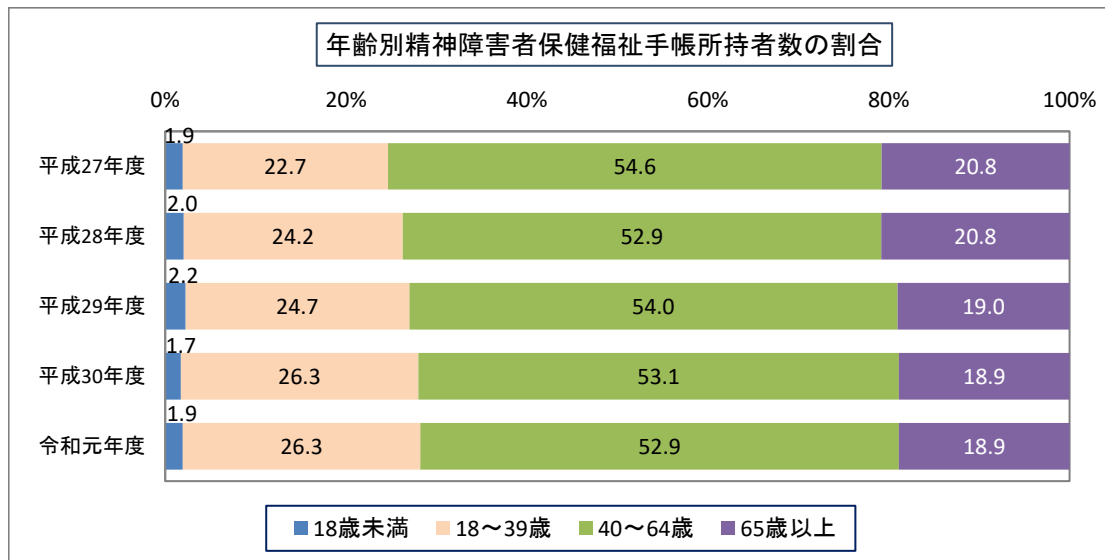
(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、令和元年度では「40～64 歳」が 300 人で最も多く、次いで「18～39 歳」149 人、「65 歳以上」107 人、「18 歳未満」11 人の順となっています。



資料：福祉課 障がい福祉係（各年度 3 月末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を年齢別の割合で見ると、「18～39 歳」が増加傾向で推移しており、いずれの年度も「40～64 歳」が半数以上を占めています。



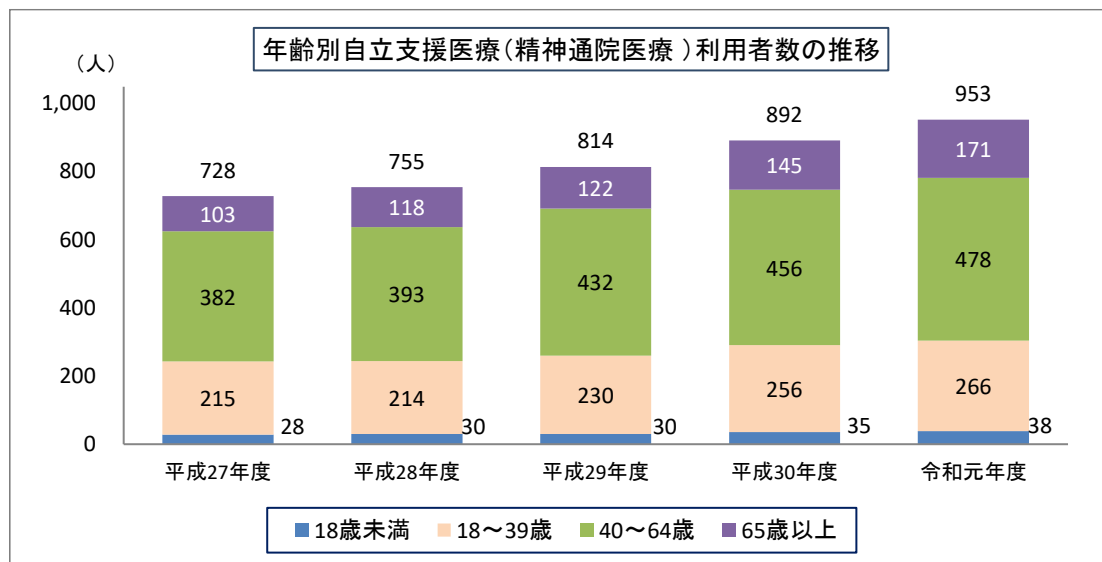
資料：福祉課 障がい福祉係（各年度 3 月末現在）

6 自立支援医療利用者の状況

(1) 年齢別自立支援医療(精神通院医療)利用者数

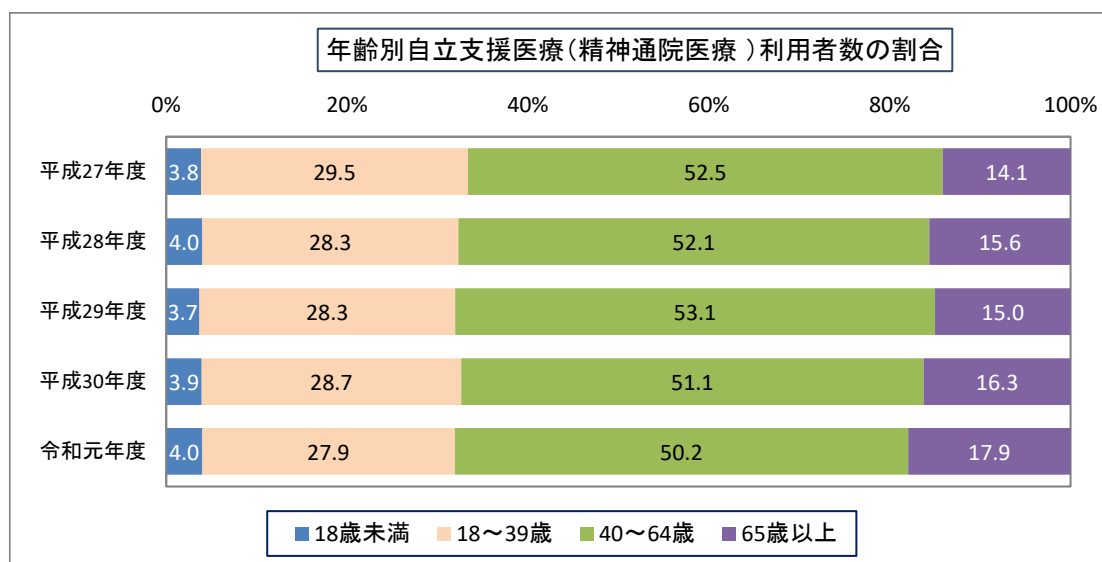
自立支援医療(精神通院医療)の利用者数は、平成27年度の728人から令和元年度の953人と年々増加しています。

自立支援医療(精神通院医療)の利用者数を年齢別にみると、いずれの年齢層も増加しています。



資料: 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)

自立支援医療(精神通院医療)の利用者数の推移を年齢別の割合で見ると、いずれの年度も「40～64歳」が約半数を占めており、「65歳以上」は増加しています。

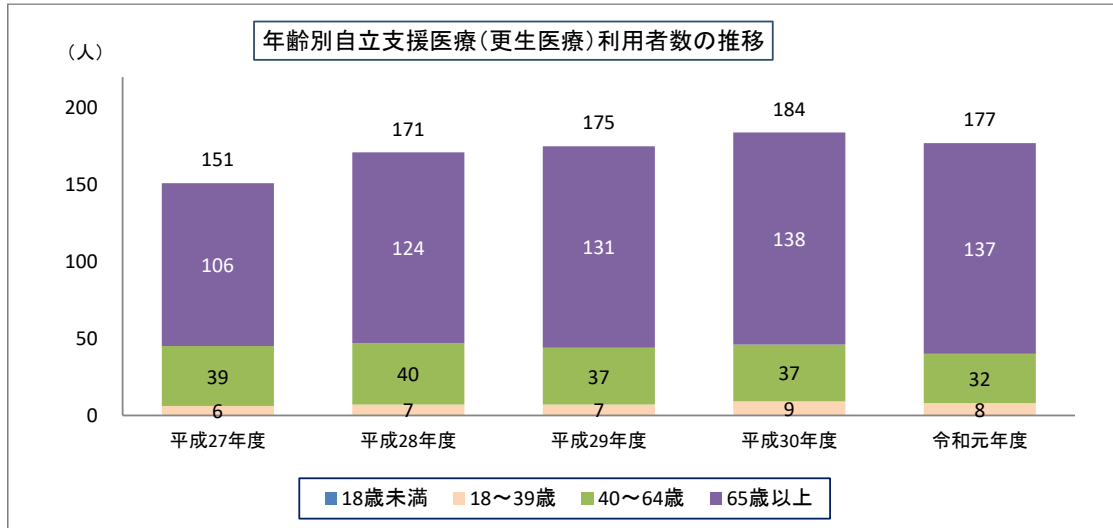


資料: 福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)

(2)年齢別自立支援医療(更生医療)利用者数

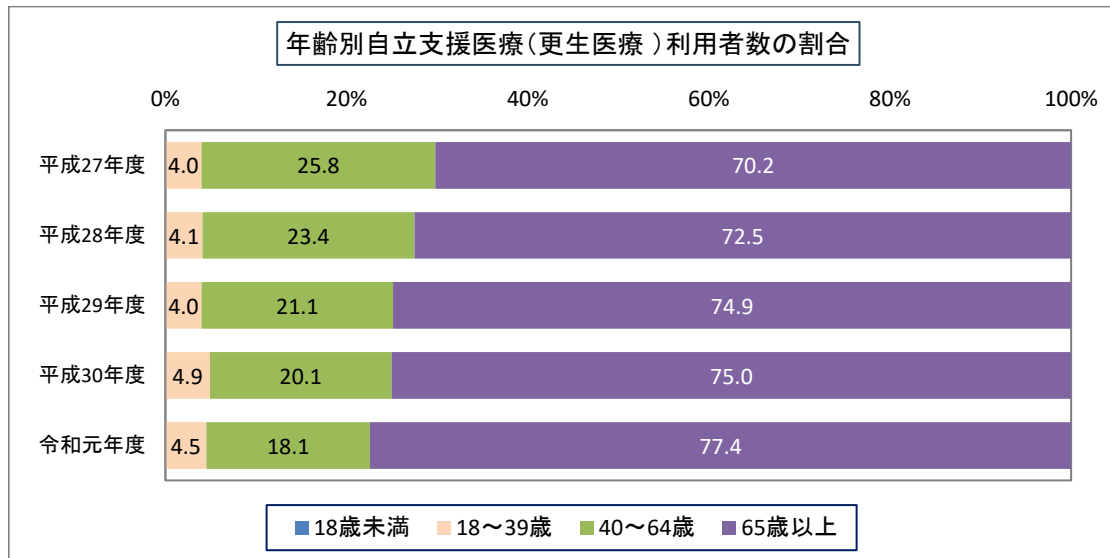
自立支援医療(更生医療)の利用者数は、平成27年度の151人から平成30年の184人まで増加傾向で推移していましたが、令和元年度には177人に減少しています。

自立支援医療(更生医療)の利用者数を年齢別にみると、令和元年度では「65歳以上」が137人で最も多く、次いで「40～64歳」32人、「18～39歳」9人となっています。



資料:福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)

自立支援医療(更生医療)の利用者数の推移を年齢別の割合で見ると、いずれの年度も「65歳以上」が7割以上を占めており、「65歳以上」は増加傾向にあります。

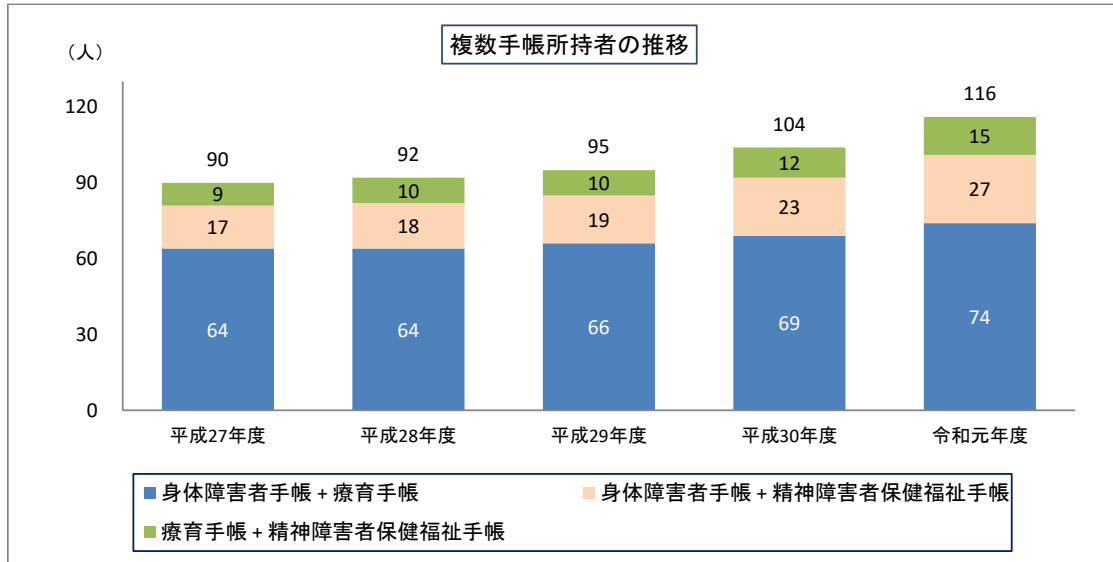


資料:福祉課 障がい福祉係(各年度3月末現在)

7 重複障がい者の状況

複数の障害者手帳所持者は、平成27年度の90人から令和元年度の116人と年々増加傾向で推移しています。

複数障害者手帳所持者の内訳をみると、すべての組合せにおいて増加傾向にあります。



8 障がい児の状況

(1) 保育の状況

障がい児保育の状況をみると、令和2年6月1日現在、市内認可保育所に在籍している障がい児（障害者手帳を所持している児童）は74人、加配保育士数は24人となっています。

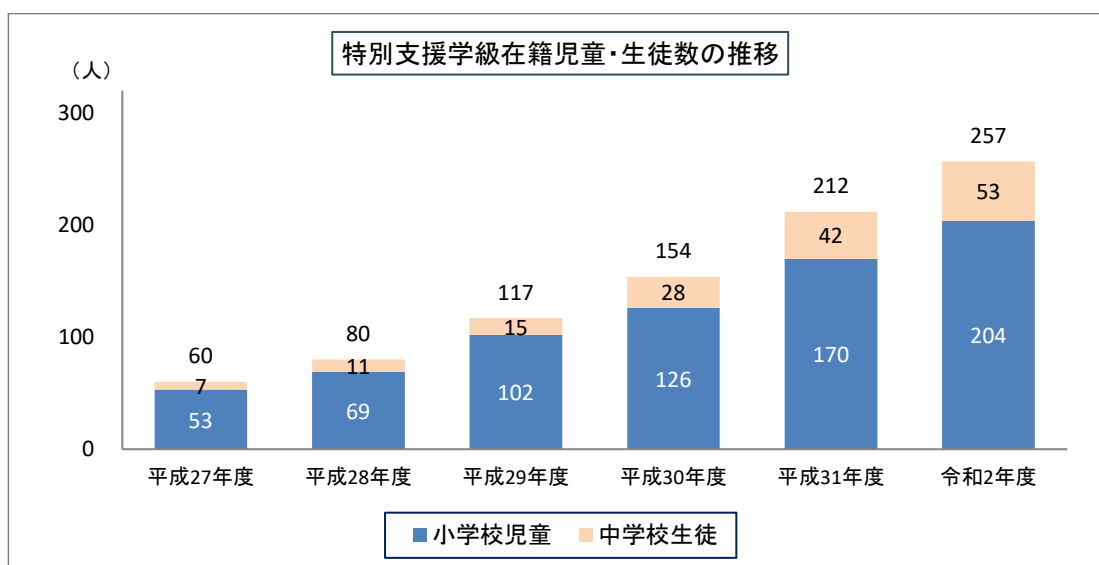
【市内認可保育所における障がい児の在籍状況】

	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
在籍児童数(人)	234	199	253	262	261	1,209
在籍障がい児数(人)	2	4	17	25	26	74
加配保育士数(人)	3	2	5	6	8	24

資料：子ども課 子育て支援係(令和2年6月1日現在)

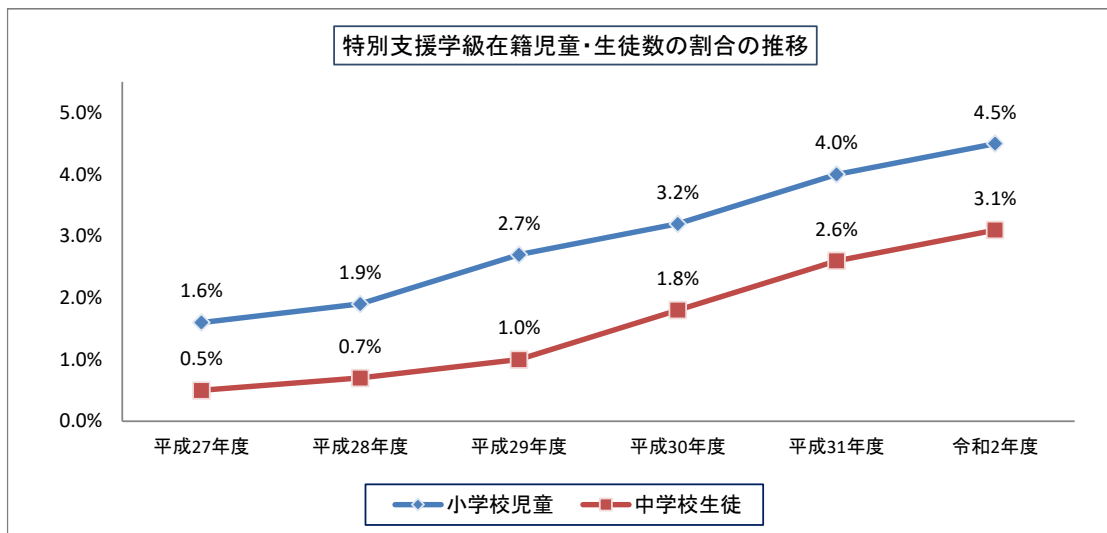
(2) 就学状況

福津市の小・中学校における特別支援学級児童・生徒数は増加しています。令和2年5月1日現在、小学校児童204人、中学校生徒53人となっています。



資料：学校教育課学務係(令和2年5月1日現在)

児童・生徒全体に占める特別支援学級児童・生徒の割合をみると、小学校児童・中学生生徒ともに増加傾向にあります。



通級指導教室(※)に関しては、小学校で2教室設置しており、中学校は令和2年度から、福間東中学校に拠点を設置し津屋崎・福間中学校にも巡回で実施しています。

令和2年6月1日現在、小学校通級指導に係る児童数は26人、中学校通級指導に係る生徒数は7人となっています。

【通級指導教室設置状況】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年度
教室数(小学校)	2	2	2	2	2	2
教室数(中学校)	0	0	0	0	0	3
小学校通級指導に係る児童数	34	28	21	20	20	26
中学校通級指導に係る生徒数	0	0	0	0	0	7

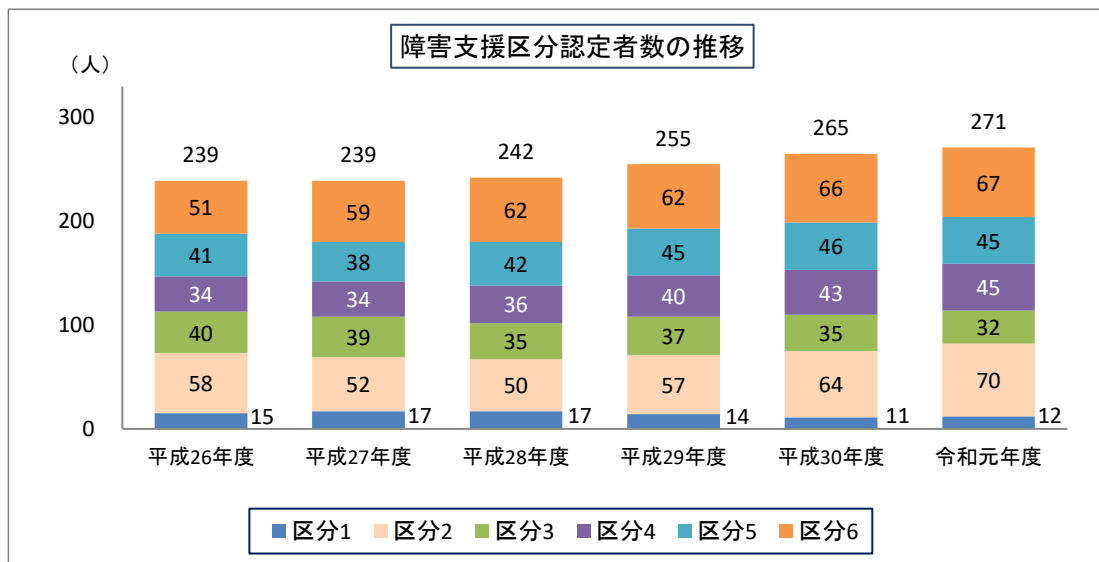
資料：子ども課 子育て支援係(令和2年5月1日現在)

(※)通級指導教室とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う指導形態です。

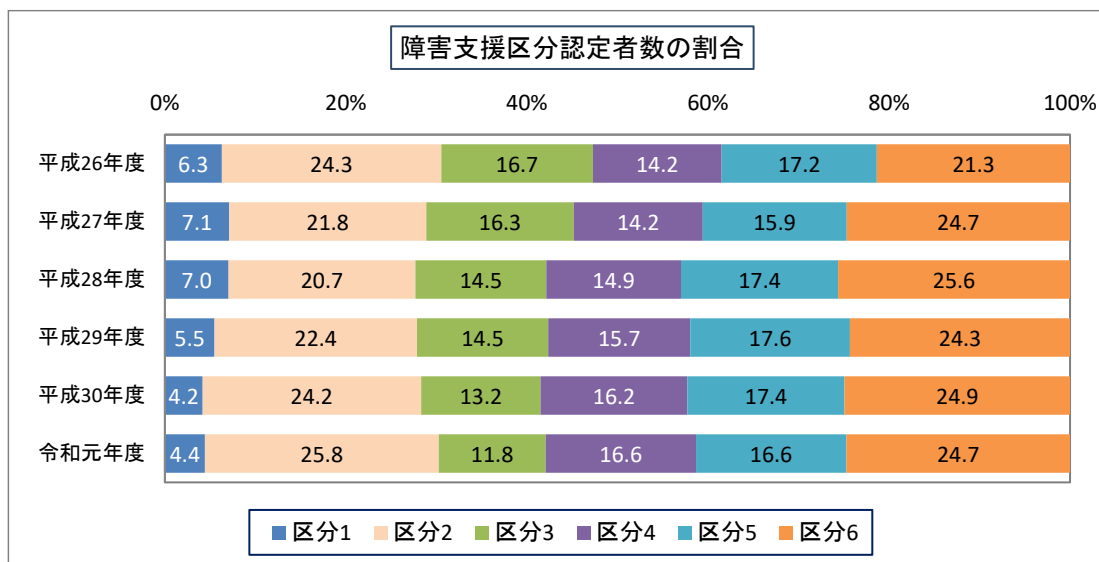
9 障害支援区分の認定状況

(1) 障害支援区分認定者数

障害支援区分の認定者数は、平成28年度以降増加傾向で推移しています。



障害支援区分の認定者数を区分別の割合で見ると、いずれの年度も「区分2」と「区分6」が多くなっています。



10 アンケート等でみる福津市の状況

(1)障がい福祉に関するアンケート調査

1)調査の概要

①調査の目的

「第3期福津市障がい者計画・第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画」策定の基礎資料として、市民の日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。

②調査対象者

- 障がい者用調査：福津市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の所持者などを対象に無作為に抽出
- 一般市民用調査：福津市在住の20歳以上の市民の方を対象に無作為に抽出

③調査方法

- 障がい者用調査：郵送による配布、回収調査
- 一般市民用調査：郵送による配布、回収調査

④調査期間

令和2年7月

⑤回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者用調査	2,900	1,432	49.4%
一般市民用調査	1,000	444	44.4%

⑥集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図中の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。

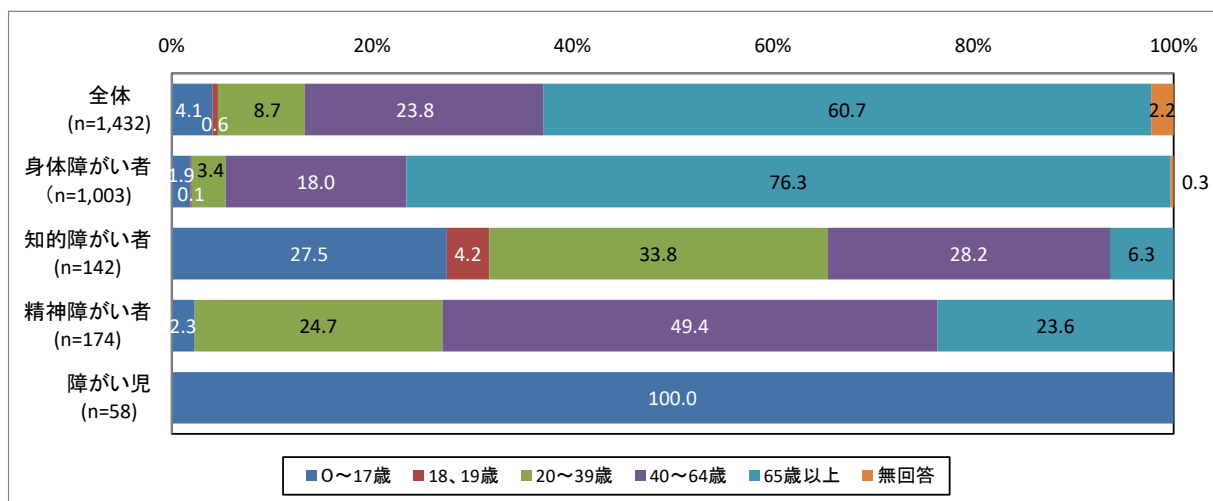
2)障がい者用調査結果

①本人の状況

【年齢】

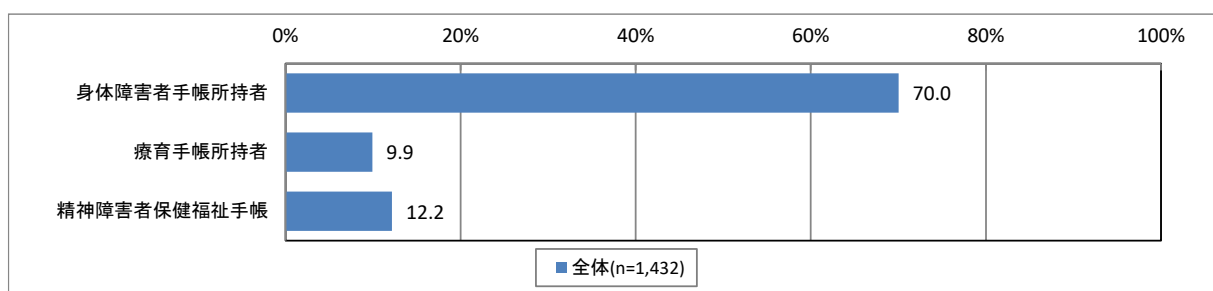
「65歳以上」が60.7%で最も高く、次いで「40～64歳」23.8%、「20～39歳」8.7%の順となっています。

身体障がい者は「65歳以上」、知的障がい者は「20～39歳」、精神障がい者は「40～64歳」が最も高くなっています。



【手帳種類】

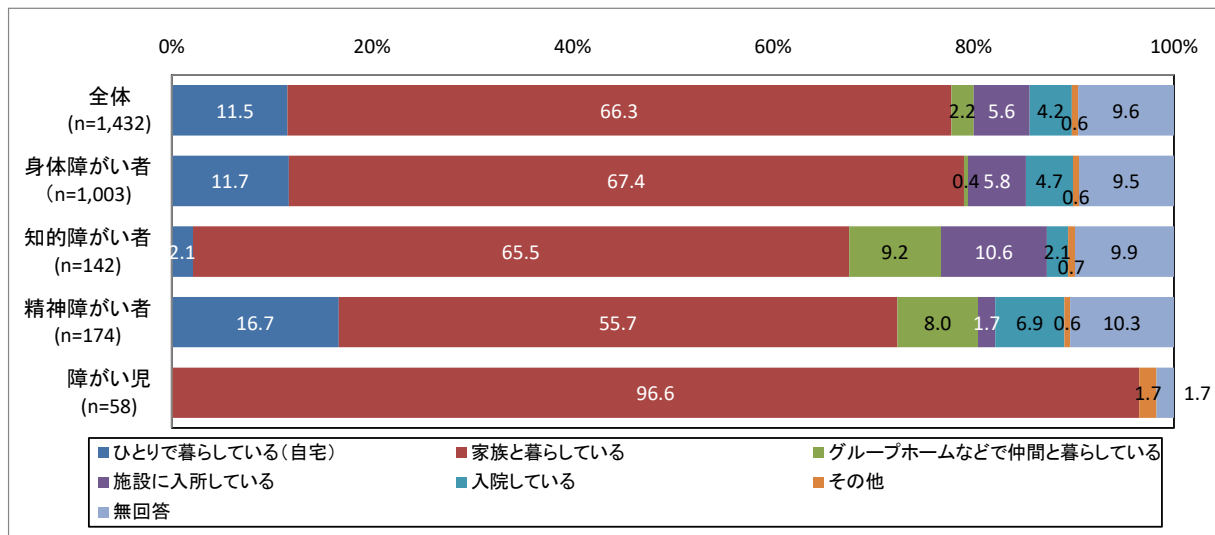
身体障害者手帳所持者は全体の70.0%、療育手帳所持者は全体の9.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は全体の12.2%となっています。



【暮らしの状況】

「家族と暮らしている」が 66.3%で最も高く、次いで「ひとりで暮らしている(自宅)」11.5%、「施設に入所している」5.6%の順となっています。

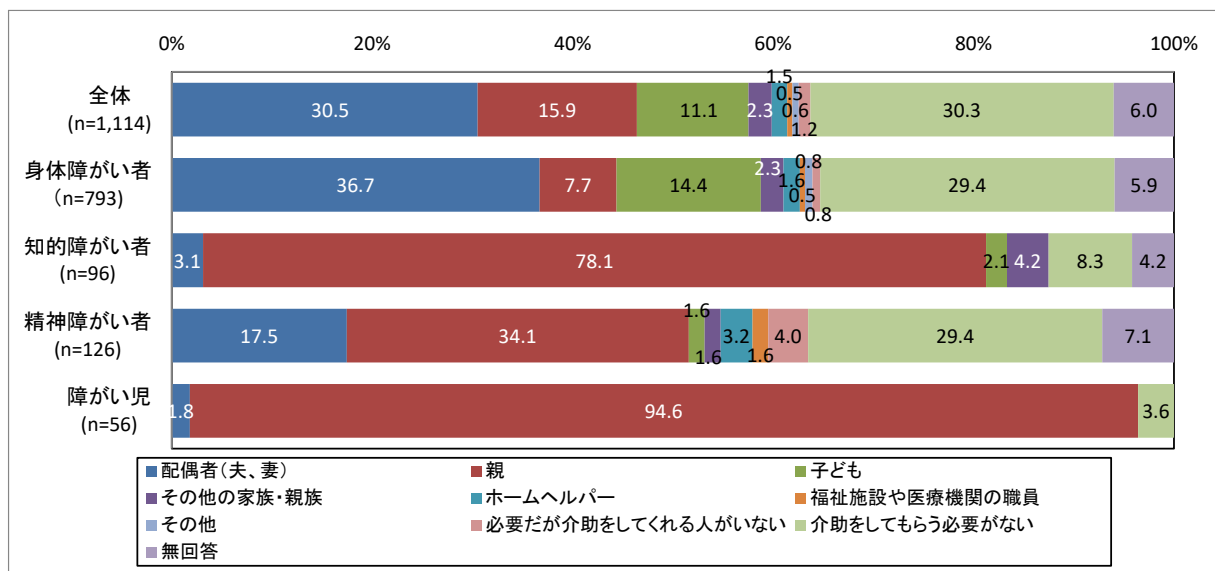
精神障がい者は「ひとりで暮らしている(自宅)」の割合が高くなっています。



【主な介助者】

【暮らしの状況】で「ひとりで暮らしている(自宅)」 「家族で暮らしている」と回答した人の主な介助者では、「配偶者(夫、妻)」が 30.5%で最も高く、次いで「介助をしてもらう必要がない」30.3%、「親」15.9%の順となっています。

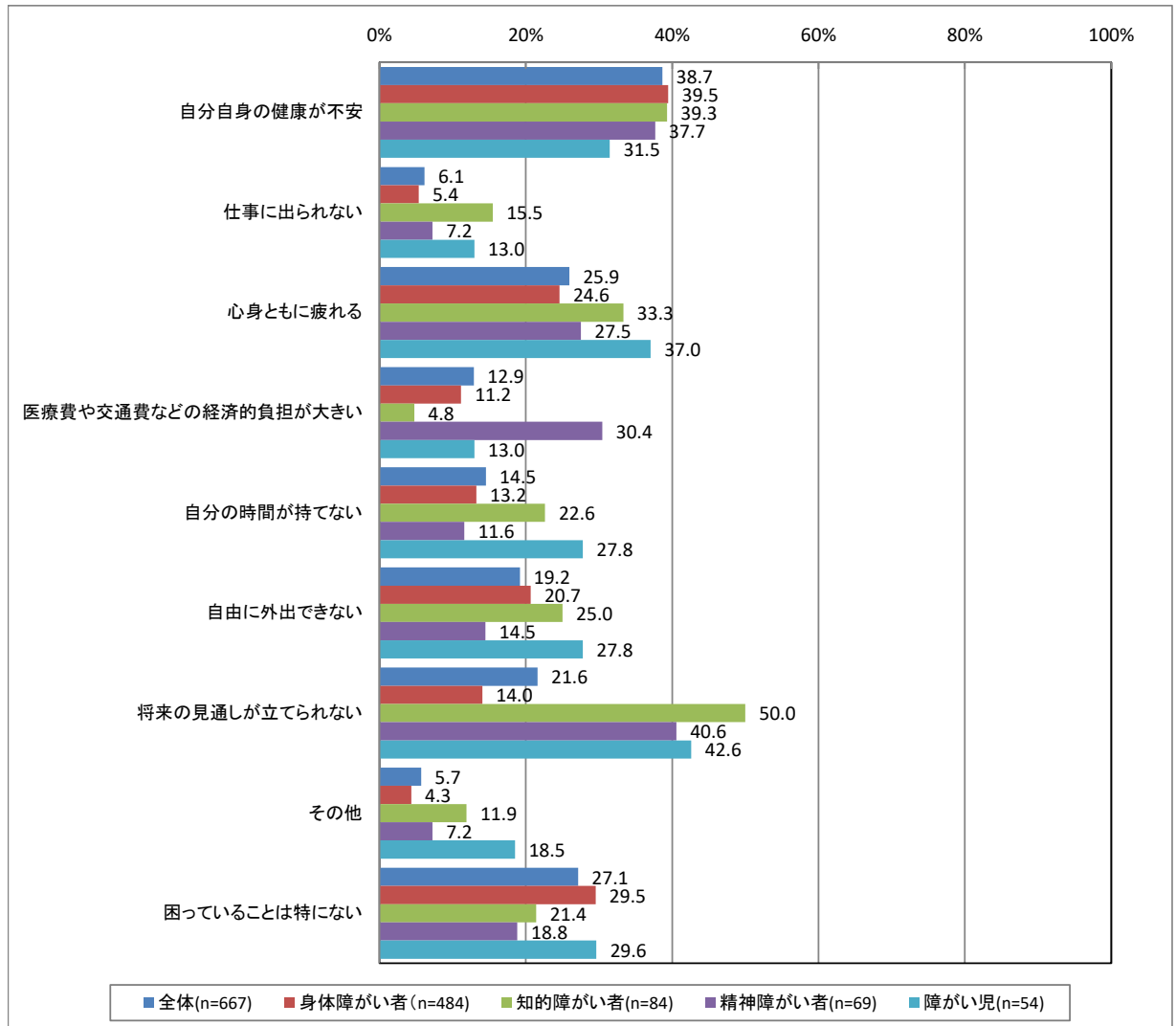
知的障がい者、精神障がい者、障がい児は「親」が最も高くなっています。



【介助をする上での困り事】

介助をする上での困り事では、「自分自身の健康が不安」が38.7%で最も高く、次いで「困っていることは特にない」27.1%、「心身ともに疲れる」25.9%の順となっています。

身体障がい者については「自分自身の健康が不安」が最も高い割合となっていますが、知的障がい者と精神障がい者と障がい児の介助者では「将来の見通しが立てられない」が最も高い割合となっています。

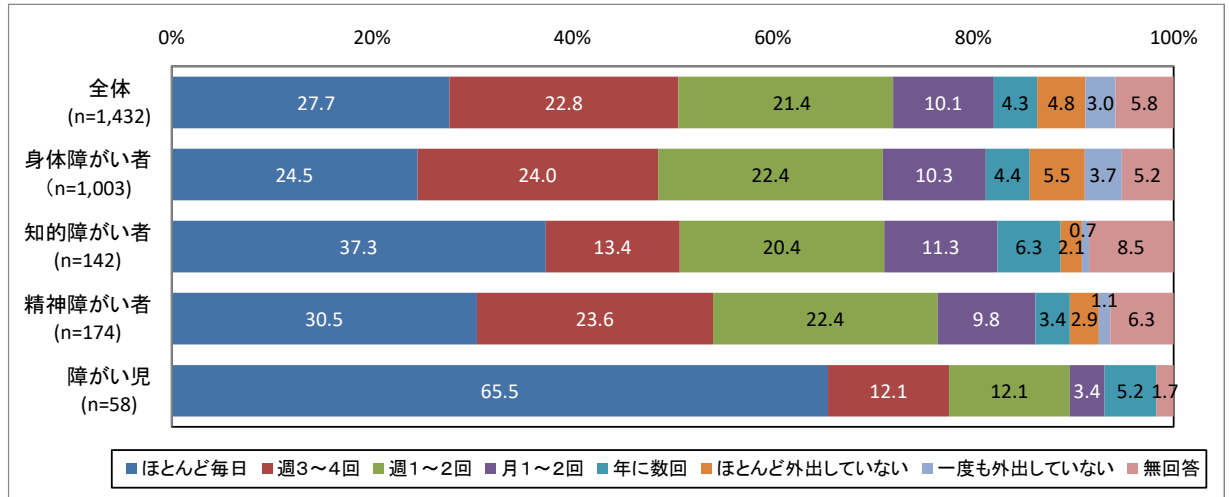


②外出等について

【外出の頻度】

過去1年間の外出の頻度では、「ほとんど毎日」が27.7%で最も高く、次いで「週3～4回」22.8%、「週1～2回」21.4%の順となっています。

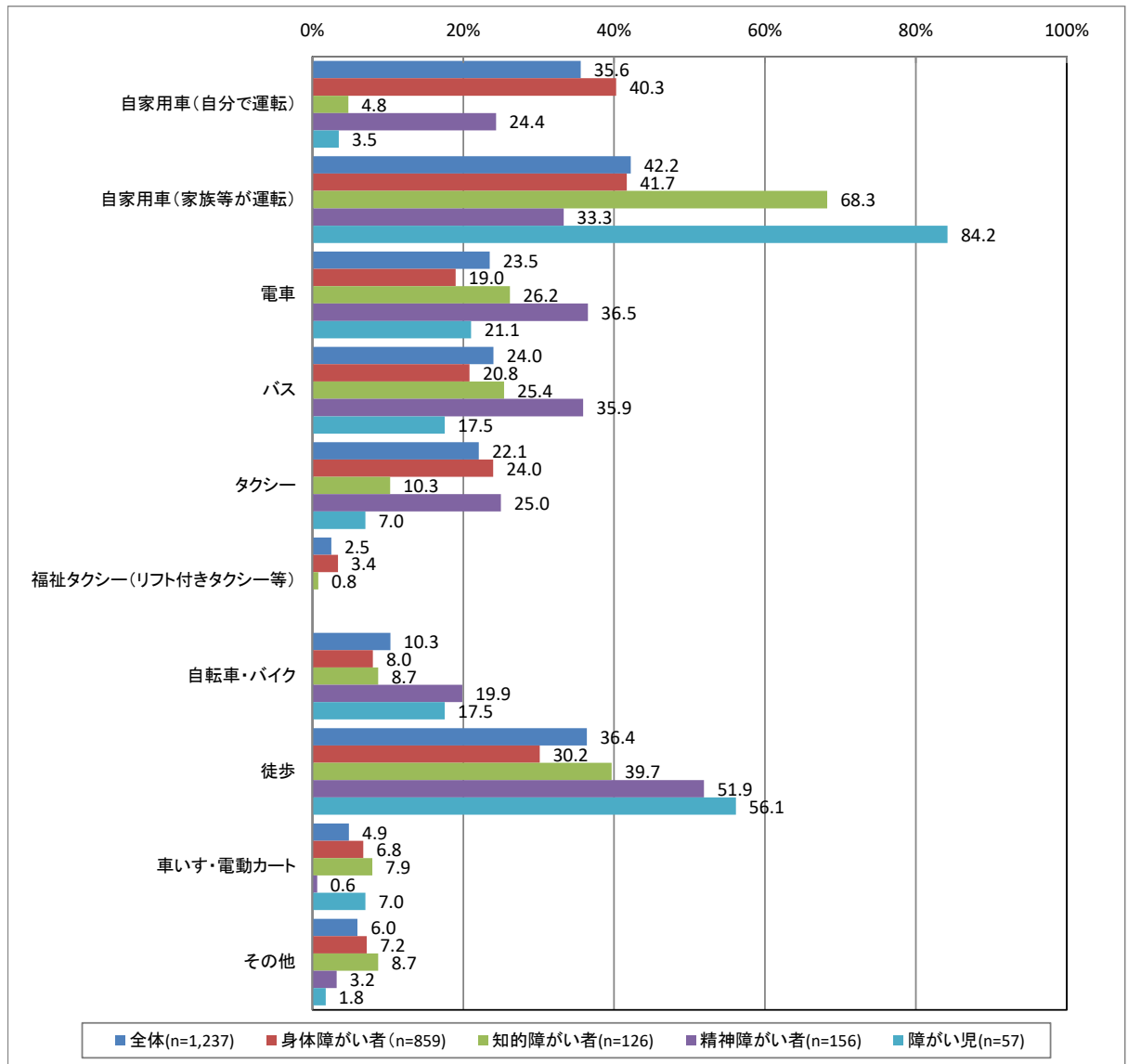
障がい児の外出頻度は他の障がい種別に比べると特に高くなっており、知的障がい者も、身体障がい者や精神障がい者に比べるとやや外出頻度が高くなっています。



【外出時の移動手段】

【外出の頻度】で外出をしていると回答した人の移動手段では、「自家用車(家族等が運転)」が42.2%で最も高く、次いで「徒歩」36.4%、「自家用車(自分で運転)」35.6%の順となっています。

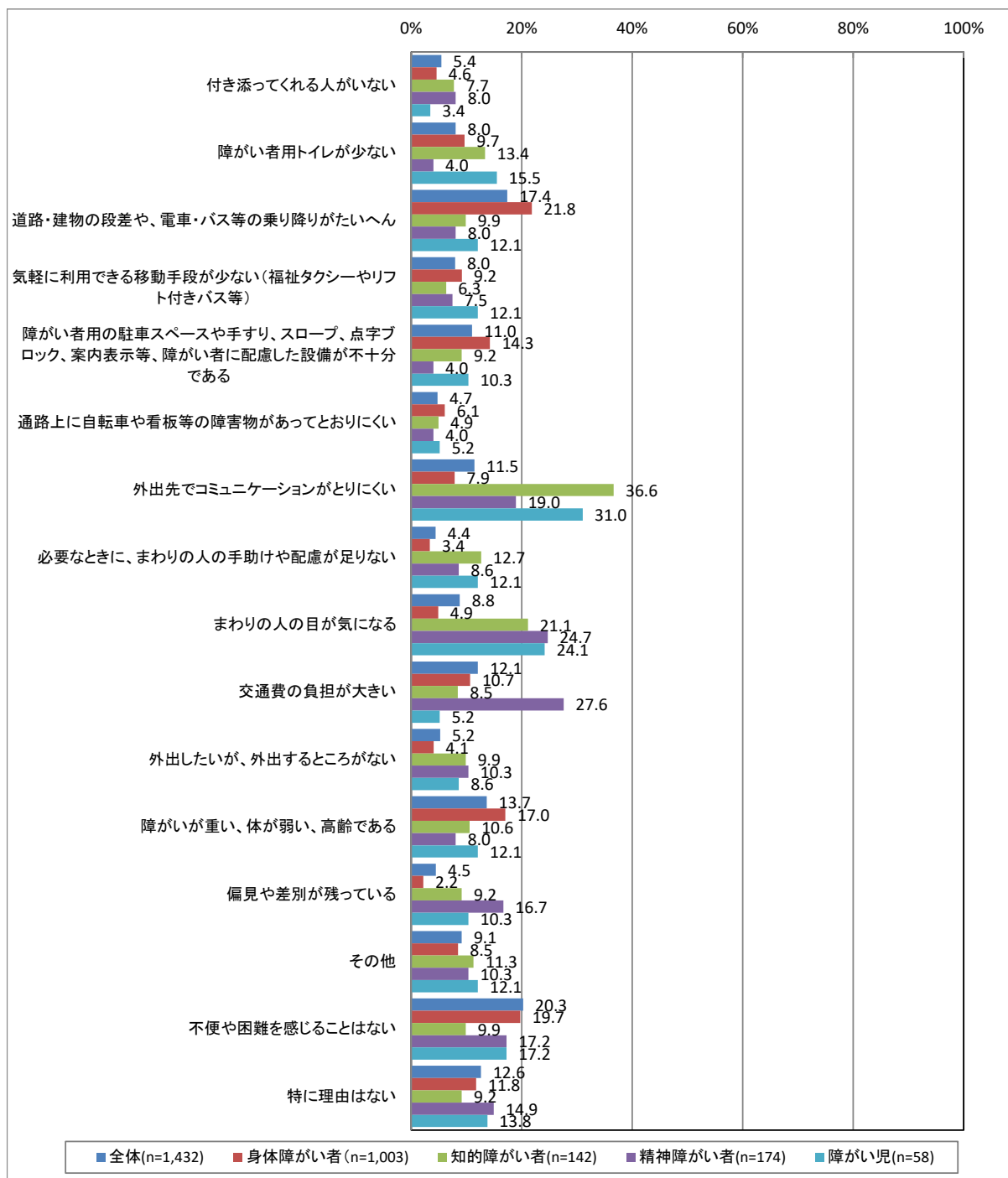
身体障がい者では、「自家用車(自分で運転)」、知的障がい者と障がい児では「自家用車(家族等が運転)」、精神障がい者では「電車」「バス」などの割合が高くなっています。



【外出時に感じる不便や困難】

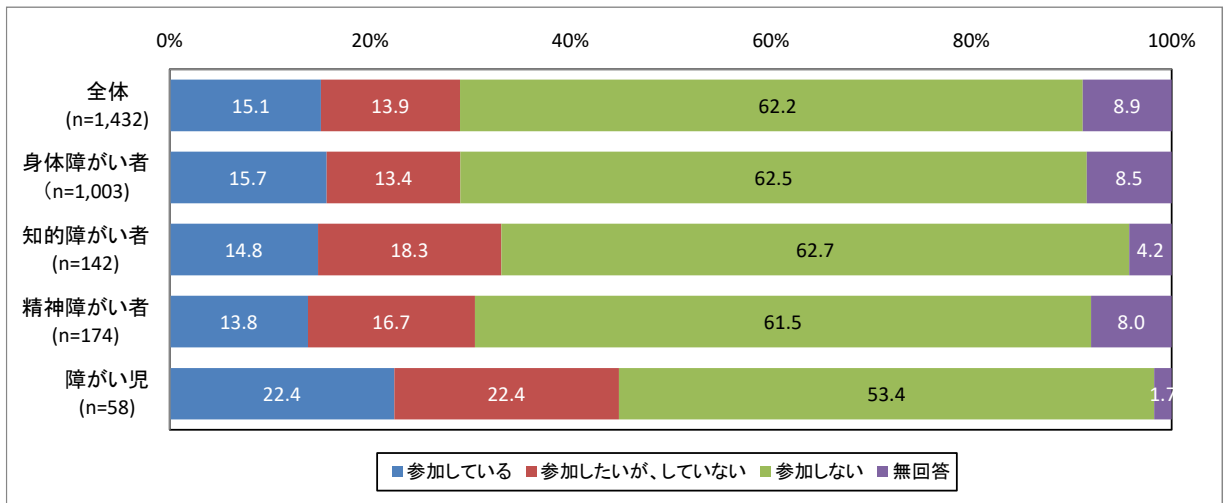
外出時に感じる不便や困難では、「不便や困難を感じることはない」が20.3%で最も高く、次いで「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」17.4%、「障がい者が重い、体が弱い、高齢である」13.7%の順となっています。

身体障がい者では、「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」、知的障がい者、障がい児では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」、精神障がい者では「交通費の負担が大きい」などの割合が高くなっています。



【スポーツや文化芸術活動などへの参加状況】

スポーツや文化芸術活動などへの参加状況では、「参加しない」が 62.2%で最も高く、次いで「参加している」15.1%、「参加したいが、していない」13.9%の順となっています。

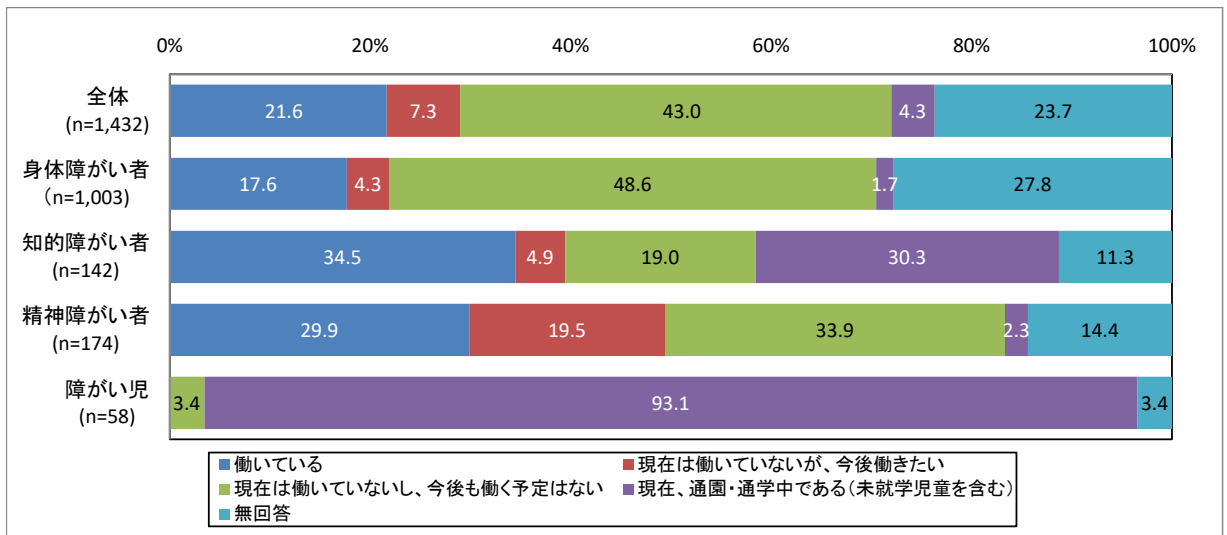


③就労・就学状況や障がい児の教育について

【就労・就学の状況】

就労・就学の状況では、「現在は働いていないし、今後も働く予定はない」が 43.0%で最も高く、次いで「働いている」21.6%、「現在は働いていないが、今後働きたい」7.3%の順となっています。

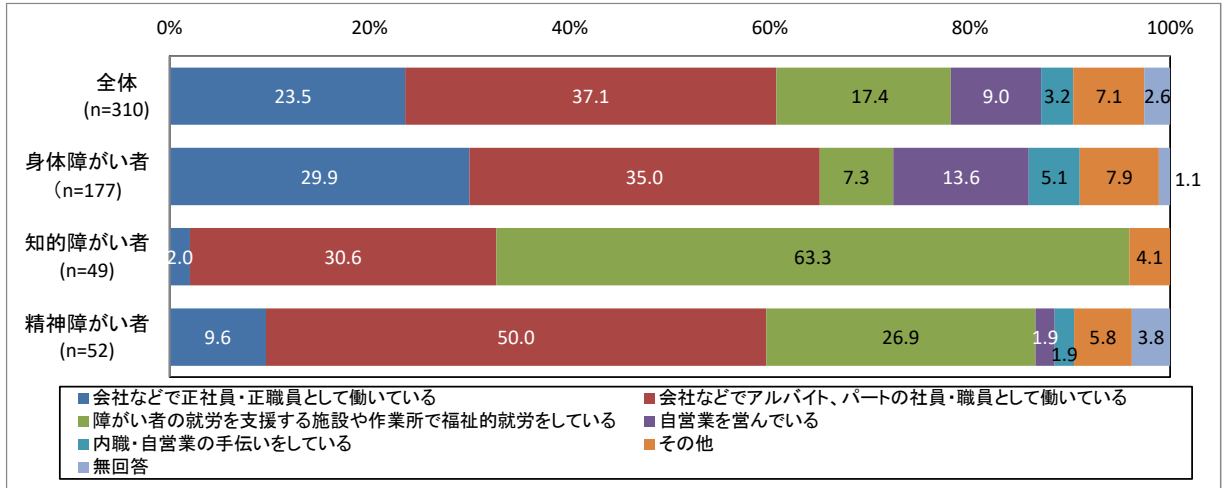
「現在は働いていないが、今後働きたい」と回答した人の割合が最も高かったのは精神障がい者で、19.5%となっています。



【就労形態】

【就労・就学の状況】で「働いている」と回答した人の主な就業形態では、「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」が 37.1%で最も高く、次いで「会社などで正社員・正職員として働いている」23.5%、「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」17.4%の順となっています。

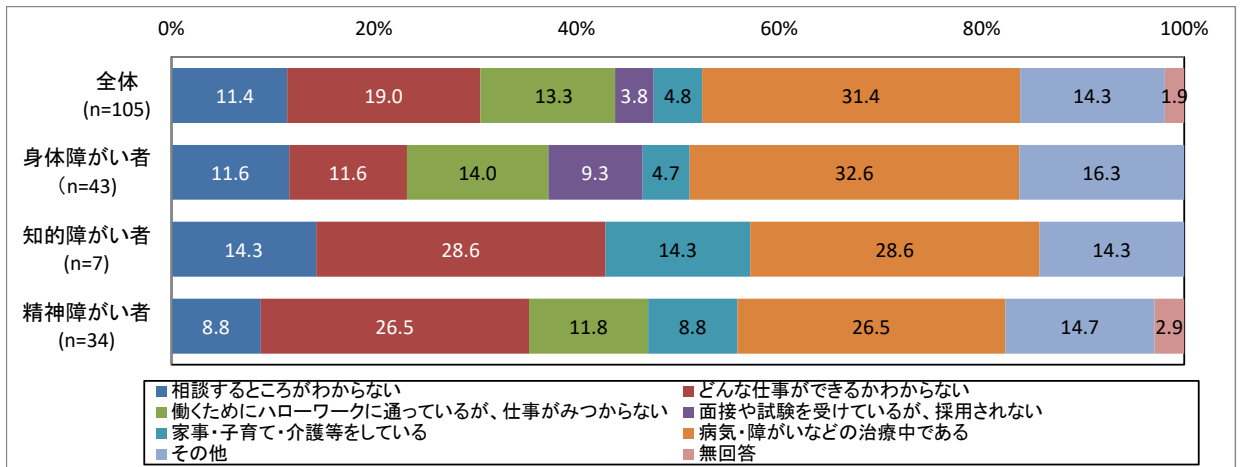
知的障がい者については、「障がい者の就労を支援する施設や作業所で福祉的就労をしている」の割合が高くなっています。



【就労していない理由】

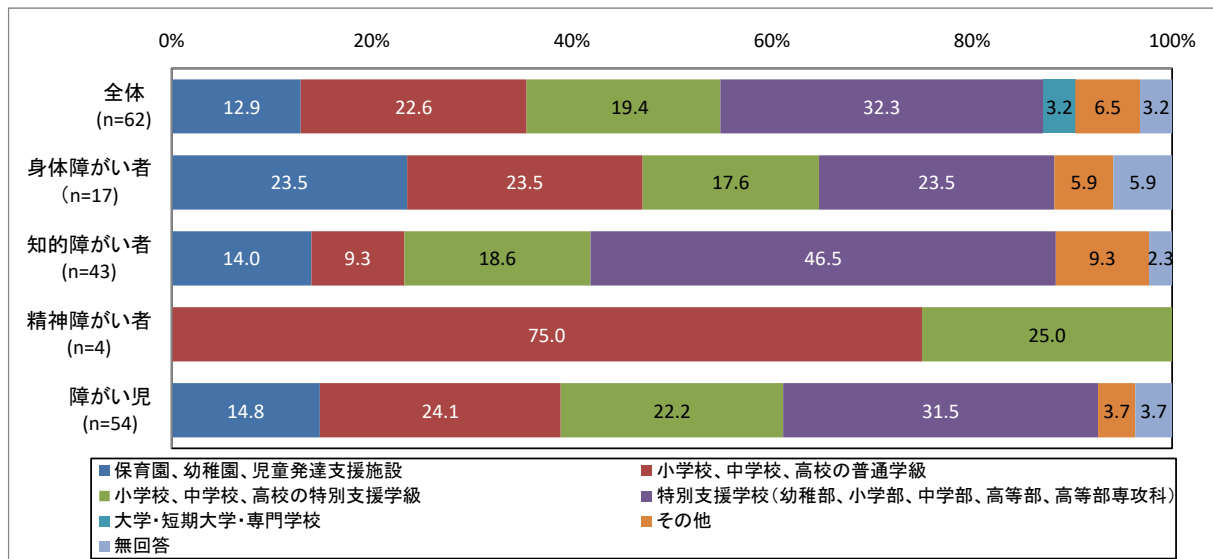
【就労・就学の状況】で「現在は働いていないが、今後働きたい」と回答した人の現在、あなたが働いていない理由では、「病気・障がいなどの治療中である」が 31.4%で最も高く、次いで「どんな仕事ができるかわからない」19.0%、「その他」14.3%の順となっています。

知的障がい者、精神障がい者では、「どんな仕事ができるかわからない」の割合が高くなっています。



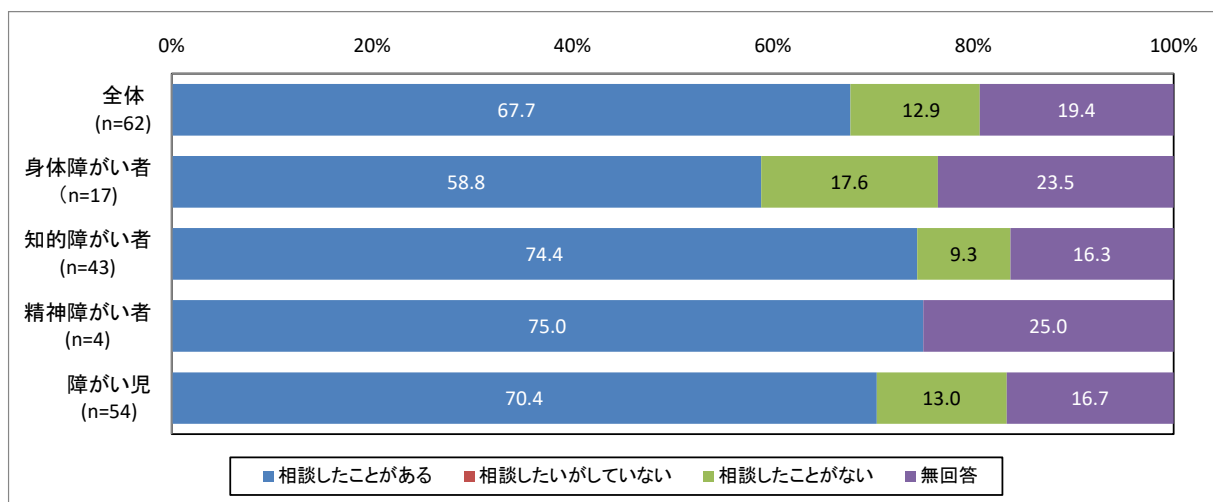
【通学・通園している施設】

【就労・就学の状況】で「現在、通園・通学中である(未就学児童を含む)」と回答した人の施設では、「特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科)」が 32.3%で最も高く、次いで「小学校、中学校、高校の普通学級」22.6%、「小学校、中学校、高校の特別支援学級」19.4%の順となっています。



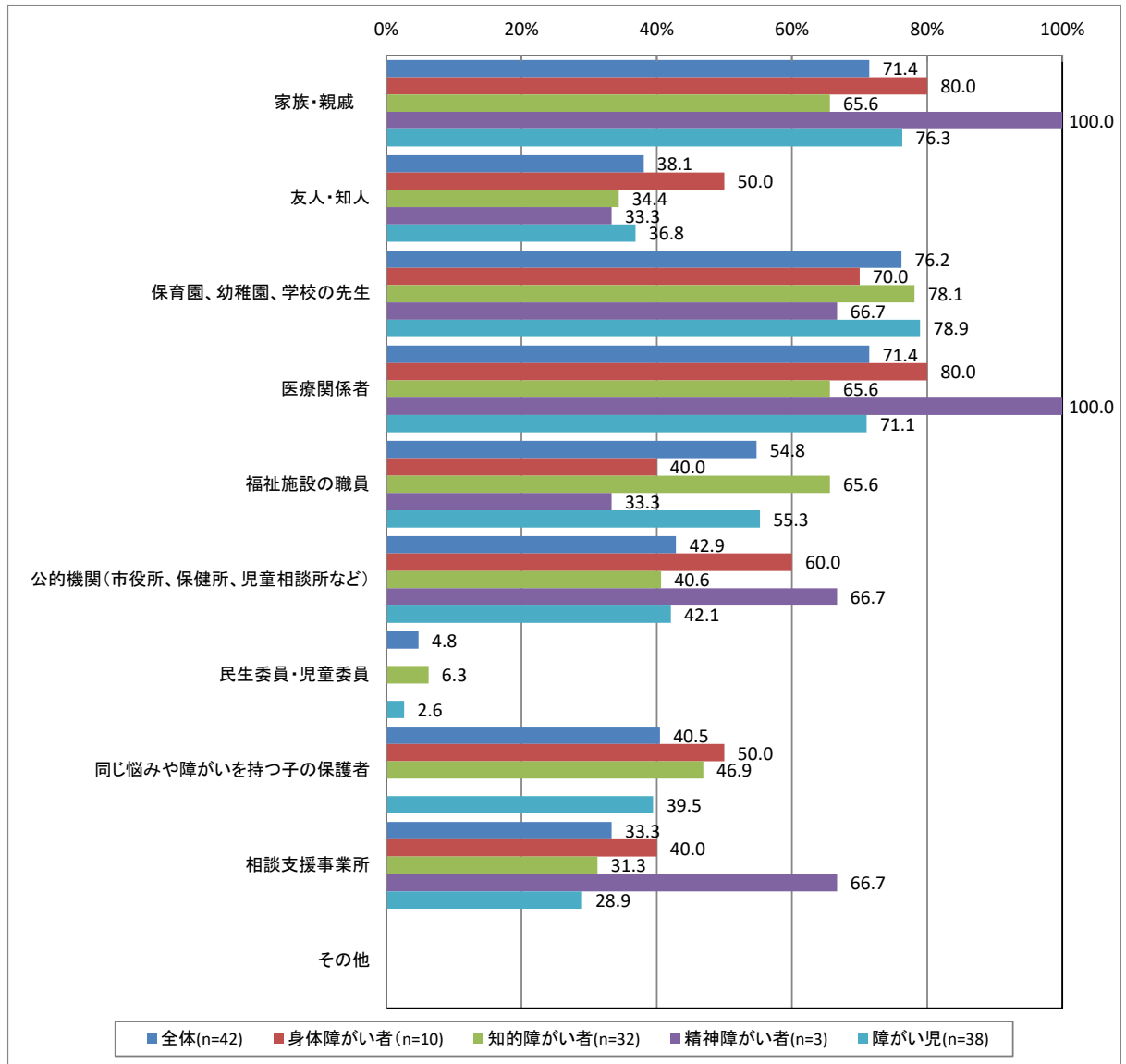
【児童・生徒に関する相談の有無】

【就労・就学の状況】で「現在、通園・通学中である(未就学児童を含む)」と回答した人の、お子さんのことについての相談の有無では、「相談したことがある」が 67.7%、「相談したことがない」が 12.9%となっています。



【児童・生徒に関する相談相手】

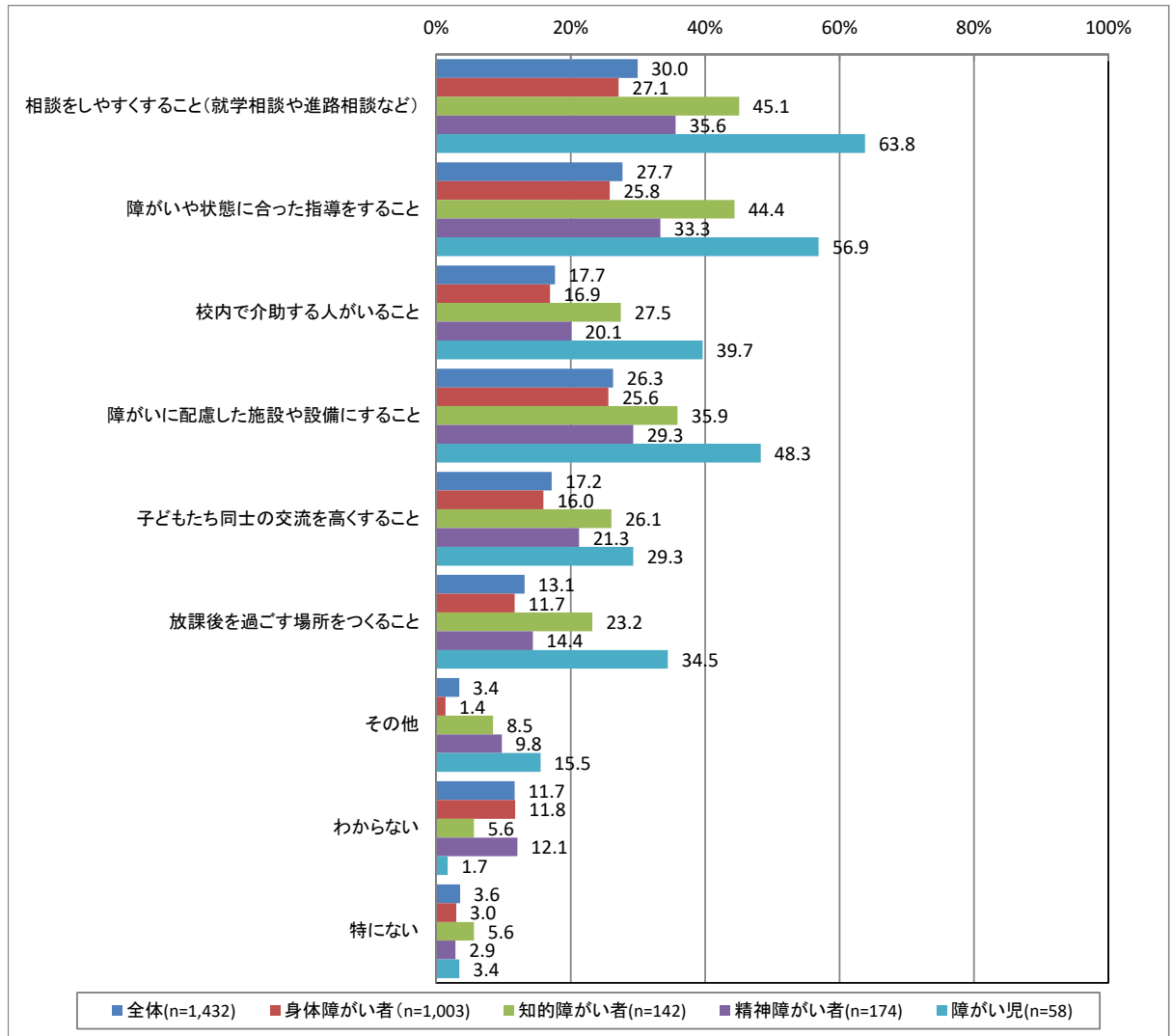
【児童・生徒に関する相談の有無】で「相談したことがある」と回答した人の相談した相手では、「保育園、幼稚園、学校の先生」が76.2%で最も高く、次いで「家族・親戚」71.4%、「医療関係者」71.4%、「福祉施設の職員」54.8%の順となっています。



【障がい児の教育環境に関して必要だと思うもの】

障がい児の教育環境に関して必要だと思うものでは、全体として「相談をしやすいこと(就学相談や進路相談など)」が 30.0%で最も高く、次いで「障がいや状態に合った指導をすること」27.7%、「障がいに配慮した施設や設備にすること」26.3%の順となっています。

知的障がい者、障がい児については、全体的に教育環境について必要と思うものの割合が高くなっています。

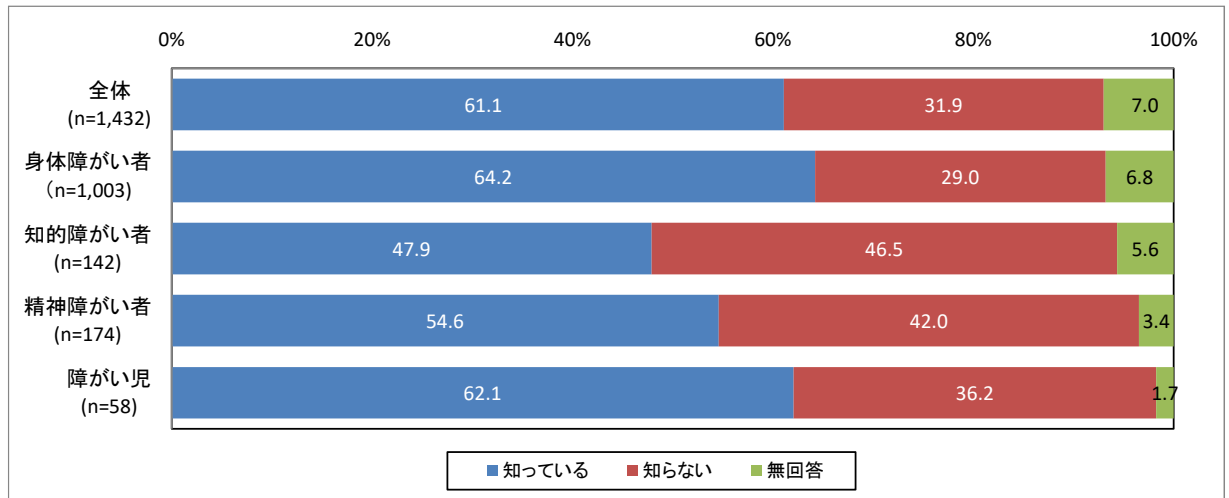


④災害対策について

【災害時の指定避難先の認知度】

災害時の市が指定する避難先の認知度では、「知っている」が61.1%、「知らない」が31.9%となっています。

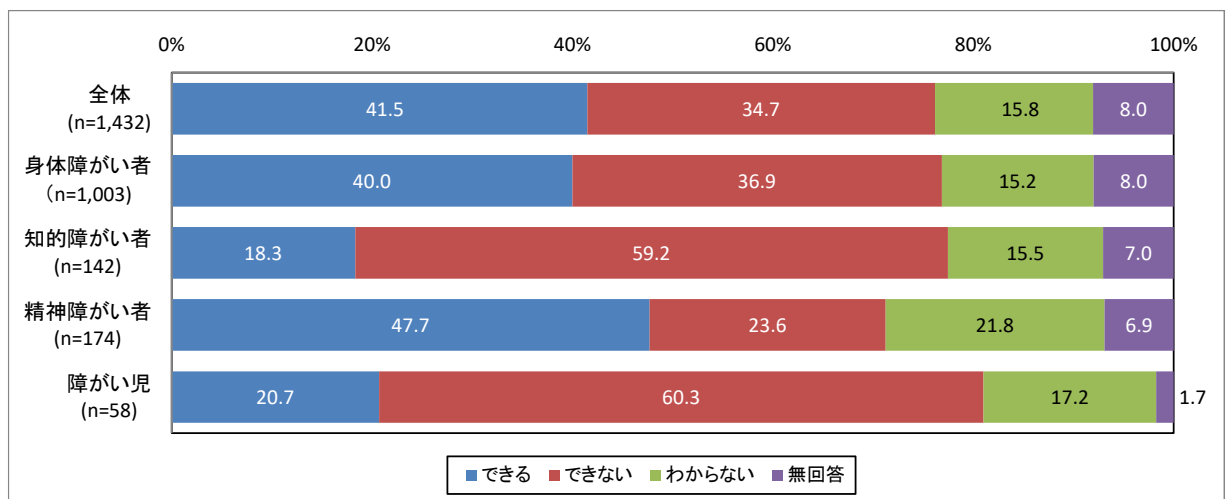
知的障がい者では、「知っている」の割合がやや低くなっています。



【災害時の避難】

災害時にひとりで避難できるかでは、「できる」が41.5%で最も高く、次いで「できない」34.7%、「わからない」15.8%の順となっています。

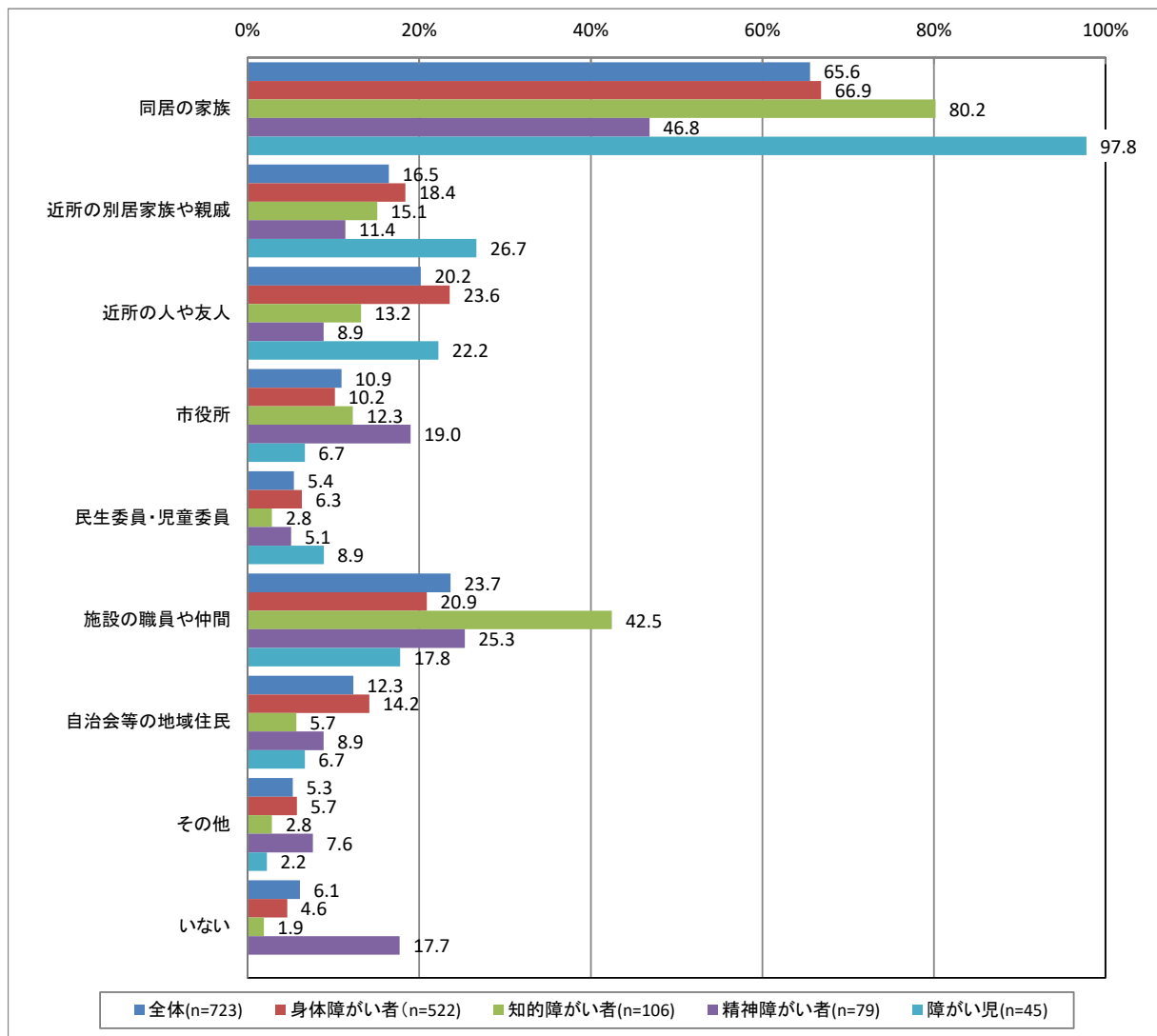
知的障がい者、障がい児では、「できる」の割合が低くなっています。



【災害時に支援してほしい人】

【災害時の避難】で「災害時にひとりで避難が「できない」「(できるかどうか)わからない」と回答した人の避難時に支援をお願いしたい人では、「同居の家族」が 65.6%で最も高く、次いで「施設の職員や仲間」23.7%、「近所の人や友人」20.2%の順となっています。

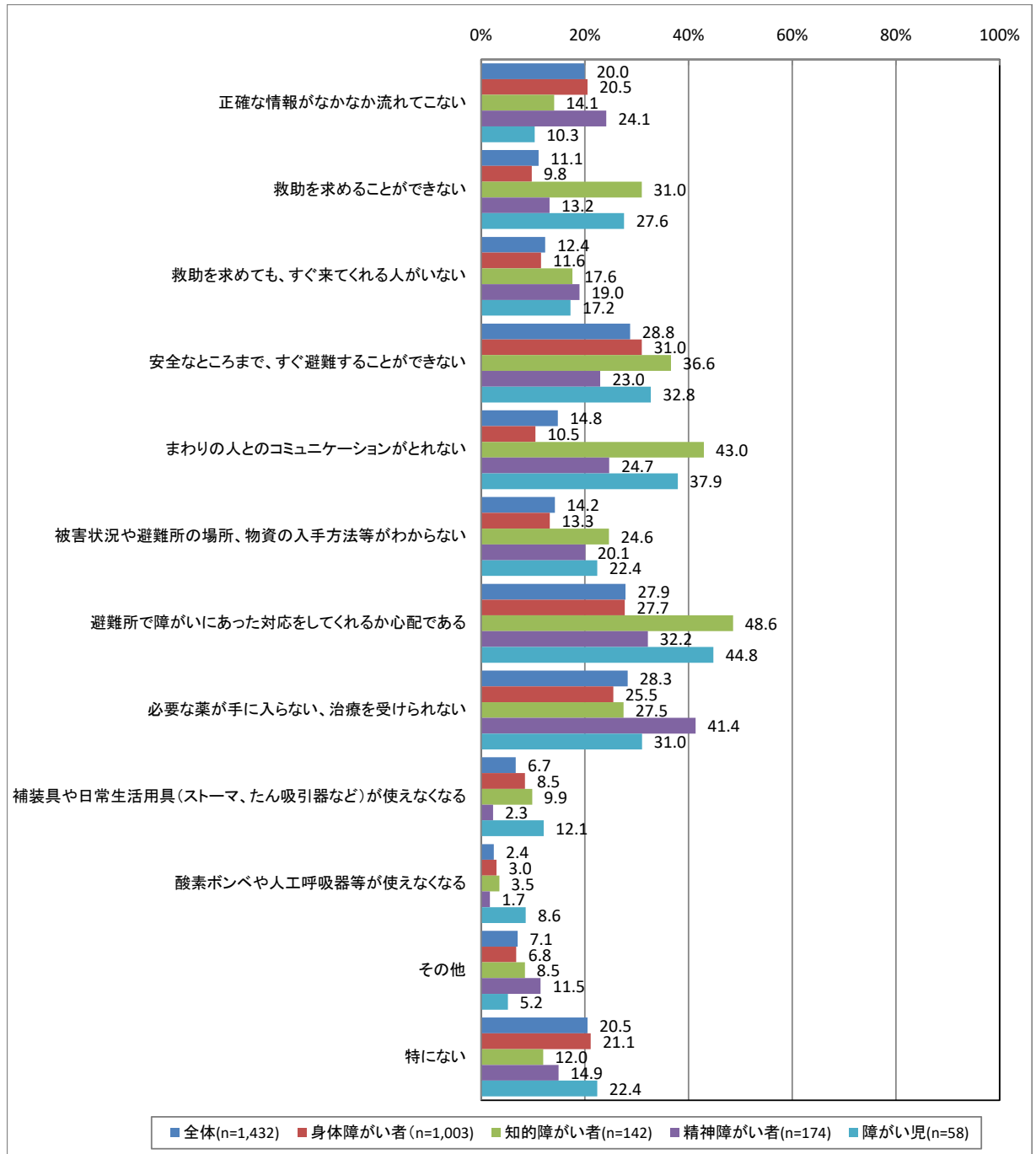
知的障がい者については、「施設の職員や仲間」、精神障がい者については、「いない」、障がい児については、「同居の家族」などの割合が高くなっています。



【災害時の心配事】

災害時の心配事では、「安全なところまで、すぐ避難することができない」が28.8%で最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」28.3%、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」27.9%の順となっています。

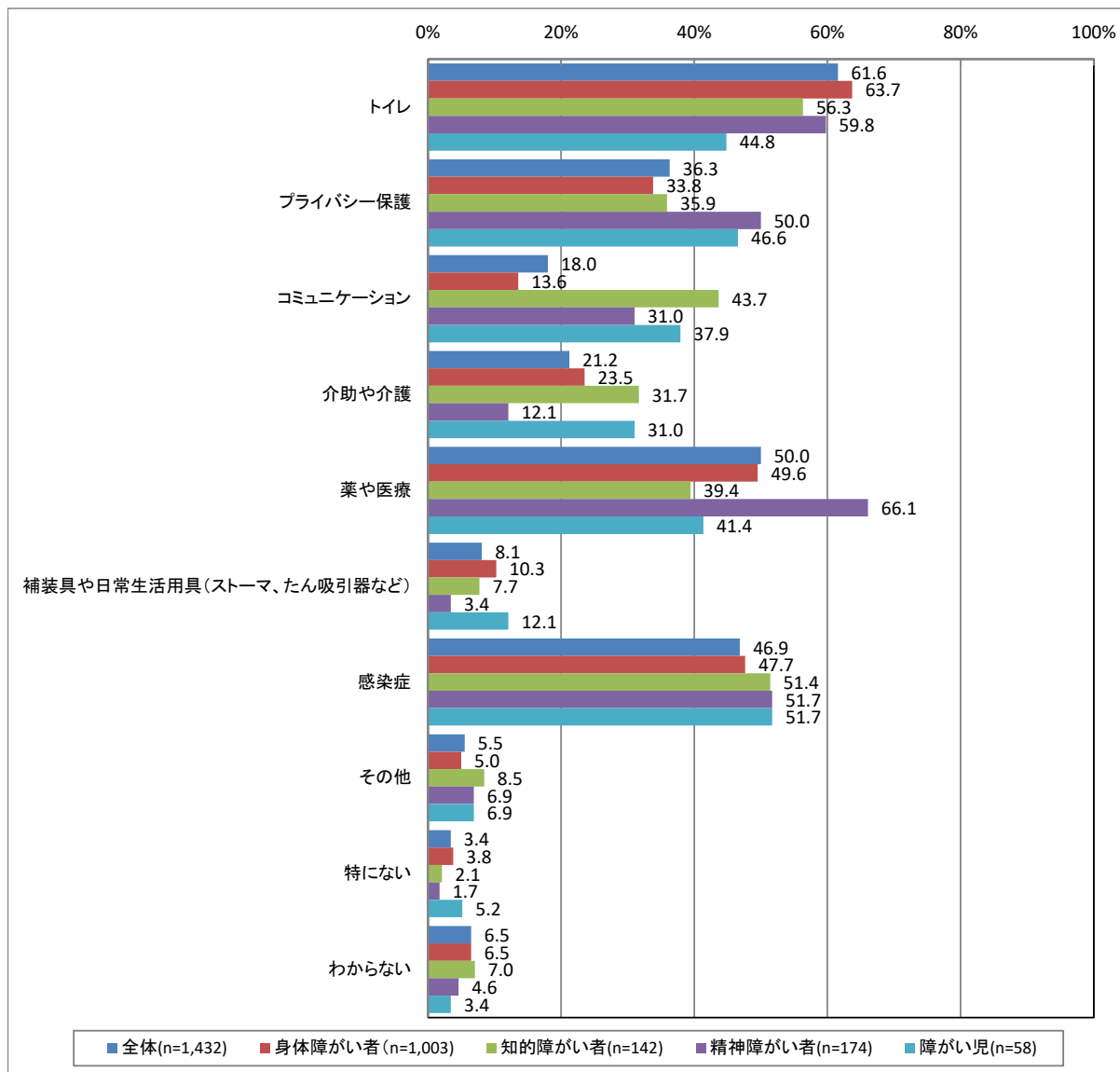
知的障がい者、障がい児については、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」、精神障がい者については「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」などの割合が高くなっています。



【災害時避難所などでの困り事】

災害時避難所などでの困り事では、「トイレ」が 61.6%で最も高く、次いで「薬や医療」50.0%、「感染症」46.9%の順となっています。

知的障がい者、障がい児では、「コミュニケーション」、精神障がい者では、「薬や医療」「プライバシー保護」などの割合が高くなっています。



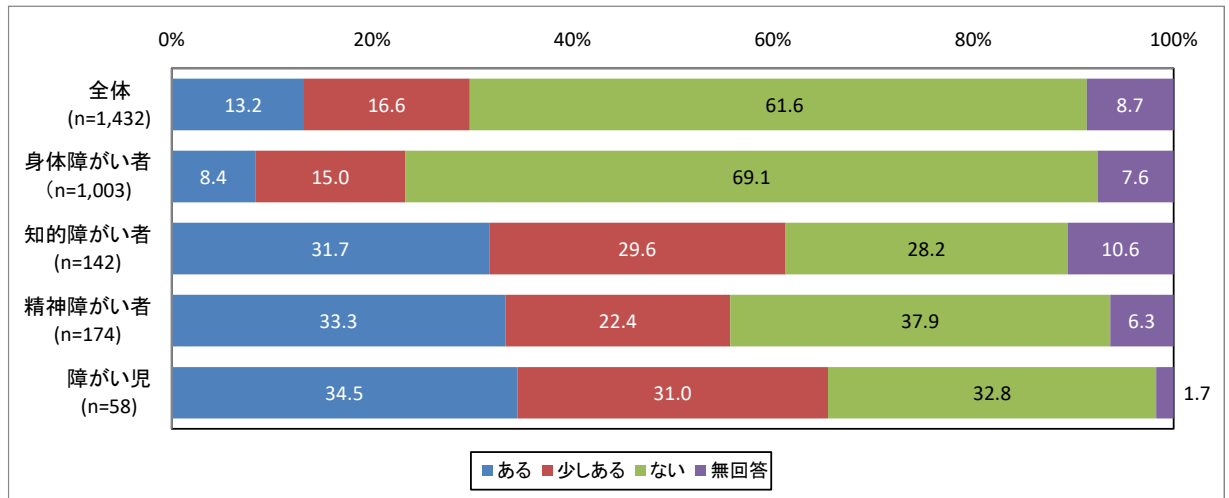
※「感染症」の数値が高いのは、新型コロナウイルス感染症流行中にアンケートを実施したことが影響している可能性があります。

⑤権利擁護について

【障がいによる差別など】

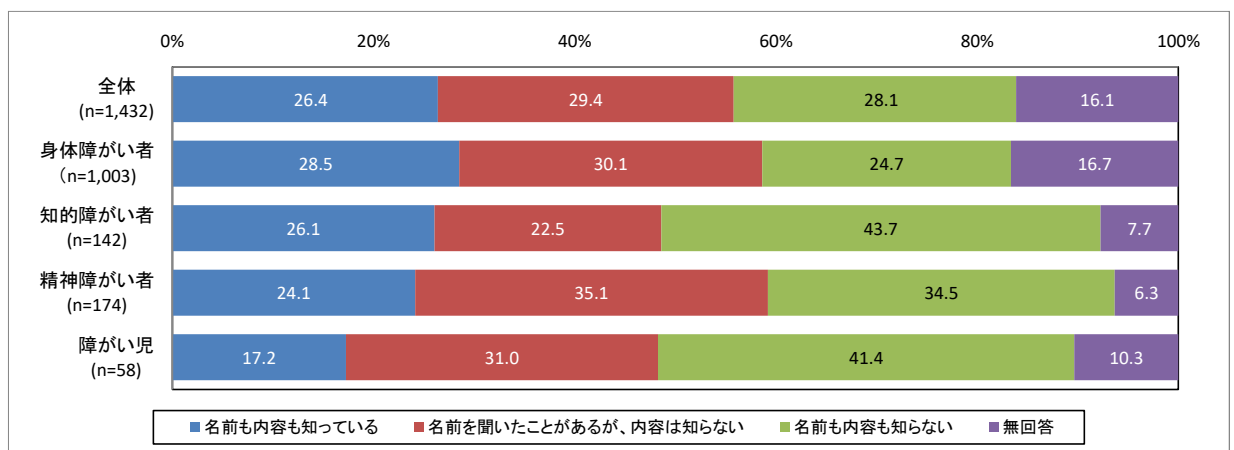
障がいがあることでの差別や嫌な思いをしたことでは、「ない」が 61.6%で最も高く、次いで「少しある」16.6%、「ある」13.2%の順となっています。

知的障がい者、精神障がい者、障がい児では、「ある」「少しある」の割合が高くなっています。



【成年後見制度の認知度】

成年後見制度に関しては、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.4%で最も高く、次いで「名前も内容も知らない」28.1%、「名前も内容も知っている」26.4%の順となっています。

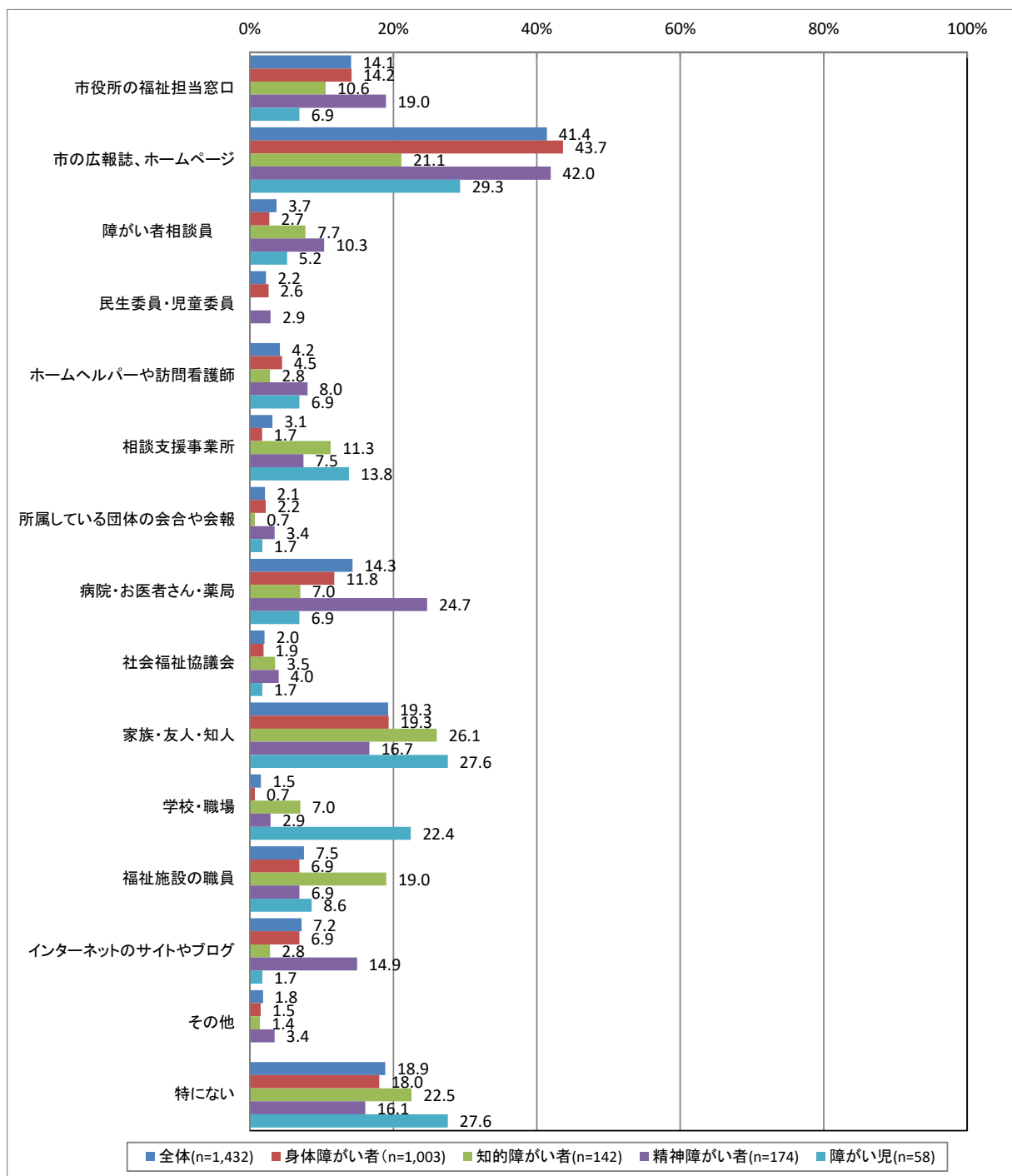


⑥情報収集について

【福祉施策についての情報収集方法】

福祉施策についての情報収集方法では、「市の広報誌、ホームページ」が41.4%で最も高く、次いで「家族・友人・知人」19.3%、「特にない」18.9%の順となっています。

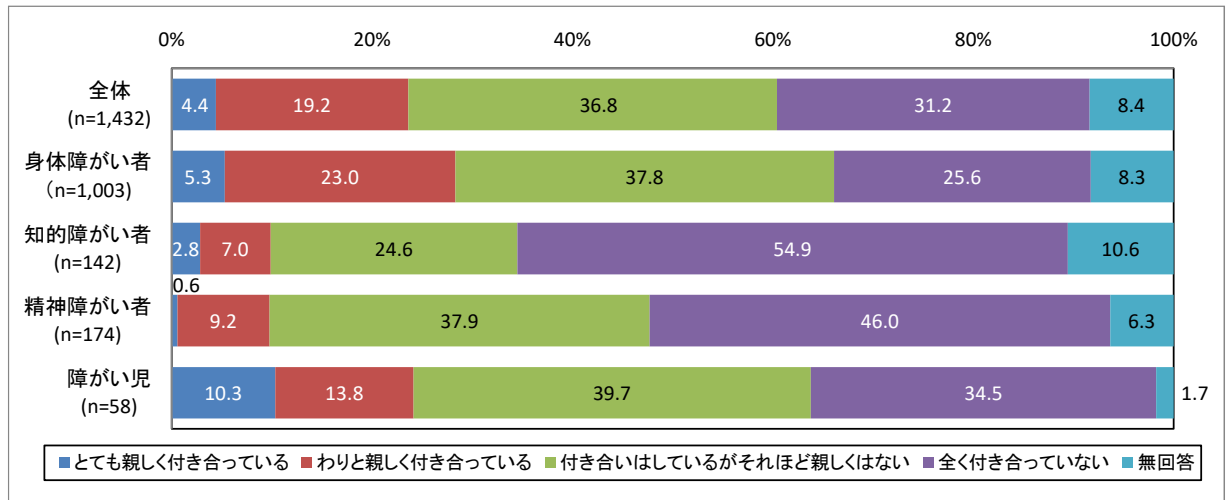
知的障がい者では、「相談支援事業所」「家族・友人・知人」「福祉施設の職員」、精神障がい者では、「病院・お医者さん・薬局」「インターネットのサイトやブログ」、障がい児では、「相談支援事業所」「家族・友人・知人」「学校・職場」などの割合が高くなっています。



⑦地域での生活について

【近所付き合いの程度】

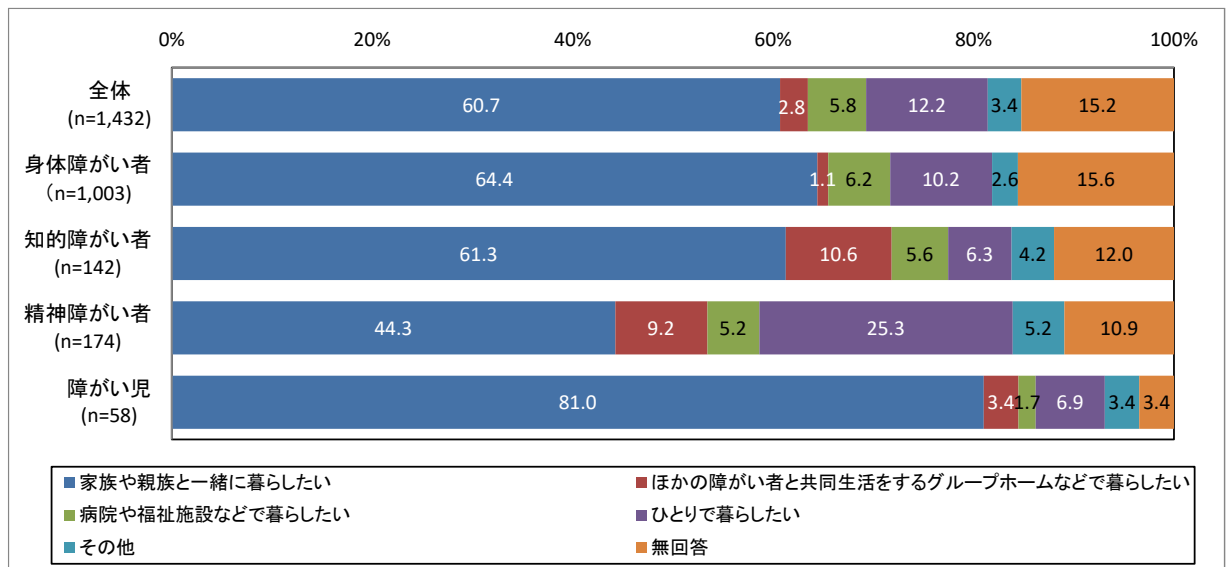
近所付き合いの程度では、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が36.8%で最も高く、次いで「全く付き合いがない」31.2%、「わりと親しく付き合っている」19.2%の順となっています。知的障がい者、精神障がい者では、「親しく付き合っている」の割合が低くなっています。



⑧これからの暮らしのことについて

【希望する暮らし方】

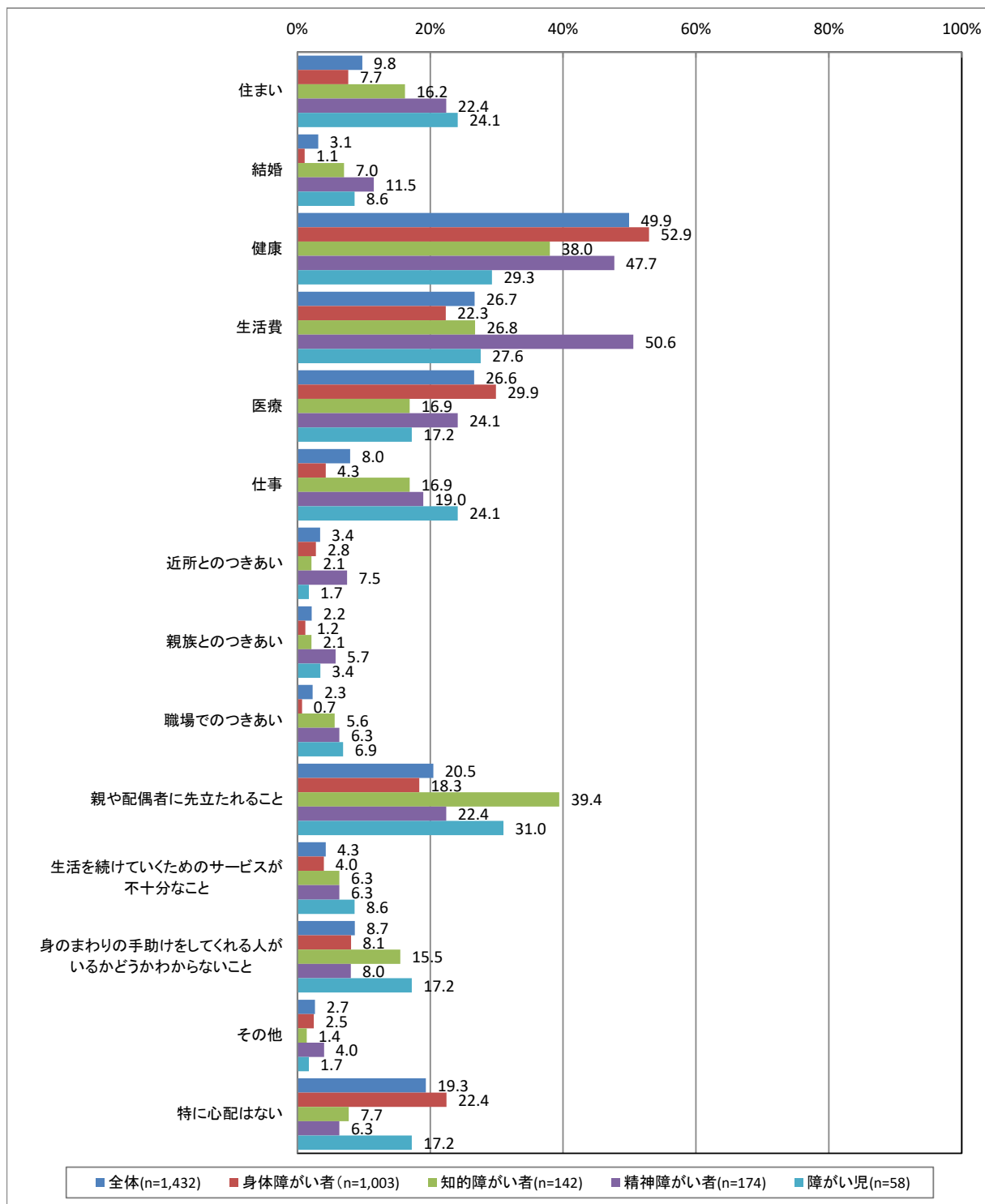
希望する暮らし方では、「家族や親族と一緒に暮らしたい」が60.7%で最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」12.2%、「病院や福祉施設などで暮らしたい」5.8%の順となっています。精神障がい者では、「ひとりで暮らしたい」の割合が高くなっています。



【暮らしの中での心配事】

暮らしの中での心配事では、「健康」が 49.9%で最も高く、次いで「生活費」26.7%、「医療」26.6%の順となっています。

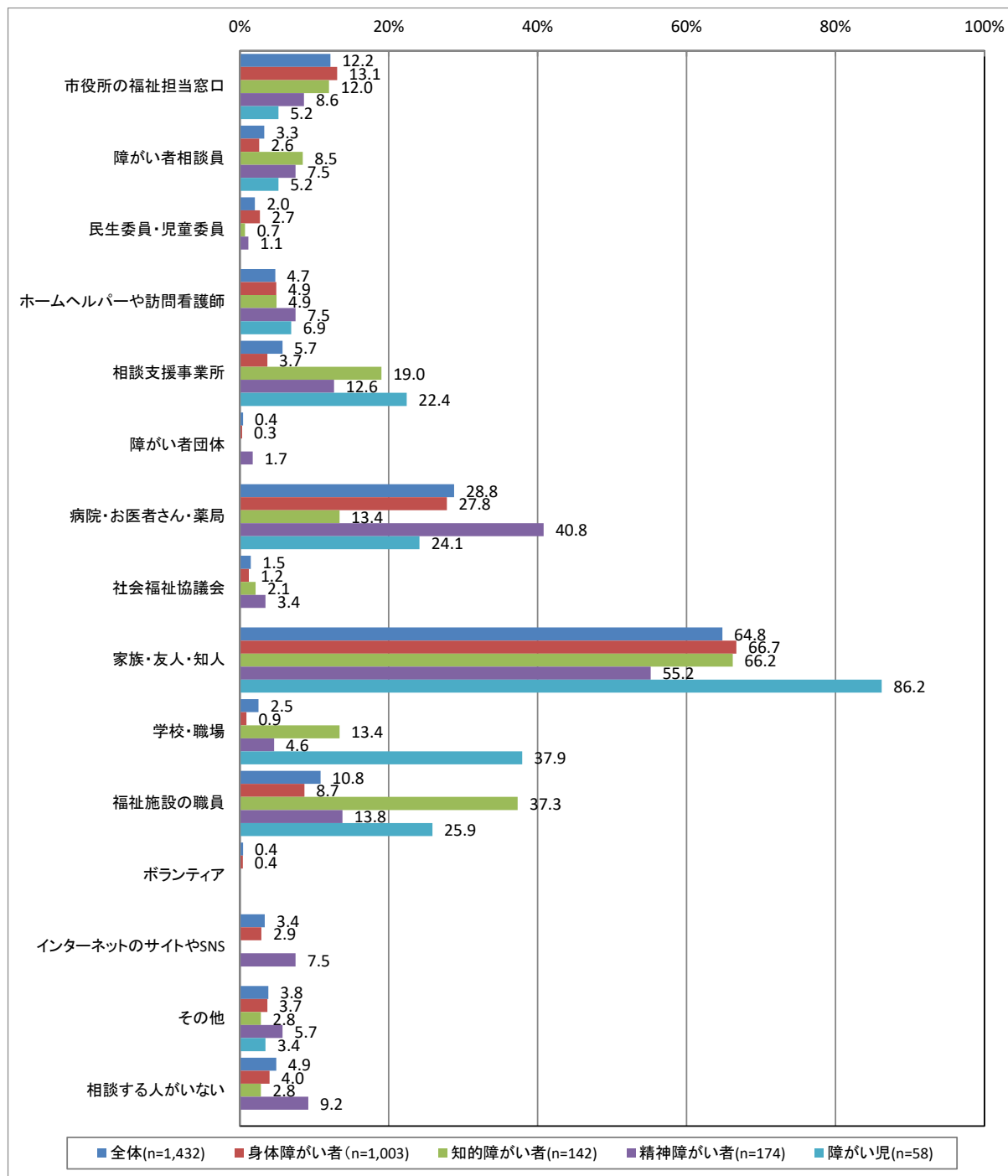
身体障がい者では、「健康」、知的障がい者、障がい児では、「親や配偶者に先立たれること」「身のまわりの手助けをしてくれる人がいるかどうかわからないこと」、精神障がい者では、「生活費」などの割合が高くなっています。



【困った時の相談相手】

困った時の相談相手では、「家族・友人・知人」が 64.8%で最も高く、次いで「病院・お医者さん・薬局」28.8%、「市役所の福祉担当窓口」12.2%の順となっています。

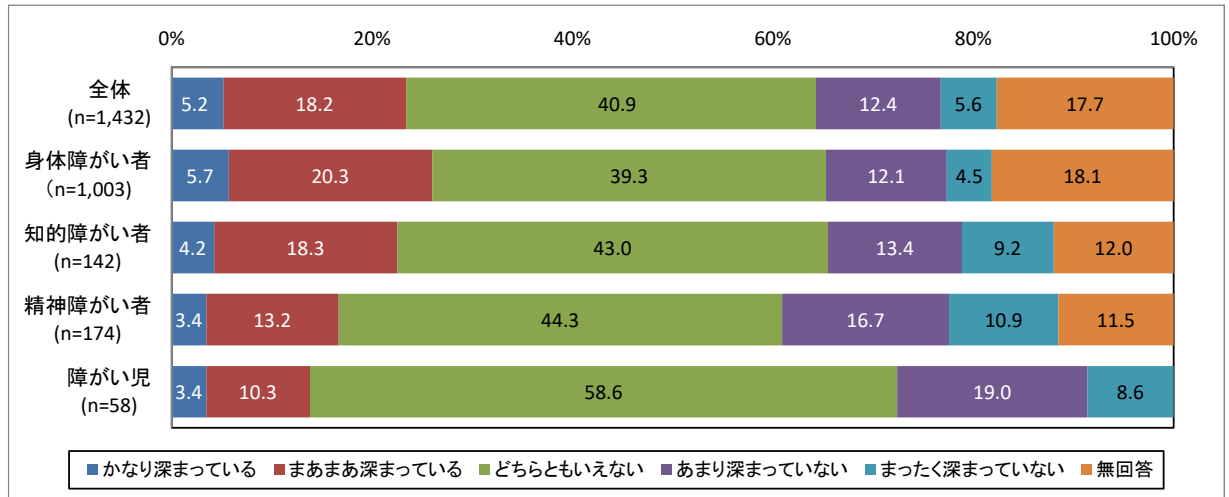
知的障がい者では、「相談支援事業所」「福祉施設の職員」、精神障がい者では、「病院・お医者さん・薬局」、障がい児では、「相談支援事業所」「家族・友人・知人」「学校・職場」などの割合が高くなっています。



⑧福祉全般について

【障がい者への理解】

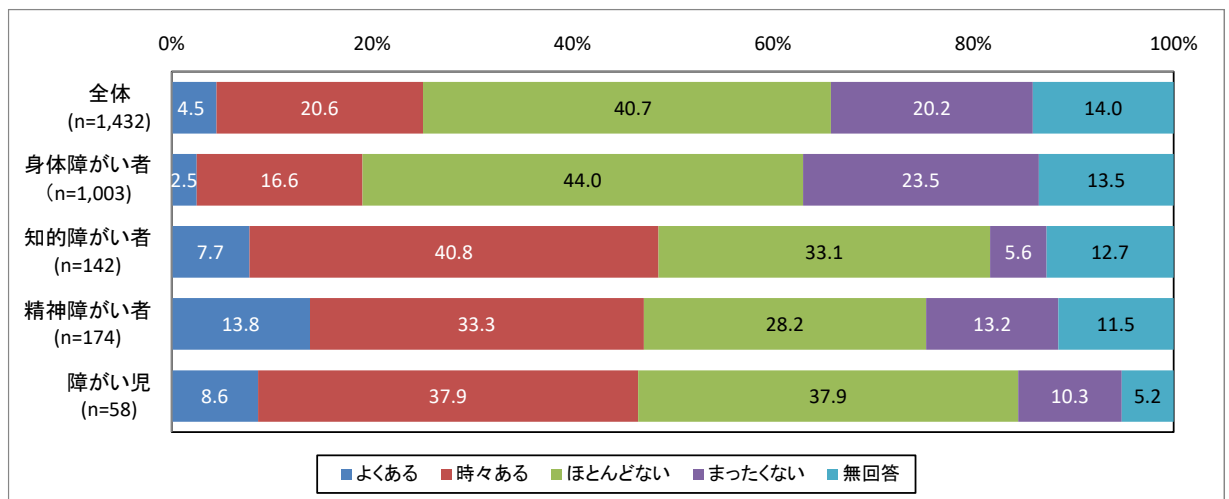
市全体での障がい者への理解の深まりでは、「どちらともいえない」が40.9%で最も高く、次いで「まあまあ深まっている」18.2%、「あまり深まっていない」12.4%の順となっています。



【障がい者への差別や偏見】

ふだんの暮らしのなかで、障がい者への差別や偏見を感じたことがあるかでは、「ほとんどない」が40.7%で最も高く、次いで「時々ある」20.6%、「まったくない」20.2%の順となっています。

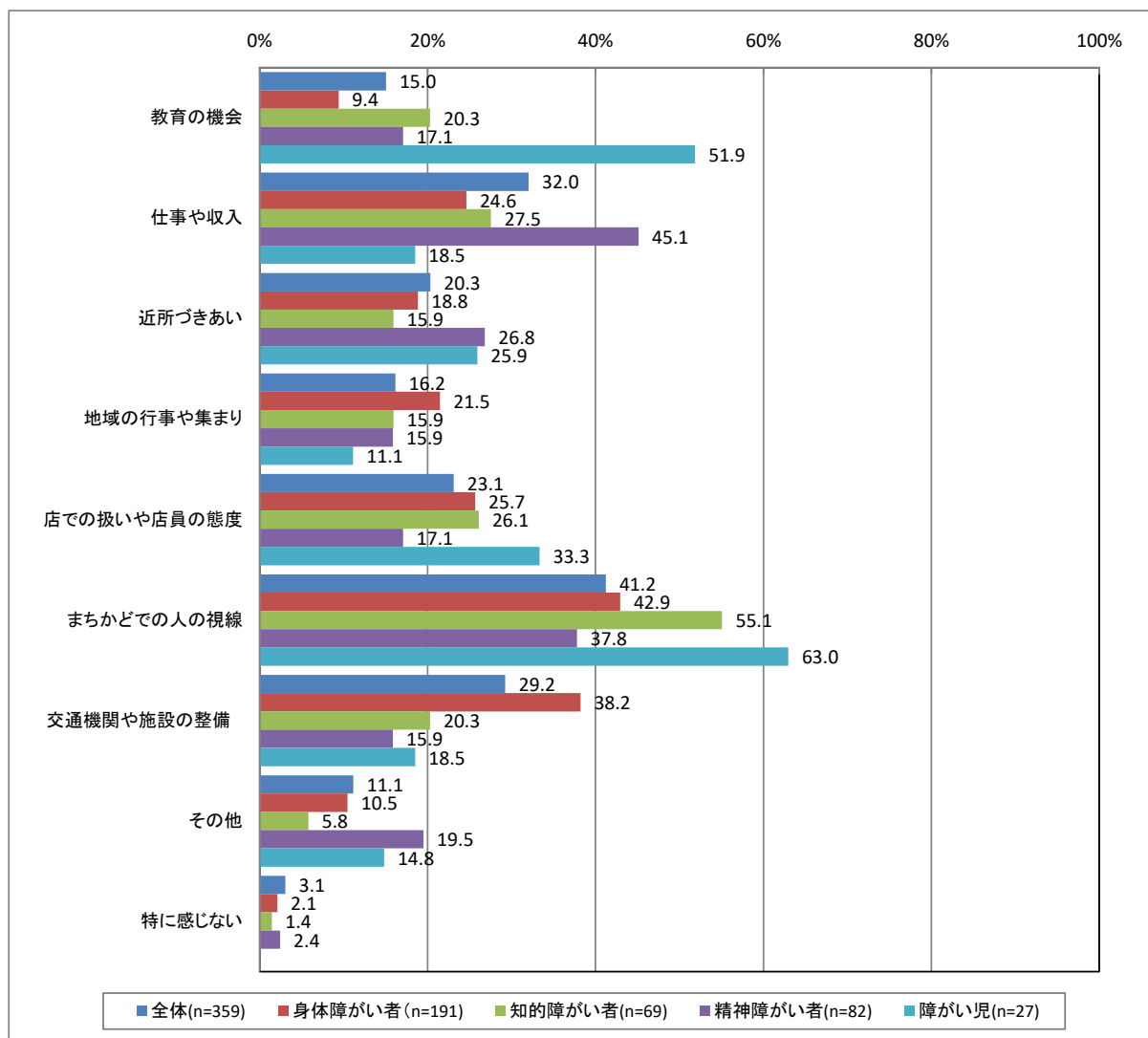
知的障がい者、精神障がい者、障がい児では、「よくある」「時々ある」の割合が高くなっています。



【差別や偏見を感じる機会】

【障がい者への差別や偏見】で「障がい者への差別や偏見を感じたことがある」と回答した人の障がい者への差別や偏見があると感じる機会では、「まちかどでの人の視線」が41.2%で最も高く、次いで「仕事や収入」32.0%、「交通機関や施設の整備」29.2%の順となっています。

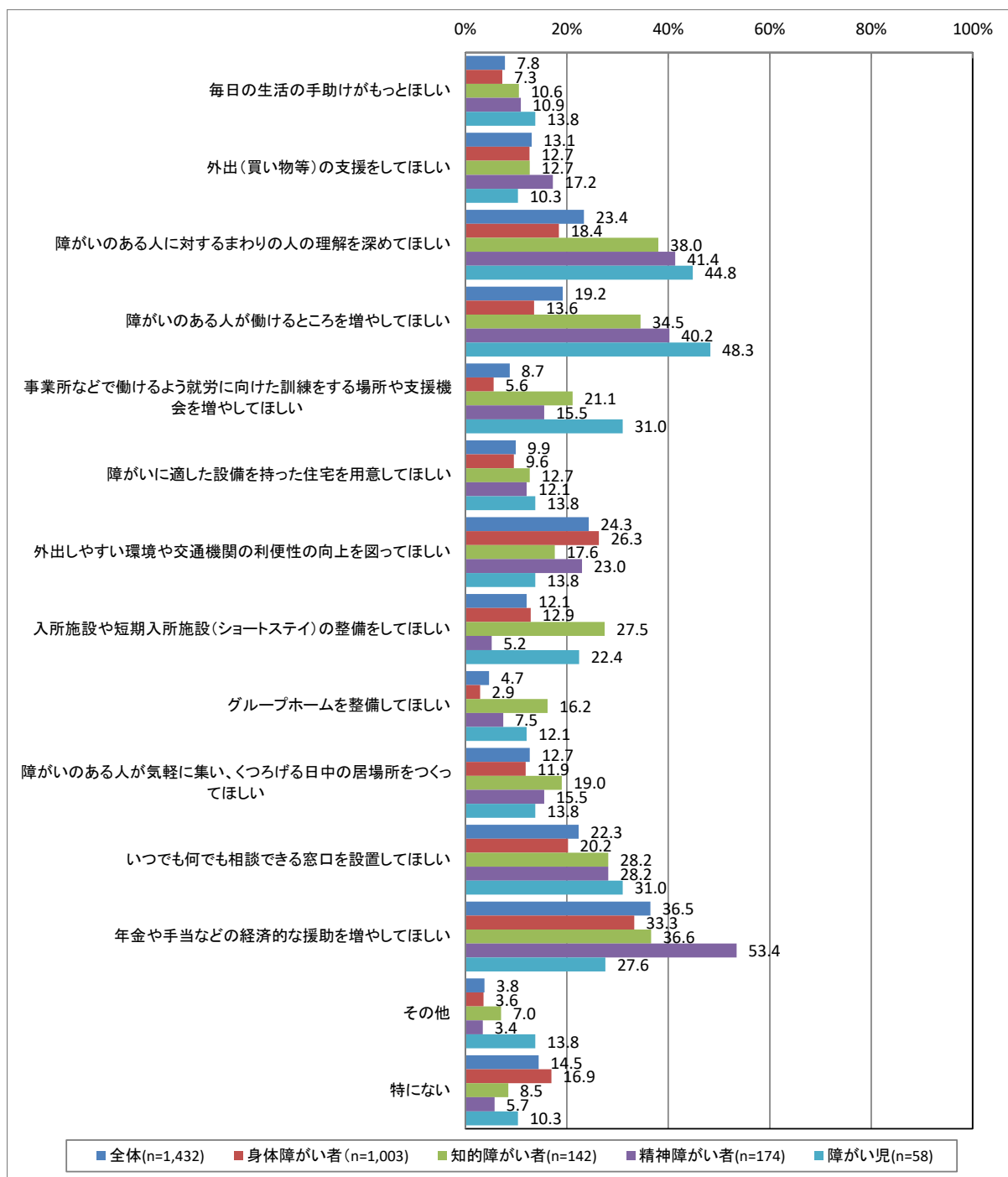
身体障がい者では、「交通機関や施設の整備」、知的障がい者では、「まちかどでの人の視線」、精神障がい者では、「仕事や収入」、障がい児では、「教育の機会」「まちかどでの人の視線」などの割合が高くなっています。



【障がい者に対して充実すべき支援】

障がい者に対して充実すべき支援では、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が36.5%で最も高く、次いで「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」24.3%、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」23.4%の順となっています。

知的障がい者では、「入所施設や短期入所施設(ショートステイ)の整備をしてほしい」、精神障がい者では、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」、障がい児では、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」「障がいのある人が働けるところを増やしてほしい」などの割合が高くなっています。

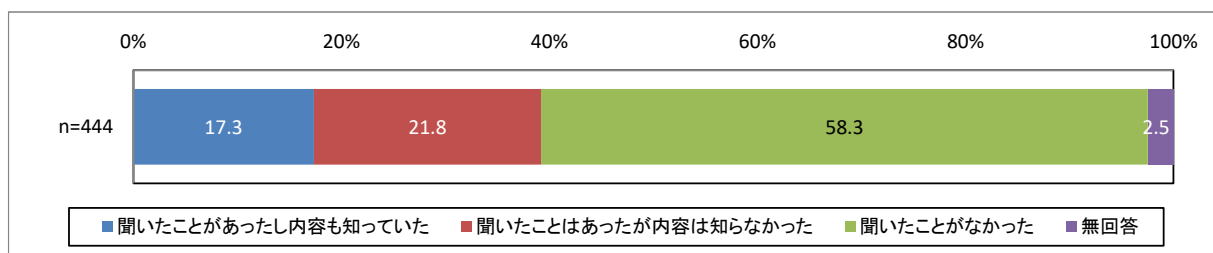


3) 一般市民用調査結果

①障がい者(児)に対する意識

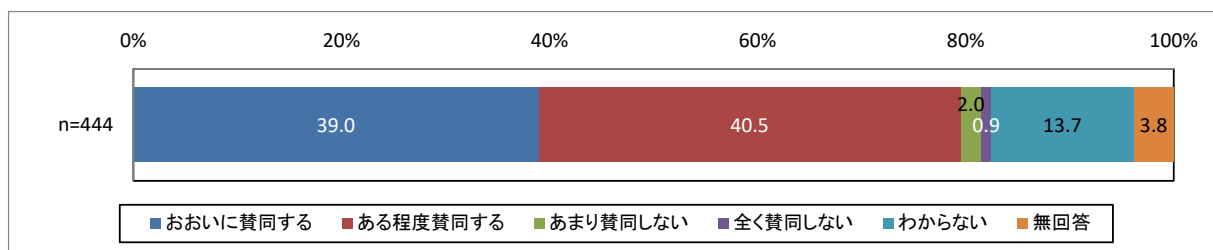
【ノーマライゼーションの認知度】

ノーマライゼーションの考え方の認知度では、「聞いたことがなかった」が58.3%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」21.8%、「聞いたことがあったし内容も知っていた」17.3%の順となっています。



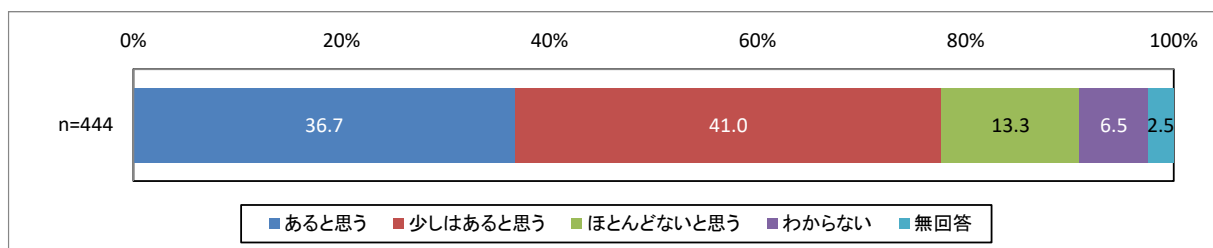
【ノーマライゼーションの考え方への賛同】

「ある程度賛同する」が40.5%で最も多く、次いで「おおいに賛同する」39.0%、「わからない」13.7%の順となっています。



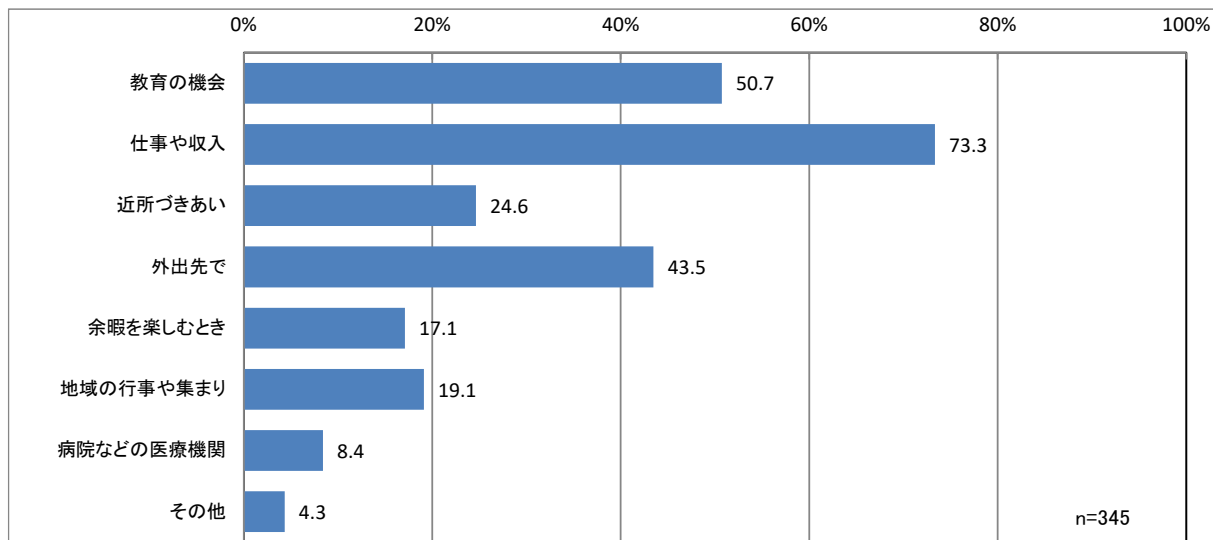
【障がい者(児)への差別、偏見の有無】

「少しはあると思う」が41.0%で最も多く、次いで「あると思う」36.7%、「ほとんどないと思う」13.3%の順となっています。



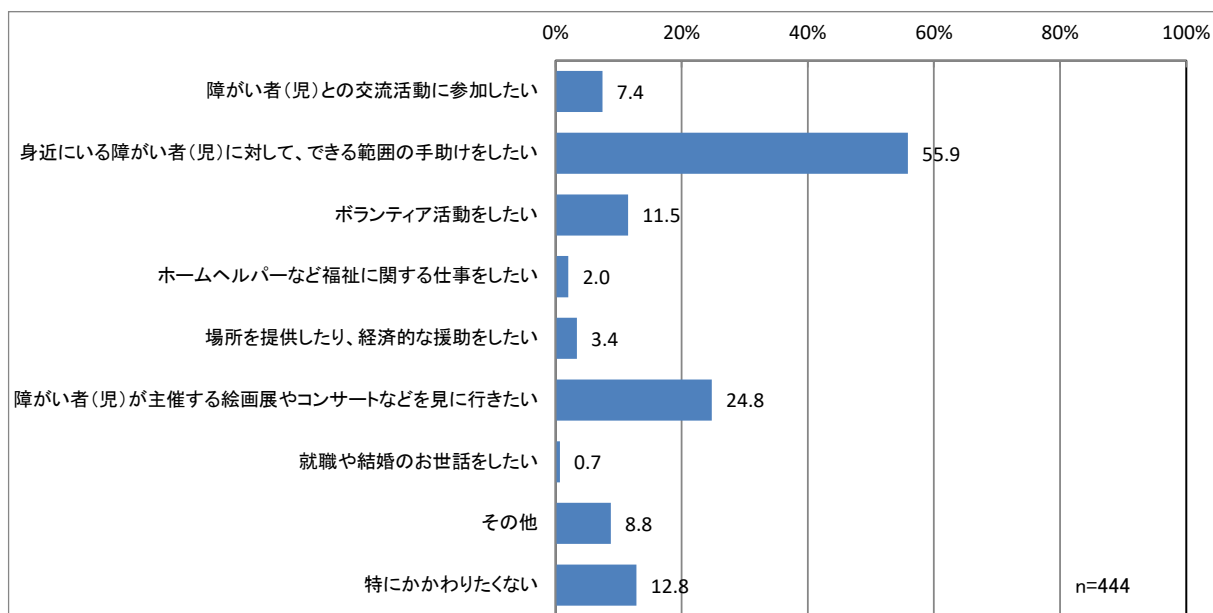
【差別、偏見の有無がある場所や機会】

【障がい者(児)への差別、偏見の有無】で「障がい者への差別、偏見がある」と回答した人の障がい者への差別や偏見がある場所や機会では、「仕事や収入」が73.3%で最も多く、次いで「教育の機会」50.7%、「外出先で」43.5%の順となっています。



【今後の障がい者(児)へのかかわり方】

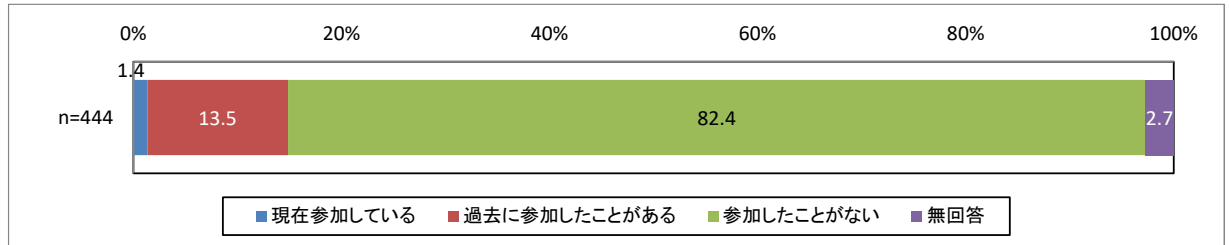
「身近にいる障がい者(児)に対して、できる範囲の手助けをしたい」が55.9%で最も多く、次いで「障がい者(児)が主催する絵画展やコンサートなどを見に行きたい」24.8%、「特にかかわりたくない」12.8%の順となっています。



②ボランティア活動について

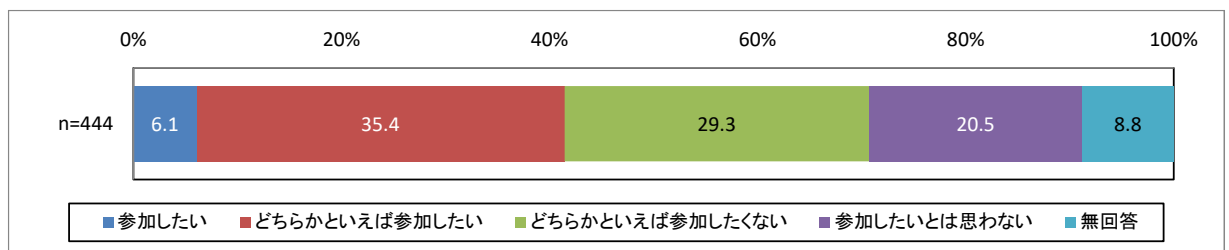
【障がい福祉関係のボランティア活動への参加状況】

「参加したことがない」が 82.4%で最も多く、次いで「過去に参加したことがある」13.5%、「現在参加している」1.4%の順となっています。



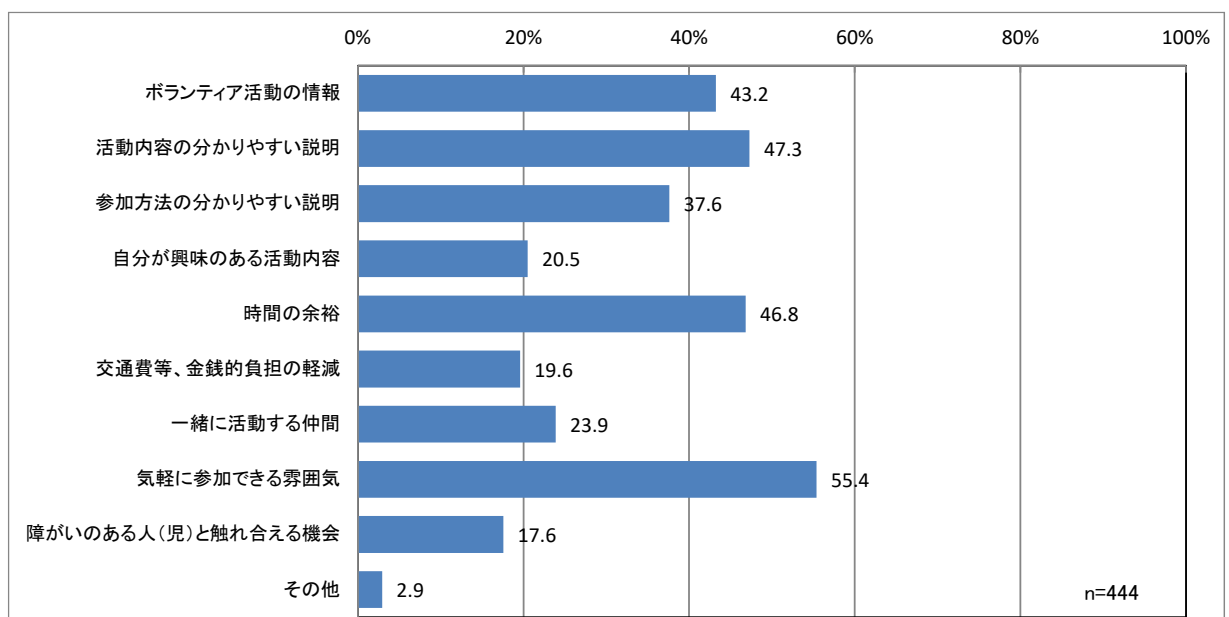
【障がい福祉関係のボランティア活動への参加意向】

「どちらかといえば参加したい」が 35.4%で最も多く、次いで「どちらかといえば参加したくない」29.3%、「参加したいとは思わない」20.5%の順となっています。



【障がい福祉関係のボランティア活動へ参加するために必要なこと】

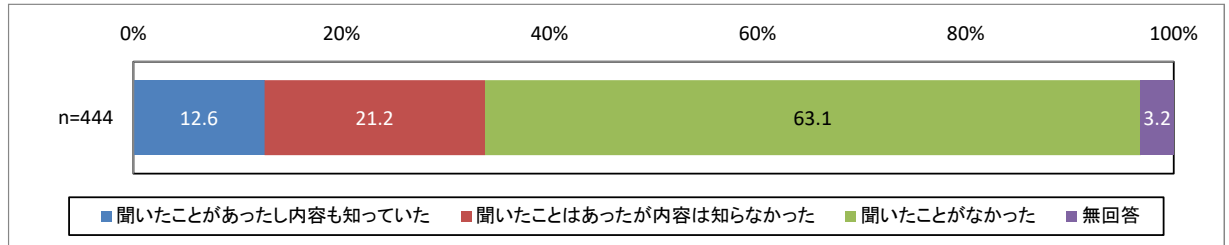
「気軽に参加できる雰囲気」が 55.4%で最も多く、次いで「活動内容の分かりやすい説明」47.3%、「時間の余裕」46.8%の順となっています。



③権利擁護について

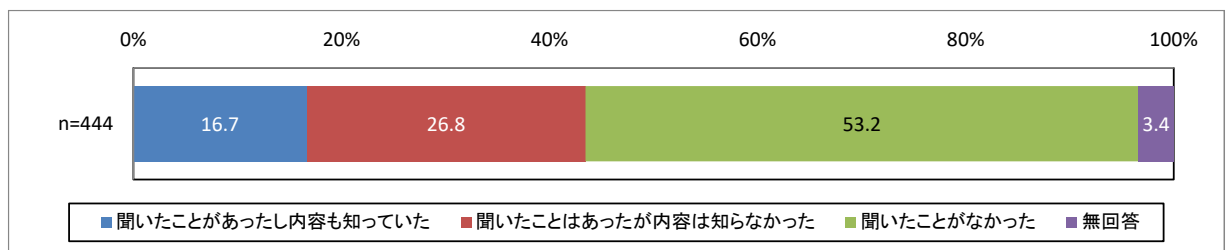
【障害者差別解消法の認知度】

「聞いたことがなかった」が 63.1%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」21.2%、「聞いたことがあったし内容も知っていた」12.6%の順となっています。



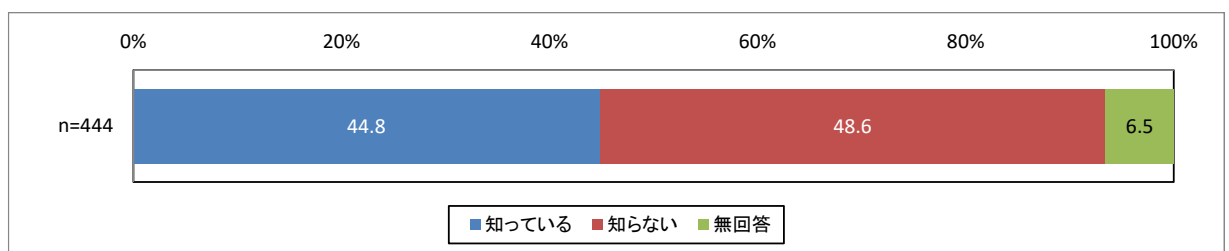
【障害者虐待防止法の認知度】

「聞いたことがなかった」が 53.2%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」26.8%、「聞いたことがあったし内容も知っていた」16.7%の順となっています。



【障がい者(児)への虐待発見時の通報義務】

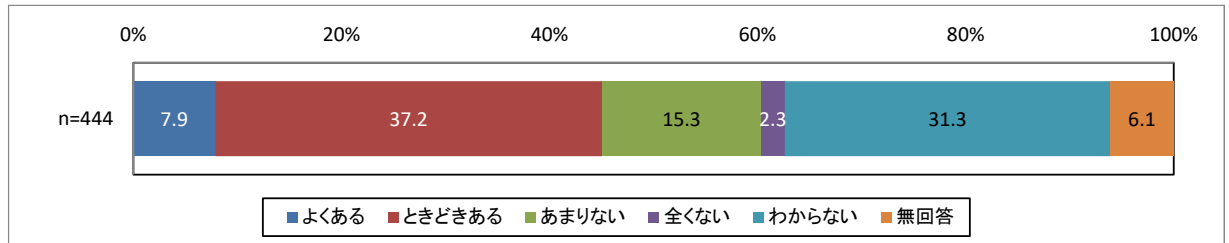
障がい者(児)への虐待を発見したとき、通報する義務がある事を知っているかでは、「知っている」が 44.8%、「知らない」が 48.6%となっています。



④障がい者(児)施策について

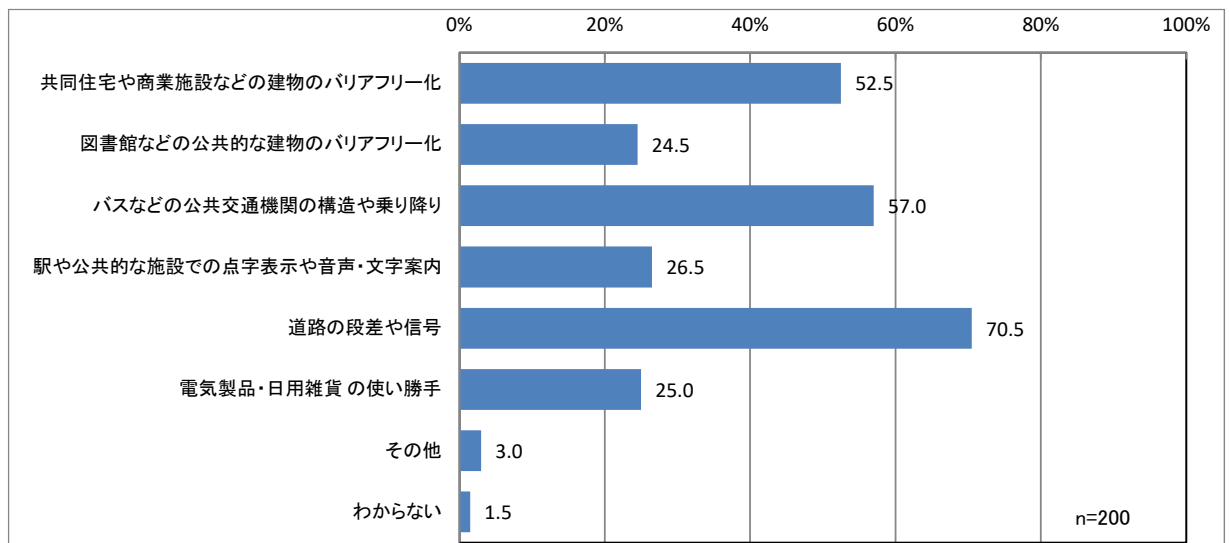
【工夫により利用しやすくなる場所やものの有無】

もう少し工夫すれば、障がい者(児)にも利用しやすくなるのと思う、日常生活の中で接するものや場所の有無では、「ときどきある」が 37.2%で最も多く、次いで「わからない」31.3%、「あまりない」15.3%の順となっています。



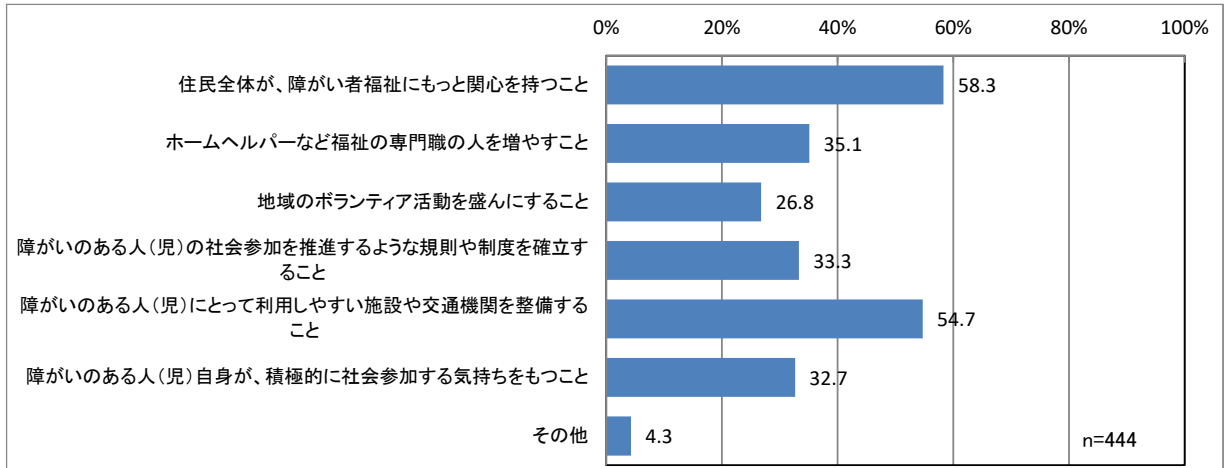
【工夫により利用しやすくなる場所やものの内容】

【工夫により利用しやすくなる場所やものの有無】で「ある」と回答した人のもう少し工夫すれば、障がい者(児)にも利用しやすくなるのと思う、日常生活の中で接するものや場所では、「道路の段差や信号」が 70.5%で最も多く、次いで「バスなどの公共交通機関の構造や乗り降り」57.0%、「共同住宅や商業施設などの建物のバリアフリー化」52.5%の順となっています。



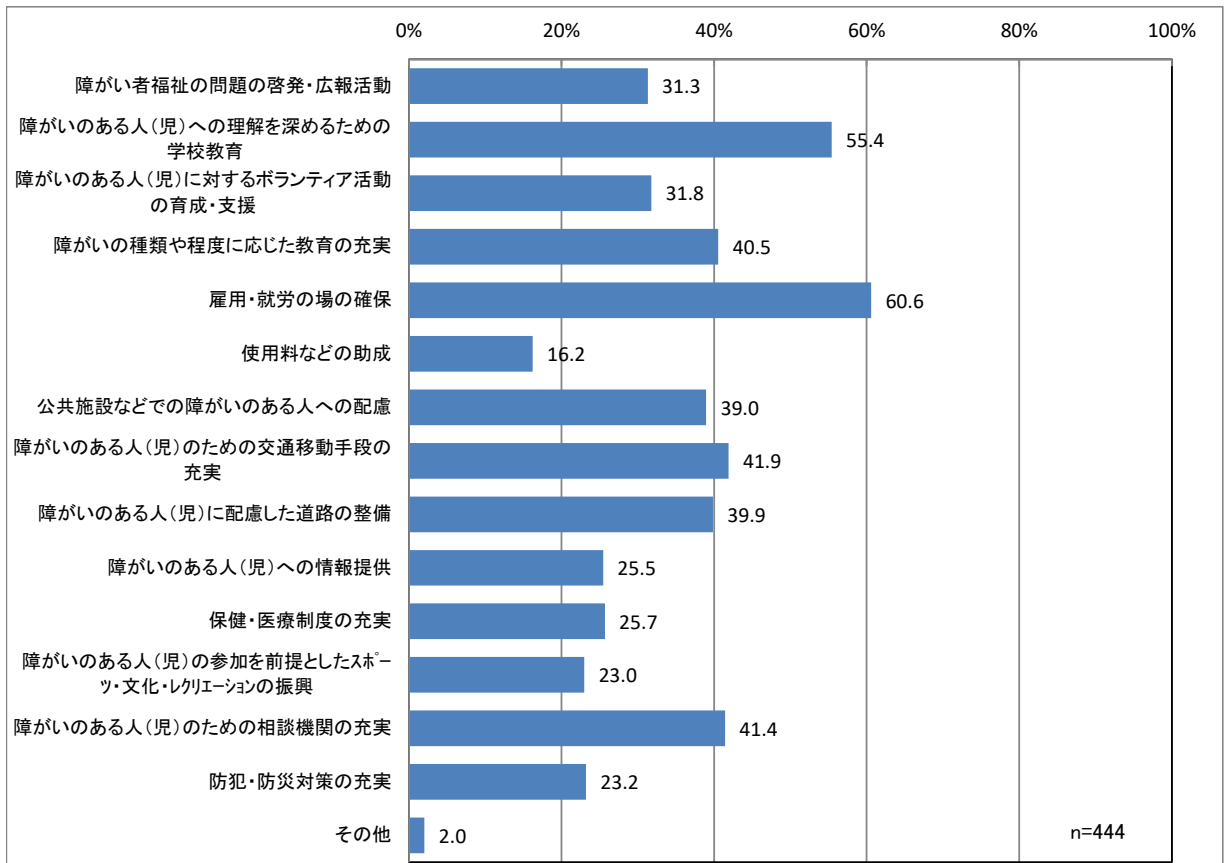
【障がい者(児)が地域で自立して生活するために必要だと思うこと】

「住民全体が、障がい者福祉にもっと関心を持つこと」が 58.3%で最も多く、次いで「障がいのある人(児)にとって利用しやすい施設や交通機関を整備すること」54.7%、「ホームヘルパーなど福祉の専門職の人を増やすこと」35.1%の順となっています。



【障がい者(児)が住みやすいまちを作るために重要だと思うこと】

「雇用・就労の場の確保」が 60.6%で最も多く、次いで「障がいのある人(児)への理解を深めるための学校教育」55.4%、「障がいのある人(児)のための交通移動手段の充実」41.9%の順となっています。



(2)障がい福祉サービス事業者アンケート調査

1)調査の概要

①調査の目的

「第3期福津市障がい者計画・第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画」策定の基礎資料として、サービス提供事業者の事業の状況や今後の事業展開、障がいのある人の現状などを把握することを目的として実施しました。

②調査対象者

福津市内の障がい福祉サービス事業者

③調査方法

郵送による配布、回収調査

④調査期間

令和2年8月

⑤回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
35	29	82.9%

⑥集計上の注意

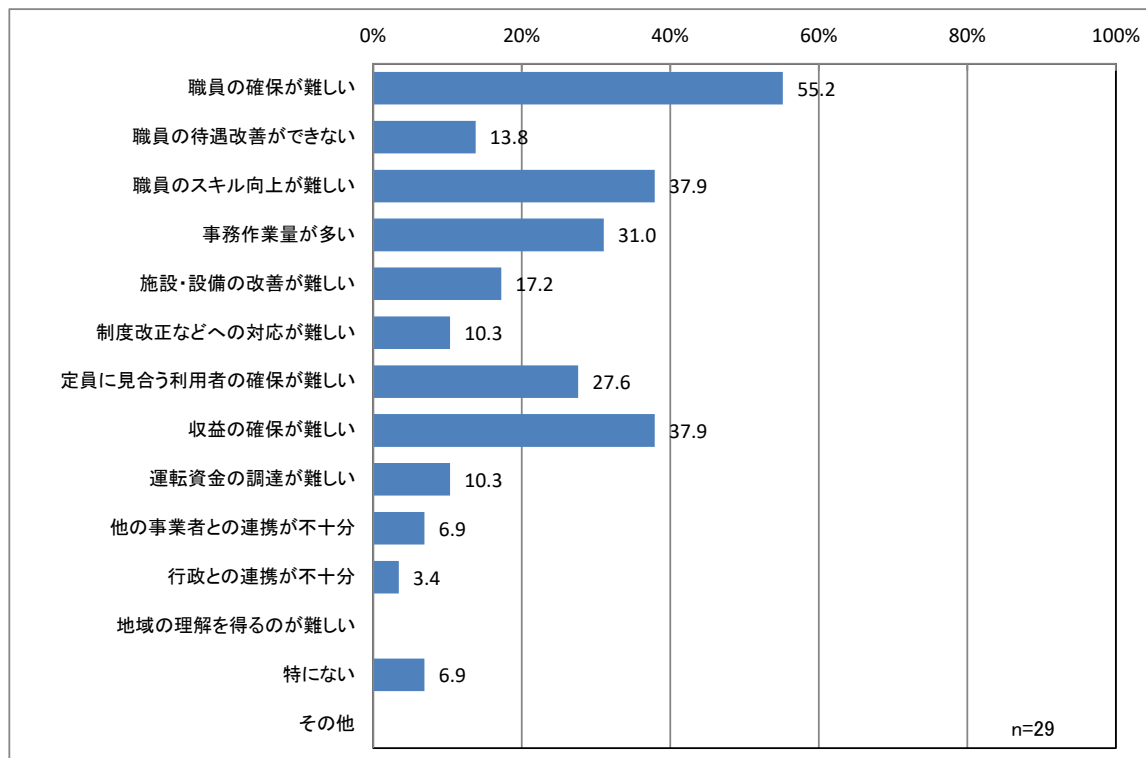
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図中の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

2) 障がい福祉サービス事業者アンケート調査結果

①事業運営について

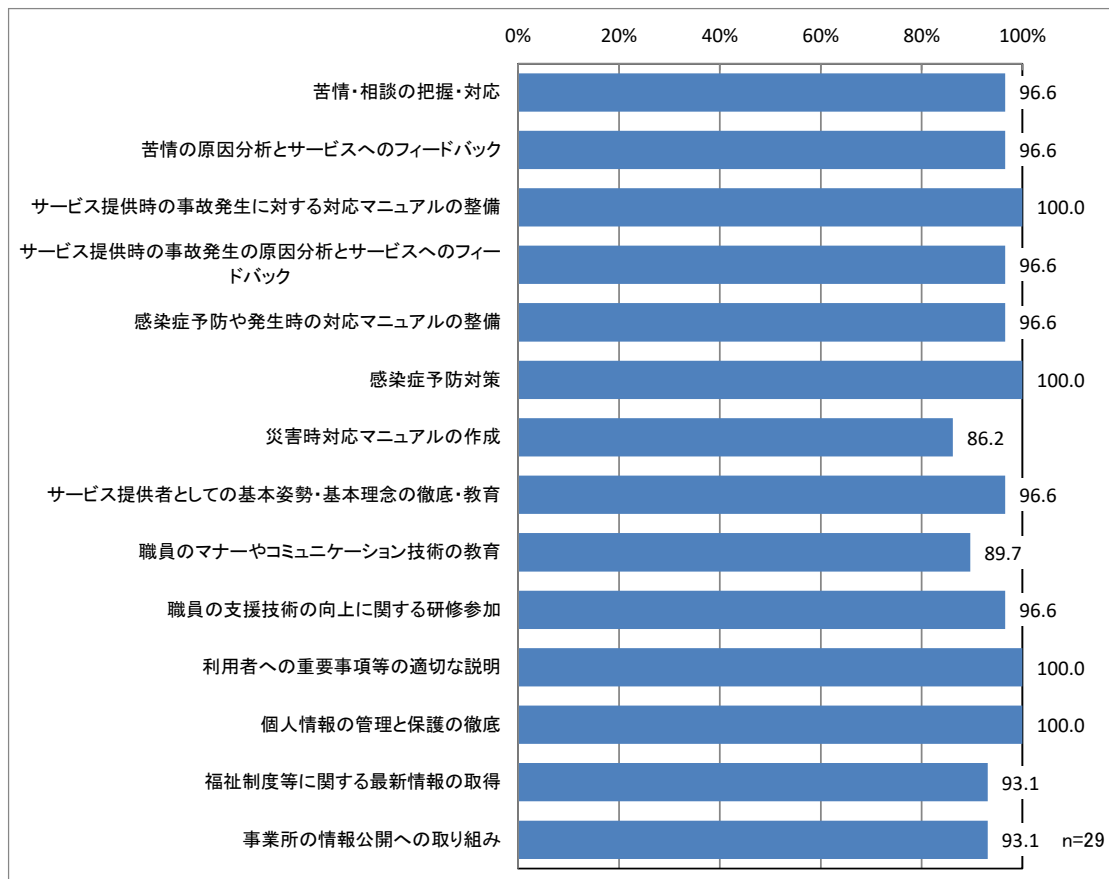
【事業所を運営していく上での課題】

「職員の確保が難しい」が 55.2%で最も多く、次いで「職員のスキル向上が難しい」「収益の確保が難しい」37.9%、「事務作業量が多い」31.0%の順となっています。



【事業所で実施している対応】

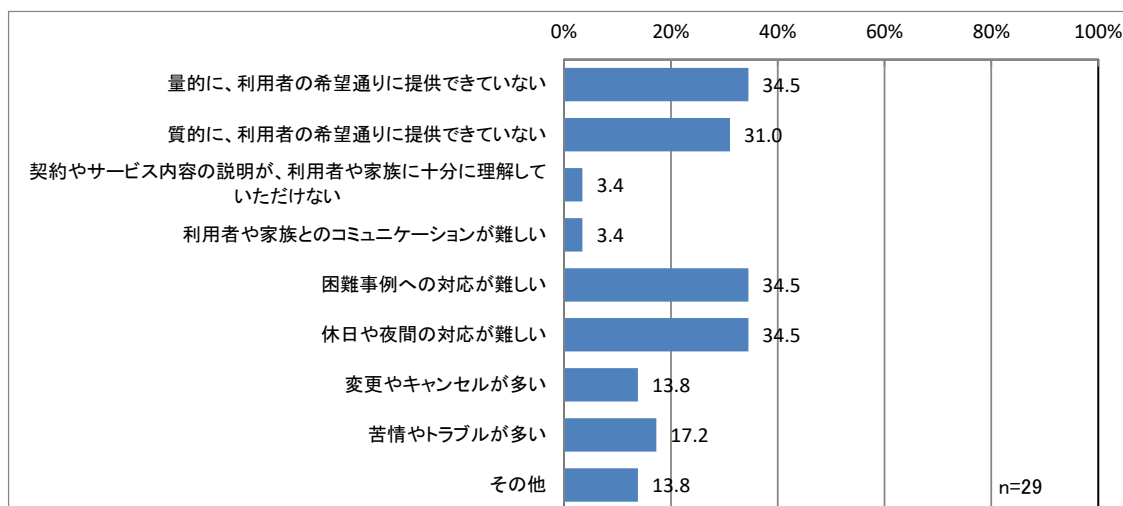
「サービス提供時の事故発生に対する対応マニュアルの整備」「感染症予防対策」「利用者への重要事項等の適切な説明」「個人情報の管理と保護の徹底」に関しては、全ての事業所で実施されています。



②サービスの提供について

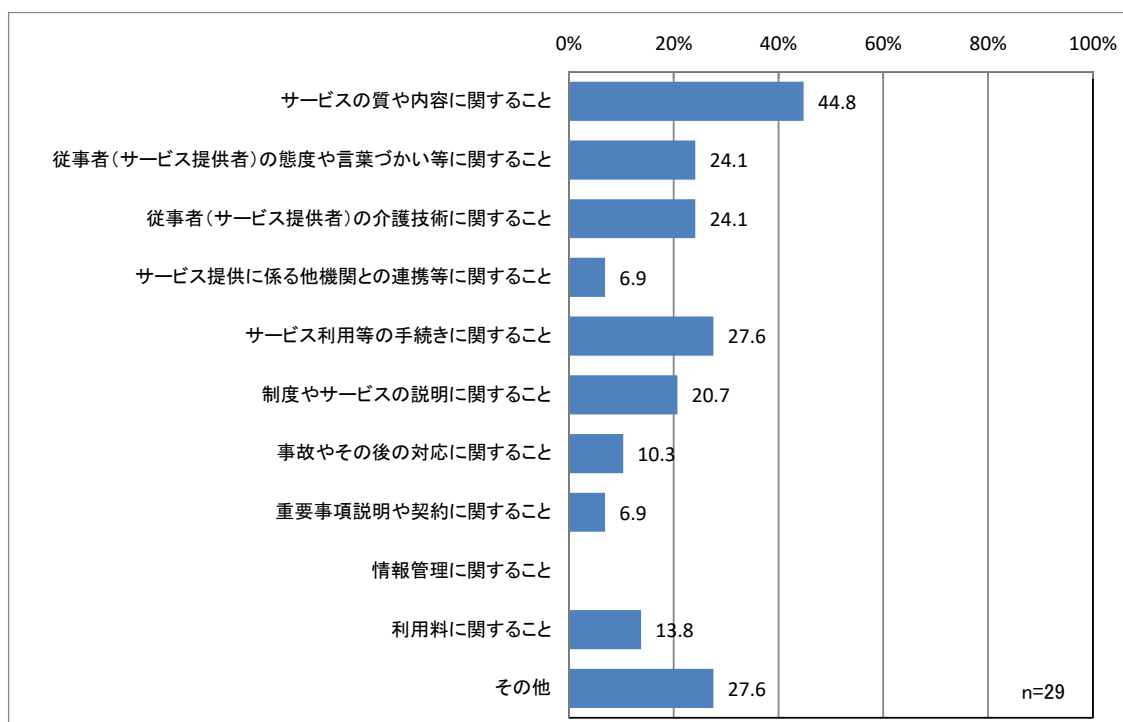
【サービスを提供する上での課題】

「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」「困難事例への対応が難しい」「休日や夜間の対応が難しい」が 34.5%で最も多く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」31.0%の順となっています。



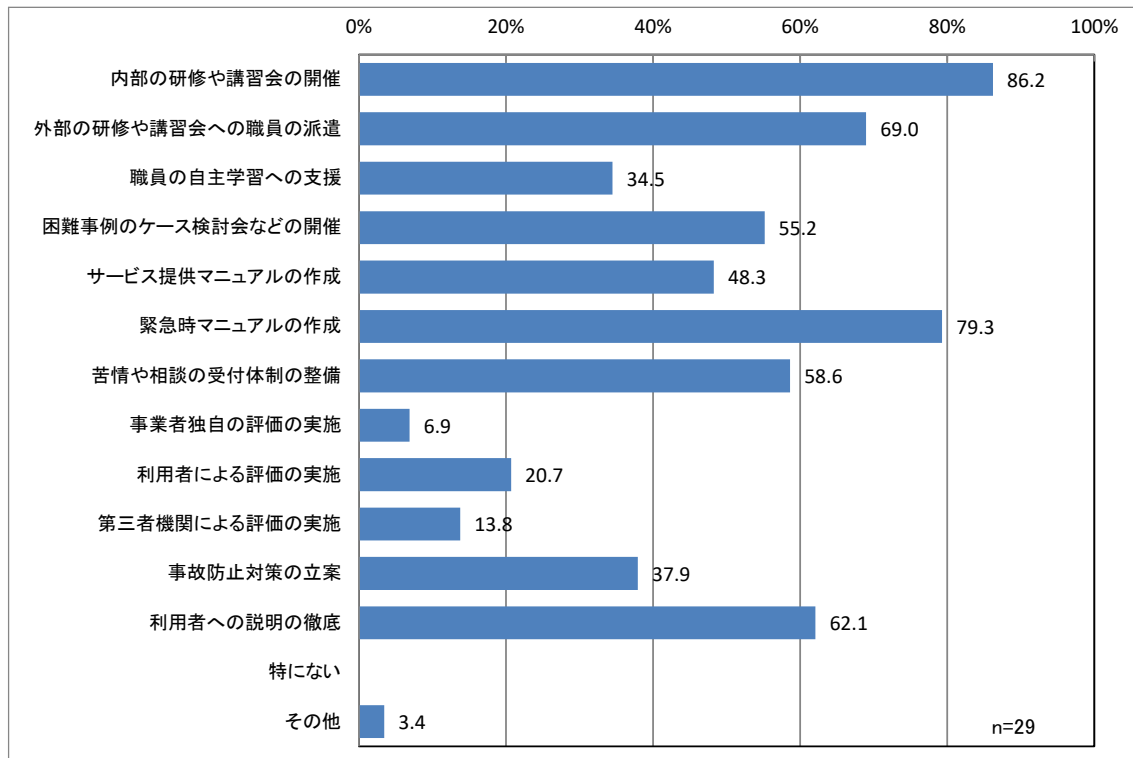
【利用者などからの相談や苦情の内容】

「サービスの質や内容に関すること」が 44.8%で最も多く、次いで「サービス利用等の手続きに関すること」「その他」27.6%、「従事者(サービス提供者)の態度や言葉づかい等に関すること」「従事者(サービス提供者)の介護技術に関すること」24.1%の順となっています。



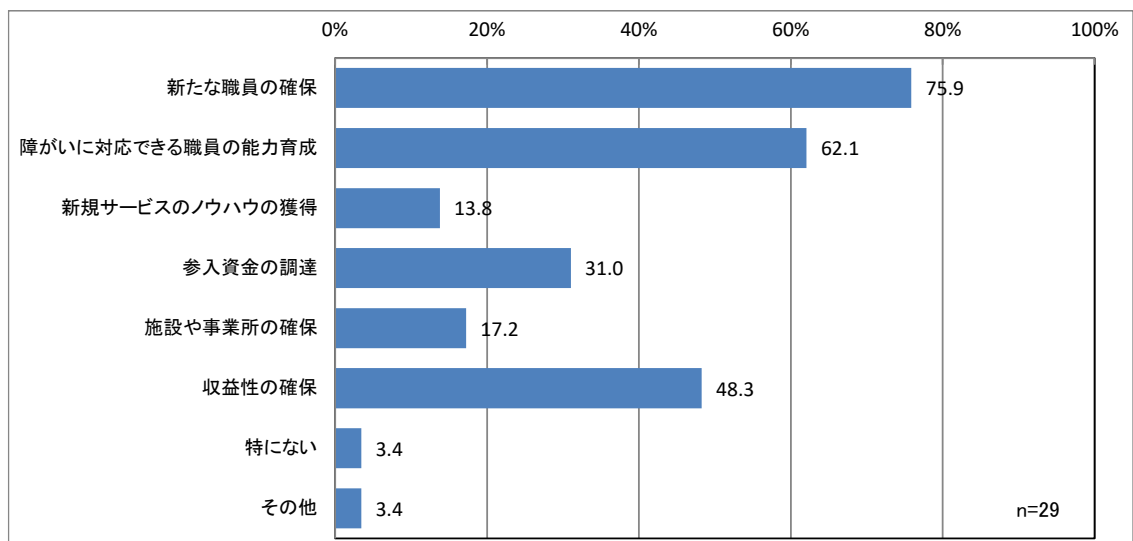
【サービス向上のための取り組み】

「内部の研修や講習会の開催」が86.2%で最も多く、次いで「緊急時マニュアルの作成」79.3%、「外部の研修や講習会への職員の派遣」69.0%の順となっています。



【新規サービスに参入する上での課題】

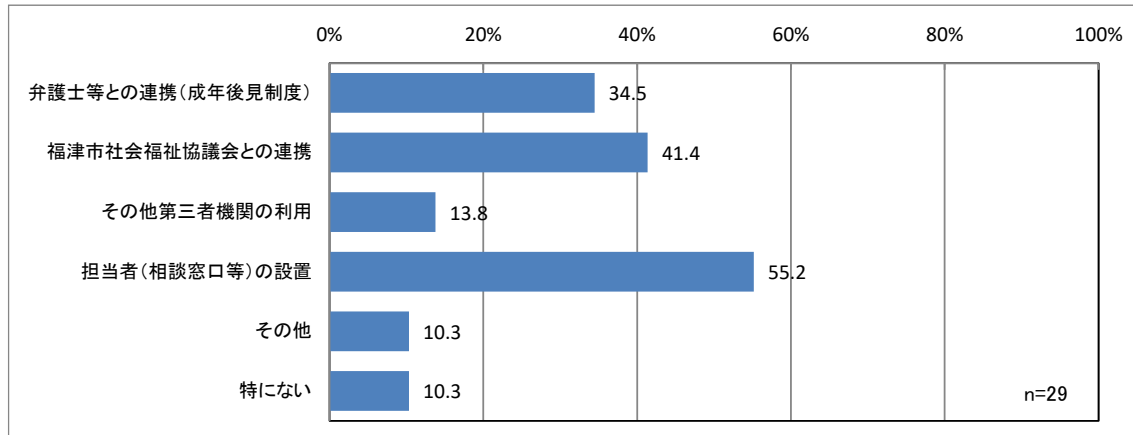
「新たな職員の確保」が75.9%で最も多く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」62.1%、「収益性の確保」48.3%の順となっています。



③利用者本位のしくみづくりについて

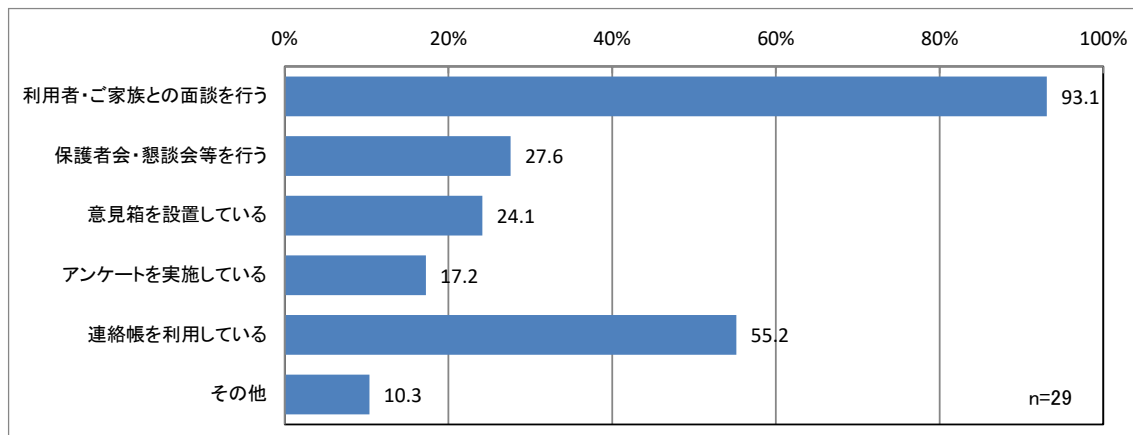
【権利擁護に関する取り組み】

「担当者(相談窓口等)の設置」が 55.2%で最も多く、次いで「福津市社会福祉協議会との連携」41.4%、「弁護士等との連携(成年後見制度)」34.5%の順となっています。



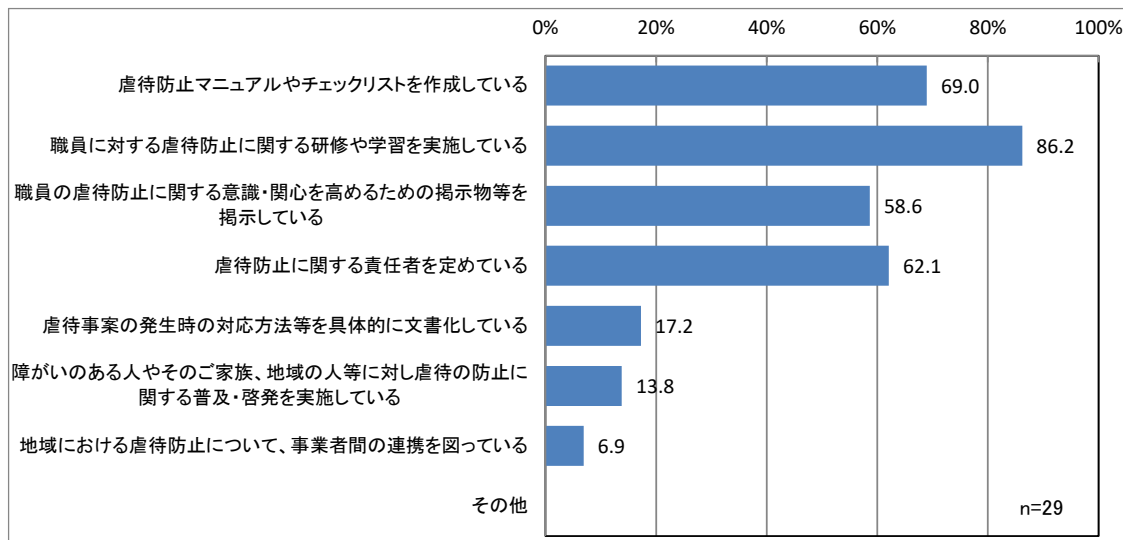
【利用者などからの意見を取り入れるための工夫】

「利用者・ご家族との面談を行う」が 93.1%で最も多く、次いで「連絡帳を利用している」55.2%、「保護者会・懇談会等を行う」27.6%の順となっています。



【障がい者の虐待防止に向けての取り組み】

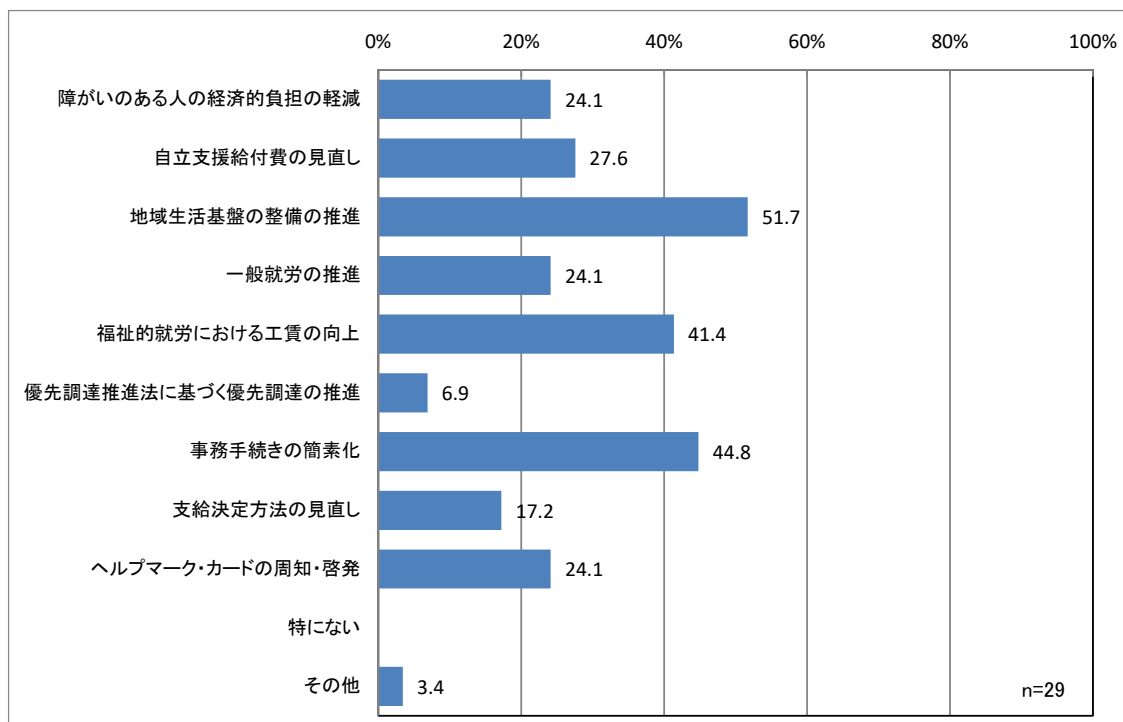
「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」が 86.2%で最も多く、次いで「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」69.0%、「虐待防止に関する責任者を定めている」62.1%の順となっています。



④障がいある人を取り巻く環境について

【今後期待する障がい者福祉施策】

「地域生活基盤の整備の推進」が 51.7%で最も多く、次いで「事務手続きの簡素化」44.8%、「福祉的就労における工賃の向上」41.4%の順となっています。



(3)関係団体等ヒアリング調査

1)調査の概要

①調査の目的

「第3期福津市障がい者計画・第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画」の策定にあたり、課題・問題点や今後の要望などを中心に自由記述によるご回答をいただいたあと、面談による聞き取りを行いました。

②調査対象者

福津市内の障がい者関連団体 2団体

③調査方法

文章による紹介調査の後、聞き取り調査

④調査内容

- 活動内容や活動上の課題について
- 地域生活への移行に関して必要だと思うこと
- 行政へ望むこと

2)ヒアリング調査結果

①具体的な意見

【活動内容】

- 研修や親睦会など
- 親睦会や研修会、スポーツ大会参加など

【活動上の課題】

- 高齢化などによる会員数の減少
- 高齢化などによる活動する方の固定化

【地域生活への移行に関して必要だと思うこと】

- 障がい者に配慮した避難所の設備
- 障がい者への地域住民の理解と交流
- 経済的自立の支援
- 社会インフラの整備

【行政へ望むこと】

- 広報などによる啓発
- 障がいサービスのわかりやすいガイドブックの作成
- 障がい者に優しい環境の整備

第3章 障がい者計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

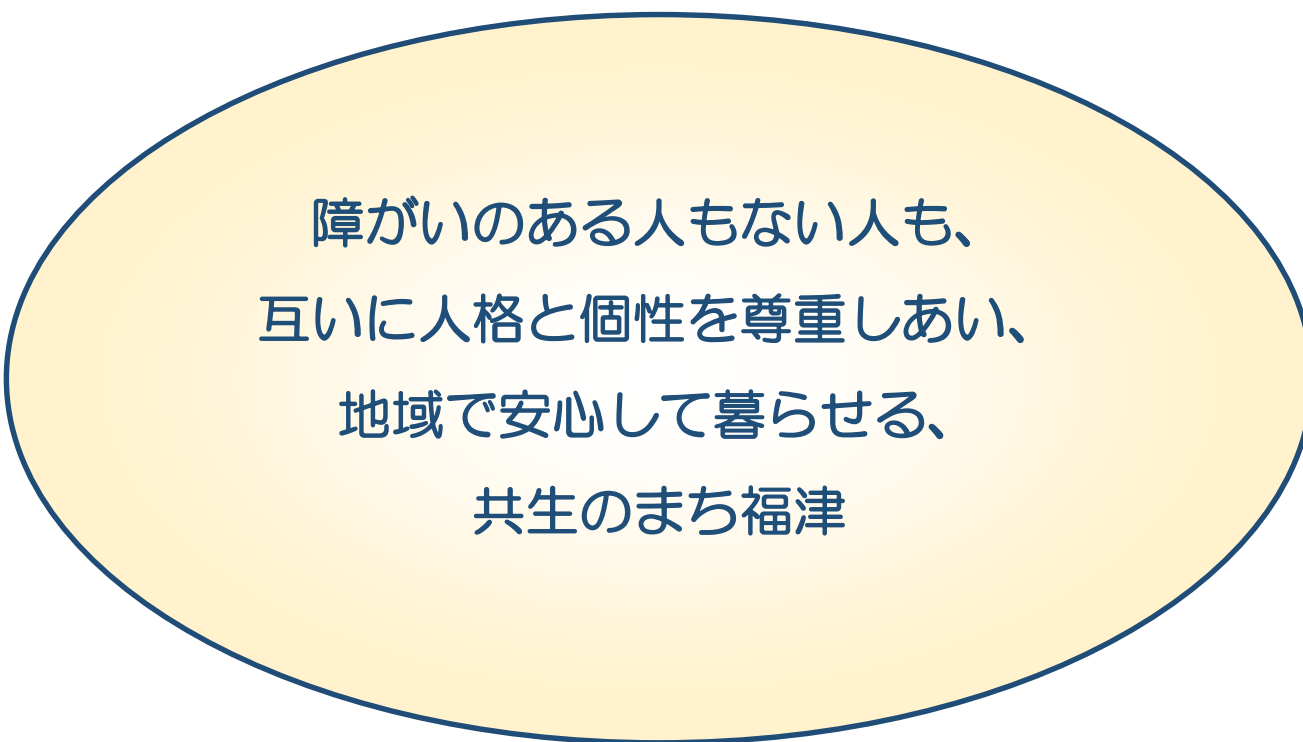
障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第4次障害者基本計画」で、「共生社会の実現」を目指しています。

本市では、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える、共生のまち「ふくつ」」の基本理念のもと、「第2期福津市障がい者計画」に即した障がい者施策の推進を図ってきました。

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、本計画においても「第2期福津市障がい者計画」で定めた基本理念を継承しつつ、「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあい、地域で安心して暮らせる、共生のまち福津」の実現を目指して、施策の推進を図ります。

■基本理念



障がいのある人もない人も、
互いに人格と個性を尊重しあい、
地域で安心して暮らせる、
共生のまち福津

2 計画の基本目標

本計画では、「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあい、地域で安心して暮らせる、共生のまち福津」という基本理念の実現を図るため、次の4つの基本目標に基づいて、障がい者施策を推進します。

基本目標1

地域で自立して安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人のさまざまな状況のなかでの自立を支えるとともに、地域の中で充実した生活が続けられるような施策を推進します。

基本目標2

いきいきと社会参加できるまちづくり

障がいのある人が主体的に、自らの選択により意思決定ができ、また、社会参画が促進されるよう施策の充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

基本目標3

支え合い、共に生きるまちづくり

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、共に支え合いながら地域で安心して生活できるよう、さまざまな社会的障壁を取り除き、誰もが住みやすい地域社会づくりに取り組みます。

基本目標4

差別のないまちづくり

障がい者の活動を制限したり、障がいを理由とする差別をなくすとともに、障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように高齢者なども含めたすべての方にやさしいまちづくりを推進します。

3 施策体系図

基本理念	基本目標	分野別施策	施策の方向性
障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しあい、地域で安心して暮らせる、共生のまち福祉	基本目標1 地域で自立して安心して暮らせるまちづくり	1 広報・啓発の推進	(1) 市民に対する啓発の促進 (2) 自立支援協議会の活性化
		2 生活支援の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 在宅福祉サービスの充実 (3) 地域移行・地域定着への支援 (4) 住環境の整備
	基本目標2 いきいきと社会参加できるまちづくり	3 保健・医療の充実	(1) 早期発見・早期対応の促進 (2) 保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健福祉施策の充実
		4 文化・スポーツ・交流活動等の推進	(1) 文化・スポーツの充実 (2) ボランティア活動の支援 (3) 市民との交流機会の充実
	基本目標3 支え合い、共に生きるまちづくり	5 療育・教育の充実	(1) 就学前療育の充実 (2) 就学後療育の充実 (3) 就学・進路指導の充実
		6 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 福祉的雇用の促進 (3) まごころ製品の普及促進 (4) 生活安定への支援
	基本目標4 差別のないまちづくり	7 生活環境の快適化	(1) ユニバーサルデザインの普及 (2) 歩行空間・建築物の整備
		8 情報アクセシビリティの向上	(1) 情報提供体制の充実 (2) コミュニケーション支援
	基本目標4 差別のないまちづくり	9 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 防災・防犯体制の整備 (2) 地域福祉の充実
		10 差別の解消・権利擁護の推進	(1) 権利擁護施策の充実 (2) 障がい者虐待の対応

第4章 分野別施策の展開

1 広報・啓発の推進

(1) 市民に対する啓発の促進

障がい者が、住み慣れた地域で、いきいきと生活するためには、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がい者の人権を尊重することが必要です。

障がい者へのアンケート調査によると、「障がい者への差別や偏見を感じたことがある」とした回答が障がい者全体の4分の1程度、知的障がい者、精神障がい者では半数近くを占めており、一般市民へのアンケート調査では、「障がい者への差別や偏見が少しでもある」とした回答は7割以上と非常に多くなっています。また、障がい者団体へのヒアリングにおいても、行政に望むこととして、広報などによる権利擁護などの啓発が必要という声も聞かれました。

今後は、障がい者理解のための啓発や教育をさらに進めていくとともに、「障害者基本法」に定められた障害者週間(毎年12月3日から9日まで)における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

【具体的な施策】

- 障がいや障がい福祉サービスに関することについて、様々な媒体を介して市民への啓蒙啓発及び理解促進に努めます。
- 障害者手帳の取得時に、3障がい（身体・知的・精神）の種類に応じたパンフレットを活用して、障がい福祉サービスの制度の周知を図ります。
- 学校や地域に出向いて、障がい疑似体験や当事者との交流を行うことにより、地域に暮らす様々な人たちと共に生きる社会について考えてもらう機会を設けます。
- 障がいに関して共通の悩みを持つ人で構成された障がい者団体の存在を周知することにより、障がいのある人やその家族等の加入を促し、課題解決に向けた支援に努めます。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
市広報誌「広報ふくつ」	障がいに関するイベント情報等を広報誌に掲載し、市民へ広く周知します。	継続	福祉課
市公式ホームページ	障がい福祉サービスに関する行政機関との手続き等をホームページに掲載し、市民へ広く周知します。 定期的なホームページの見直し及び必要に応じた更新を行います。	継続	福祉課
「福祉のしおり」	障害者手帳取得時に、3障がいごとのパンフレットを活用して、障がい福祉サービスに関する情報を直接周知します。 パンフレットの見直しを行い、よりわかりやすいパンフレットを作成します。	継続	福祉課
まちづくり講座(出前編)	障がいに関する情報提供を希望する団体に対して、まちづくり講座を通じて理解促進を図ります。	継続	福祉課
「共に生きる 障がい者と人権」	障がいに関する人権パンフレットを作成し、小中学校での教材として活用することにより、理解促進を図ります。	継続	人権政策課
社協広報誌「社協だより」	社会福祉協議会の広報誌である「社協だより」を全戸配布し、市民に対して障がい福祉活動を広く周知します。	継続	社会福祉協議会
社協公式ホームページ	障がい福祉に関連する情報を掲載し、市民に対して広く周知します。 内容の更新・充実を図り、スマートフォンに対応したホームページ構築の検討を行います。	継続	社会福祉協議会
ふくし体験教室	障がい疑似体験や当事者との交流を通じて、地域に暮らす様々な人たちと共に生きる社会について考えてもらう機会を設けます。	継続	社会福祉協議会
障がい者団体支援	福津市身体障害者福祉協会、福津市あすなろ会(障がい者の親の会)をPRLし、活動を支援します。	継続	社会福祉協議会

(2) 自立支援協議会の活性化

本市は、地域における障がい福祉に関する関係機関の連携・強化及び社会資源の開発・改善等を推進することを目的に、平成 22 年3月に福津市、古賀市、新宮町による自立支援協議会(2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会)を設置しています。

障がいのある人が抱える生活上のニーズや課題は多岐にわたり、各市町では解決できないことも多くあることから、このネットワーク協議会を引き続き活用して、各市町ごとの連携会議にて集積した地域課題の解決や、広域的な課題解決の場としての機能を強化します。

【具体的な施策】

- 2市1町(福津市・古賀市・新宮町) 障害者地域支援ネットワーク協議会において、各市町では解決できない広域的な地域課題について、同じ生活圏域の市町で連携し課題解決と情報の共有化を図ります。
- 2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会の下部組織である福津市障害者支援連携会議において、福津市内の地域課題の解決と情報の共有化を図ります。
- 福津市障害者支援連携会議の下部組織である専門部会として、就労支援部会・権利擁護部会・障がい福祉研究会を設置し、専門的な分野での課題解決と情報の共有化を図ります。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会	2市1町の障がい担当課及び指定特定相談支援事業者で構成され、主に地域課題の解決に取り組みます。	継続	福祉課
福津市障害者支援連携会議	福津市内の障がい福祉サービス事業所等で構成され、主に地域課題の解決に取り組みます。	継続	福祉課
就労支援部会	障害者就労・生活支援センター及び福津市内の就労支援事業所で構成され、主に就労に関する課題解決に取り組みます。	継続	福祉課
権利擁護部会	福津市内の指定特定相談事業者等で構成され、主に権利擁護に関する課題解決に取り組んでいます。	継続	福祉課
障がい福祉研究会	福津市内の障がい福祉サービス事業所等の有志で構成され、福津市における障がい者の支援体制のあり方を研究します。	継続	福祉課

2 生活支援の充実

(1)相談体制の充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援の情報等の提供を行ってくれるような相談支援体制づくりが重要となります。

障がい者へのアンケート調査によると、困った時の相談相手は「家族・友人・知人」(64.8%)に特化しており、相談体制の充実が求められます。

本市では、福祉課の窓口を中心として、障がい者に対する相談支援や情報の提供を行ってまいりましたが、これまでの障害者総合支援法による「相談支援事業」を中心に、他の相談機関・窓口などが連携しながら、相談支援体制を強化することが必要になっています。

【具体的な施策】

- 一般的な障がい全般に関する相談に対しては、各関連機関による相談窓口を広く設置することにより、相談者のニーズに応じた適切な支援を行います。
- 障がい福祉サービスの支援が必要など、具体的な障がいに関する相談に対しては、障害者相談支援事業や障がい者生活支援センター事業を受託した法人による、相談者のニーズに応じた適切な支援を行います。
- 地域共生社会の実現を推進するために、地域の相談支援の拠点として中核的な役割を担うための基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
身体・知的障がい者相談	身体・知的障がい者相談員による定例の相談窓口を設置して、障がい全般に関する相談支援を行います。	継続	福祉課
就学相談	教育指導員による就学相談にて、適切な支援を行います。	継続	学校教育課
なんでも心の健康相談	臨床心理士による定例の相談窓口を設置して、相談支援を行います。	継続	いきいき健康課
心配ごと相談	日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行います。	継続	社会福祉協議会
障がい者相談支援事業	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては障がい福祉サービスに繋がります。	継続	福祉課
障がい者生活支援センター事業	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては障がい福祉サービスに繋がります。	継続	福祉課
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点としての中核的な役割を担います。	新規	福祉課

(2)在宅福祉サービスの充実

障がい者が、地域で自分らしく生活するためには、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

本市では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行等、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

今後とも、必要に応じて適切な量を提供できる在宅福祉サービスの充実と環境づくりが必要です。

【具体的な施策】

- 障害者総合支援法による障がい福祉サービスを提供することにより、障がいのある人の自立した社会生活を支援し、その家族の介護負担を軽減します。
- 障がい福祉サービスを利用する場合には、指定特定相談支援事業者及び指定特定障害児相談支援事業者によるサービス等利用計画が必要になるため、利用者にとって自立を目指した適切な計画内容であるかの検討を行政内部で行った後に、支給決定を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
障がい福祉サービス	障がい者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、引き続き、適正なサービスの支給決定と給付に取り組めます。	継続	福祉課
サービス内容の周知	各種福祉サービスの適切な利用を促すため、福祉制度やサービス内容等について、障害者手帳等の交付時をはじめ、パンフレット等による情報提供に努め、日常生活の便宜を図ります	継続	福祉課
関係機関との連携	支援が必要な人に、包括的なサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉・事業者等の連携を密にし、障がい者のニーズに応じた的確なサービスの提供に努めます。	継続	福祉課

(3) 地域移行・地域定着への支援

施設や病院から地域生活への移行にあたっては、円滑な移行ができるよう、移行に至るまでの支援、移行後の地域定着に係る支援が今後も必要です。

そのため、日常生活及び社会生活に必要な支援を受けながら、児童から高齢者まで、あらゆる世代の人たちが障がいの有無にかかわらず地域社会の一員として健康でいきいきと暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等が制度の枠にとらわれず横断的に連携し、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

【具体的な施策】

- 地域での生活を希望する施設入所者や精神障がい者が円滑に地域生活へ移行、定着できるよう取組を推進します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
地域移行支援	長期入院施設の入所者に対して、地域生活に移行できるように、居住の確保等に関する相談支援を提供します。	継続	福祉課
地域定着支援	地域生活に移行した後に、地域生活が継続できるように、在宅生活に関する相談支援を提供します。	継続	福祉課

(4) 住環境の整備

障がい者へのアンケート調査によると、希望する暮らし方については、全体では「家族や親族と一緒に暮らしたい」が6割以上と多いものの、精神障がい者は25.3%が「ひとり暮らし」を希望しています。

障がい者が安全・快適に生活できるバリアフリーの住まいを確保するための支援や生活上の困りごとについての支援を行うとともに、障がい者の暮らしの場の選択肢が広がるよう、障がい者の暮らしの場の確保に向けて取り組む必要があります。

【具体的な施策】

- 住宅改修（手すりの設置・段差解消等）に必要な改修費の一部を助成することにより、障がいのある人の自立した社会生活を支援し、その家族の介護負担を軽減します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
住宅改造支援事業	福岡県の補助事業である住宅改造支援事業を活用し、改修費の一部を助成します。	継続	福祉課
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業のメニューにある住宅改修を活用し、改修費の一部を助成します。	継続	福祉課

3 保健・医療の充実

(1) 早期発見・早期対応の促進

障がいの早期発見、早期対応によってその影響を最小限(軽度)におさえたり、リハビリテーション等によって機能を回復したり障がいを補う能力を育てたりすることも、場合によっては可能となる場合があります。

本市では、乳幼児健診や育児相談を実施することにより、乳幼児期の疾病の予防や障がいの早期発見につなげています。

乳幼児健診の未受診者には受診勧奨を行うとともに、要指導・要観察とされた幼児に対しては訪問や電話による保健指導を行い、切れ目のない支援体制を整えていきます。

妊婦(母体)の健康と安全な出産をめざして、妊婦や新生児、乳幼児に対する健康診査や保健指導を積極的に行う一方、中途障がいを予防する観点から、生活習慣病等の予防のための健康診査や保健指導も積極的に実施していきます。

【具体的な施策】

- 乳幼児健診で心身の発達の遅れが心配される幼児に対しては、のびのび発達支援センターの早期介入により発達に応じた必要な療育指導を行います。
- 特定健診で高血圧や糖尿病などの生活習慣病が疑われる成人に対しては、特定保健指導に繋げることにより、生活習慣病の予防に努めます。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
乳幼児健診	乳幼児健診や育児相談を実施し、心身の発達の遅れが心配される幼児の早期発見に努めます。	継続	子育て世代包括支援課
特定健診	成人を対象にした特定健診を実施し、生活習慣病予備軍、生活習慣病の早期発見に努めます。	継続	いきいき健康課
特定保健指導	保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。	継続	いきいき健康課
訪問指導	健診の結果、必要に応じて保健師による健康指導を実施します。 郵送、電話、訪問によっても会えない対象者もいることから、オンラインによる指導体制の構築を検討します。	継続	いきいき健康課

(2) 保健・医療サービスの充実

障がい者に対する保健・医療サービスは、自立支援医療などをはじめとする、障がいの原因となっている疾病そのものの治療・軽減を図るためのものと、一般的な医療という2つの側面があります。

障がい者へのアンケート調査によると、暮らしの中での心配事では、「健康」49.9%、「医療」26.6%の回答が多くなっています。

障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備を図るとともに、自立支援医療等の活用を促進していくことが必要です。

【具体的な施策】

○障がいに関する様々な医療制度に関して、障害者手帳を取得した際に制度の周知に努めます。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
自立支援医療 (更生医療)	障害者手帳を取得した際に、窓口にて更生医療の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	福祉課
自立支援医療 (育成医療)	障害者手帳を取得した際に、窓口にて育成医療の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	福祉課
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患による通院の人に対して、窓口にて精神通院医療の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	福祉課
重度障がい者医療費支給制度	障害者手帳を取得した際に、窓口にて重度障がい者医療費制度に関する情報提供を行い、保険年金医療課に繋がります。	継続	保険年金医療課
未熟児養育医療	養育のため病院に入院する必要がある未熟児に対して、窓口にて未熟児養育医療の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	子育て世代包括支援課
医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へ、助成を行います。	継続	福祉課

(3)精神保健福祉施策の充実

近年、社会環境の複雑化や多様化のため、ストレス等心の健康を損なう要因が多く存在しています。統合失調症やうつ病などは、だれもがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の者から気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。

また、障害者総合支援法においては、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に対する取り組みが盛り込まれており、今後は、施設に入所している障がい者が地域で生活することが多くなると考えられます。地域における障がい者やその家族に対する支援体制の整備はもちろんのこと、障がいや障がい者に対する周囲の理解と協力が得られるよう啓発を行っていく必要があります。

【具体的な施策】

- 身近な専門的相談窓口として、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を実施し、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行います。
- 障がい者や家族のニーズを的確に把握し、早期に適切なサービスが受けられるような保健・医療・福祉が連携したサービスの充実を図ります。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
障害者相談支援事業	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては障がい福祉サービスに繋がります。	継続	福祉課
障がい者生活支援センター事業	相談支援専門員による障がいに関する相談支援を行い、相談内容によっては障がい福祉サービスに繋がります。	継続	福祉課
地域移行支援	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。	継続	福祉課
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。	継続	福祉課
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	継続	福祉課
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	継続	福祉課

4 文化・スポーツ・交流活動等の推進

(1)文化・スポーツの充実

文化活動やスポーツ活動は、人間形成の重要な要素であるだけでなく、生活の質を高め、「ゆとり」や「生きがい」のある生活を送るという意味においても非常に重要です。また、障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がいのある人とない人の交流やふれあう機会を通じてお互いを理解しあうことが効果的です。

障がい者へのアンケート調査によると、スポーツや文化芸術活動などへの参加状況では、「参加している」が15.1%、「参加したいが、していない」が13.9%と参加に前向きな回答が3割近くありました。

障がい者がより気軽に参加し、地域の人と交流できる文化・スポーツ活動のあり方を検討するとともに、その情報の提供についてもきめ細かな対応を図る必要があります。また、障がい者自身の参加意識を促すことも大変重要であるため、近隣の市町村とも連携を取りながら、主体的・自主的な活動の支援に努めます。

【具体的な施策】

- 各種行事やスポーツ大会などに関して、障がい者が気軽に参加しやすいよう配慮を行うとともに、障がい者の学習活動・サークル活動の促進に努めます。
- 障がい者の健康維持と社会参加の機会を設けるために、障がい者に関連するスポーツ大会の開催情報の周知を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
福岡県障がい者スポーツ大会	福岡県主催による体育大会をPRし、障がいのある人のスポーツへの参加の機会を設けます。	継続	福祉課
福岡都市圏障がい者ボウリング大会	福岡市及び福岡都市圏4市町主催によるボウリング大会を実施し、障がいのある人のスポーツへの参加の機会を設けます。	継続	福祉課
障がい者スポーツの推進	障がい者団体と連携し、障がい者のニュースポーツ(※)の普及を推進します。	継続	郷育推進課 福祉課

(※) ニュースポーツは、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、年齢や体力に関係なく「だれでも・いつでも・どこでも・気軽に・楽しく・安全に」自分の能力に応じて、生涯をとおして実践できるスポーツです。

(2) ボランティア活動の支援

障がい者のニーズが個別化・多様化するなか、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要な役割を担っています。

一般市民へのアンケート調査によると、障がい福祉関係のボランティア活動への参加意向ある人が4割以上となっており、障がい福祉関係のボランティア活動へ参加するために必要なことでは、「ボランティア活動の情報」「活動内容及び参加方法の説明」など、ボランティアに関する情報が求められています。

ボランティア等に関する情報の発信、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアを始めとしてNPO 法人などの市民活動を促進し、行政サービスと市民活動とが協働して、福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。

【具体的な施策】

- 様々な媒体を介して障がいに関するボランティア活動の紹介をすることにより、市民へのボランティア活動への積極的な参加への支援に努めます。
- まちづくり推進室が所管する福津市ボランティアセンターと、社会福祉協議会が所管する福津市社会福祉協議会ボランティアセンターとの情報共有と連携を図り、ボランティアの育成と支援に努めます。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
ボランティア団体	ねむの会(点訳)、音訳ボランティアふくつ(音訳)、福津市手話サークルひまわり(手話)、福津市傾聴ボランティアほほえみ(傾聴)を支援します。	継続	社会福祉協議会
福津市社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動に関する相談や、福祉施設とのコーディネートを行うほか、ボランティア団体への活動支援等を行います。	継続	社会福祉協議会
福津市ボランティアセンター	センター登録団体の活動支援、市民活動に必要な情報へのコーディネートに加え、市民活動に役立つノウハウを学ぶ機会及び交流・連携の機会の提供を行います。	拡大	まちづくり推進室

(3)市民との交流機会の充実

障がいのある人への理解を深めるためには、障がいのある人たちを身近に知ることが何よりも大切です。

障がい者団体へのヒアリングにおいては、地域生活への移行に関して必要だということとして、障がい者への地域住民の理解と交流という声が聞かれました。

本市では、小学校における特別支援学級と通常学級の交流活動や各種の催しに障がいのある人たちの参加を呼びかけたりするなど、様々な交流事業を展開していますが、十分であるとは言えません。

今後も、市民の交流の機会をつくることなどをはじめ、積極的に活動を続けていく必要があります。

【具体的な施策】

- 小中学校の特別支援学級の設置校で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との日常的な交流を図ることにより、障がいを特別なものとして捉えないような心のバリアフリーを育む機会を設けます。
- 障がいのある人ない人に関わらず、郷育カレッジ等の講座やイベント等に参加しやすい環境整備に配慮します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
心のバリアフリーの推進	小中学校は、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流を推進します。	継続	学校教育課
郷育カレッジ	郷育カレッジでは、障がいのある人障がいのない人に関わらず、広く希望者への参加を促します。	継続	郷育推進課
ふれあい交流事業	通年で定期的にイベント等を行うことにより、障がいのある人と市民との交流の機会の場を設けます。	継続	福祉課

5 療育・教育の充実

(1)就学前療育の充実

障がい児に対する療育事業については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることが、その後の成長にとって極めて重要です。また、地域の中で障がいのない児童とともに育つことができるよう、配慮することも必要です。

本市では、心身の発達上心配のある子どもについては、「のびのび発達支援センター」において早期療育事業を実施しています。

そのため、障がい児に対する療育事業は、障がいの早期発見、早期治療、早期療育とあいまって、障がい者団体や事業者をも含めた関連機関の連携を充実させ、支援システムとして障がい児及びその保護者にとって開かれた社会環境となるよう、都道府県域の療育機能との連携を図ることが必要です。

【具体的な施策】

- 乳幼児健診等で発達障がいの疑いのある乳幼児には、のびのび発達支援センターにて発達に応じた個別の療育指導を行います。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法による障がい児福祉サービスを提供することにより、発達に応じた個別の療育指導を支援し、その家族の介護負担を軽減します。
- 障がい児福祉サービスを利用する場合には、指定特定相談支援事業者又は指定特定障害児相談支援事業者によるサービス等利用計画が必要になるため、利用者にとって自立を目指した適切な計画内容であるかの検討を行政内部で行った後に、支給決定を行います。

◇のびのび発達支援センター

主な施策	事業内容	方向性	担当課
個別相談	発達障がいに関する様々な相談に対して、来所、電話及び園訪問・学校訪問による対応を行います。	継続	こども課
ほっとタイム	より良い成長発達が必要な幼児に対して、親子での遊び方や接し方等、保護者の気持ちに寄り添いながら、支援及び援助を実施します。	継続	こども課
スマイルクラブ	療育指導が必要な幼児に対して、必要な支援及び援助を実施します。	継続	こども課
保育所等訪問支援	障がいの疑いのある幼児に対して、集団生活に上手に適応させるために、専門的な支援を行います。	継続	こども課

◇障がい児通所支援

主な施策	事業内容	方向性	担当課
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等に対する必要な支援を行います。	継続	福祉課
保育所等訪問支援	障がいのある児童と障がいのない児童との集団生活の適応に関して、保育所を訪問して専門的な支援を行います。	継続	福祉課

(2)就学後療育の充実

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。子どもの成育・発達に不安を抱えた保護者にとっては、我が子の特性を理解するまでに多くの時間が必要であり、その特性をありのままに受け入れることは容易なことではありません。

ノーマライゼーションの理念では、障がいのある人ない人に関わらず、できる限り共に教育を受けることが必要であり、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童・生徒が合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育システムの推進を行う必要があります。

【具体的な施策】

- 就学後の療育については特別支援学級等を活用しながら、発達に応じた個別の療育指導を行います。
- 障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、医療機関や特別支援学校等の専門機関と連携し、多様な教育相談に対応できる体制を整え、十分な情報提供の元、本人・保護者の意見を最大限に尊重しながら、適切な教育支援を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	小中学校は、児童・生徒の障がいの種類や程度に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、個別の教育を実施します。併せて一人一人に応じた合理的配慮を策定します。	継続	学校教育課
通級による指導	学習、言語、コミュニケーション等の一部に支援を要する児童・生徒に対して、通級教室にて個別の指導を実施します。	継続	学校教育課
教育支援センター「ひだまり」	様々な理由で通学が困難な児童・生徒に対して、専門指導員が学習や生活指導を行います。	継続	学校教育課

◇障がい児通所支援

主な施策	事業内容	方向性	担当課
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に関する必要な支援を行います。	継続	福祉課

(3)就学・教育支援の充実

障がい児の就学先は、障がい児本人はもとより保護者にとっても重要な問題です。

通常学級で障がいのない子どもとともに学ぶ中で育ち合うことが必要である反面、特別支援学級や特別支援学校(盲・聾・養護学校)等で障がい児個々の能力や適性に応じた教育を受けることが必要な場合もあります。

すべての子どもがともに学び、ともに育つ機会の拡充を図りながら、障がい児や保護者の希望を尊重し、個々の障がい児の教育的ニーズを総合的に判断し、適切な選択が行われるよう、今後とも関係する人々すべての連携と努力が必要です。

【具体的な施策】

○障がい児や保護者の希望を総合的に判断し、就学相談や教育支援委員会にて適切な就学及び進路指導を実施します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
就学相談	教育指導員による就学相談にて、適切な支援を行います。	継続	学校教育課
教育支援委員会	医師等の専門家で構成する教育支援委員会にて、適切な教育支援を実施します。	継続	学校教育課

6 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)障がい者雇用の促進

障がい者の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要です。しかし、経済的環境が依然厳しい中で、障がい者の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情です。

国においては、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が含まれるようになり、障がい者の就業促進への取組が一層重要となっています。

今後は、一般就労を支援するための訓練や職場実習、農福連携、就職後の支援などを行うための「就労移行支援事業」や「障害者就労・生活支援センター」と連携を図りながら、また行政の業務を障がい者支援事業所が但える場合は委託する等を検討しながら、障がい者雇用の促進を図ります。

【具体的な施策】

○就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、一般就労に結びつくように支援します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識の取得や訓練を行います。	継続	福祉課
就労定着支援	一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	継続	福祉課

(2)福祉的雇用の促進

障がい者の中には働く意欲があっても、年齢や障がいの程度・特性などのために一般就労が難しい方もいます。そのような人の自立支援を目的として、就労支援事業などのサービスが設けられています。

障害者総合支援法では、このような福祉的就労を支援するサービスが創設されています。

本市には、福祉的就労の場として、就労継続支援施設が複数あります。

【具体的な施策】

- 障害者総合支援法による就労継続支援サービスを支給することにより、障がいのある人の賃金や社会参加の機会を確保できるように支援します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労であり、就労や生産活動の機会を提供します。	継続	福祉課
就労継続支援B型	A型の利用が困難と判断された場合、就労や生産活動の機会を提供します。	継続	福祉課

(3)まごころ製品の普及促進

平成 24 年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成 25 年4月施行)により、本市でも障害者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

福祉的就労で得られる工賃等では、障害基礎年金と合わせた収入でも自立した生活を送ることは難しい状況が伺えます。

そのため、就労支援施設との連携を図り、障がい者の経済的自立を促進するための取組みを推進します。

【具体的な施策】

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設における物品及び役務の利用について、積極的に調達の推進を図ります。
- まごころ製品の販売拡張と市民との交流の機会確保のために、J R 福間駅の情報ステーション「ふっくる」や大型商業施設等でのまごころ製品の販売を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
障害者就労施設等優先調達方針の策定	障害者就労施設優先調達方針を策定し、行政内部に周知することにより、優先的に物品及び役務の利用促進を図ります。	継続	福祉課
まごころ製品の販売	賃金の向上と社会参加のために、障がい者就労施設が様々なイベントに参加して、まごころ製品の販売を行えるような機会を設けます。	継続	福祉課

(4)生活安定への支援

障がい者が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

障がい者へのアンケート調査によると、障がい者に対して充実すべき支援では、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。また、障がい者の多くは年金・手当で生活しています。

このため、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図る必要があります。

【具体的な施策】

- 障害年金や障がいに関する手当の受給資格があるにもかかわらず、支給漏れが起こらないように障害者手帳を取得した際に、制度の周知に努め支給に繋がります。
- 障がいに関する各種税金の控除や免除、又は公共料金の割引制度に関する情報提供に努めます。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
障害基礎年金	障害者手帳を取得した際に、窓口にて障害基礎年金の支給に関する情報提供を行い、市民課に繋がります。	継続	福祉課 保険年金医療課
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	障害者手帳を取得した際に、窓口にて手当の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	福祉課
福岡県心身障害者扶養共済制度	障害者手帳を取得した際に、窓口にて共済制度の加入及び支給に関する情報提供を行います。	継続	福祉課
特別児童扶養手当	障がいのある児童の保護者に対して、手当の支給に関する情報提供及び申請受付を行います。	継続	こども課
生活福祉資金貸付事業	障がい者世帯の経済的自立と社会参加の促進のために、生活に必要な資金を貸し付けます。	継続	社会福祉協議会

7 生活環境の快適化

(1)ユニバーサルデザインの普及

本市では、特定の人への特別な対策である「バリアフリー化」という視点から、もっと多くの人を対象にした「ユニバーサルデザイン」という考え方を基に、平成19年3月に「福津市ユニバーサルデザイン計画」を策定しました。

この計画は、「やさしさにめざめ、やさしさにあふれるまち。福津。」を基本理念として、施設や道路などの整備だけではなく、やさしさにあふれたまちづくりを推進するためのものです。

この計画をきちんと実行するためには、福津市をより良くしようとする市民、事業者、行政の熱意と行動が必要であり、市内公共的機関・施設や事業者のみならず広く市民全体に対して、周知啓発を行います。

【具体的な施策】

○福津市ユニバーサルデザイン計画の理念について、市内公共的機関・施設や事業者のみならず広く市民全体に向けた周知啓発を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
市民への周知啓発	市ホームページにユニバーサルデザインに関するサイトを開設し市民の啓発を行います。 また、他人をおもいやる優しさを広める「心のユニバーサルデザイン」の推進に取り組みます。	継続	都市管理課
事業所への周知啓発	バス事業者や運輸支局、警察が委員となっている「地域交通協議会」で、啓発チラシを配布します。	継続	都市管理課

(2) 歩行空間・建築物の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成 18 年6月に制定された「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」などを踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていく必要があります。

障がい者へのアンケート調査によると、外出時に感じる不便や困難では、「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」、「障がい者用の駐車スペースや手すり、スロープ、点字ブロック、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分」などが困ることとしてあげられています。また、障がい者団体へのヒアリングにおいても、社会インフラの整備や障がい者に優しい環境の整備などを望む声が聞かれました。

本市は、平成 19 年3月に「福津市ユニバーサルデザイン計画」を策定しました。

この計画は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)第25条に基づく基本構想」でもあり、重点整備地区も設定しています。

今後とも、福津市ユニバーサルデザイン計画に基づいて、市内公共施設、公共的機関・施設等の整備を推進します。

【具体的な施策】

○福津市ユニバーサルデザイン計画に基づいて、市内公共施設、公共的機関・施設や事業者による整備についてはバリアフリー化を推進します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
道路・交通体系の整備	ユニバーサルデザイン計画の「交通施設の推進基準」及び「道路の推進基準」に注意して、施設整備を行います。	継続	建設課
公園の整備	ユニバーサルデザイン計画の「公園の推進基準」に注意して、施設整備を行います。	継続	建設課
サイン(案内看板)の整備	情勢の変化に対応するため、必要に応じてサインの盤面の変更を行います。	継続	都市管理課
学校施設整備	障がいのある児童が通学する学校施設に対して、適切な改修(トイレ、手すり、段差解消等)を行うことにより、快適な学校生活を送れるように支援します。	継続	学校教育課

8 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報提供体制の充実

情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことを指します。障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する必要があります。

【具体的な施策】

- 障害者差別解消法が成立したことを受け、あらゆる行政情報が合理的配慮に基づいて提供されるように、まずは行政内部から実効性のある周知及び啓発を図ります。
- ボランティア団体による、市広報誌「広報ふくつ」、社協広報誌「社協だより」、議会広報誌「議会だより」の音訳や点訳を行うことにより、情報のバリアフリー化を推進します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
行政情報の合理的配慮	行政情報の合理的配慮に基づいた提供について、まずは行政内部から周知及び啓発を図ります。	継続	福祉課
音訳・点訳	音訳ボランティアふくつ(音訳)、ねむの会(点訳)を支援します。	継続	社会福祉協議会
選挙投票所の配慮	選挙投票所に点字による候補者名簿を設置します。また、車椅子、介助者、ローカウンターの記載台の設置をします。	継続	総務課
行政窓口の配慮	行政窓口のローカウンターの導入、視覚に障がいのある人に対する拡大器及び「耳マーク」を設置します。	継続	契約管財課
図書館サービス	点字資料、録音資料、大活字本、字幕入り映像資料、拡大読書機、拡大鏡、プレクストークを設置します。	継続	郷育推進課

(2)コミュニケーション支援

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、補聴器などの情報・意思疎通支援用具などの給付を行っています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように検討していく必要があります。

【具体的な施策】

○障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成・派遣、用具の給付を行います。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等との交流を促進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成を行います。	継続	福祉課
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者を派遣します。	継続	福祉課
コミュニケーション支援用具の給付	障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、日常生活用具給付等事業や難聴児補聴器購入費助成事業において、視覚や聴覚などの障がいに対応するコミュニケーション支援用具等を給付します。	継続	福祉課

9 安全・安心なまちづくりの推進

(1)防災・防犯体制の整備

住民が安心して社会生活をおくるためには、地域全体での防犯・防災対策への取り組みが必要です。なかでも避難行動要支援者といわれる障がい者や高齢者については犯罪や事故、災害等の被害を受ける可能性が高くなっています。

障がい者へのアンケート調査によると、「災害時にひとりで避難できない」が34.7%となっており、災害時の心配事では、「安全なところまで、すぐ避難することができない」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、「避難所で障がいにあつた対応をしてもらえるか心配である」などの意見が多くなっています。また、障がい者団体へのヒアリングにおいても、障がい者に配慮した避難所の設備を望む声が聞かれました。

このため、災害時に障がい者の安全を確保できるよう、地域住民、ボランティア組織などと連携を図りながら、障がい者や高齢者等の要配慮者に関する情報の収集や、地域での支援体制づくり、また、障がい特性に配慮した避難所の確保など、防災対策の推進が必要です。

また、近年、障がい者等を対象とした犯罪が増加しており、地域ぐるみで防犯対策を強化することが求められています。

【具体的な施策】

- 平常時、緊急時又は災害時を問わず、安全に安心して生活できる地域づくりを推進するために、地域支えあい制度の要配慮者の登録者数を増やします。
- 災害時に要配慮者が日常生活に支障なく安心して避難生活を送れるように、福祉避難所の協定締結数を増やします。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
地域支えあい制度	緊急時や災害時に地域で支え合う仕組みづくりのために、地域支えあい制度で要配慮者の登録を行います。	継続	高齢者サービ課 福祉課
福祉避難所の設置	福津市中央公民館と福津市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」を、福祉避難所として指定しています。また、高齢者施設は5施設、障がい者支援施設は6施設、医療機関は3病院と福祉避難所として活用するための協定を締結しています。	継続	福祉課
緊急通報装置給付事業	緊急時や災害等における連絡手段を確保するために、緊急通報装置を貸与します。	継続	福祉課

(2)地域福祉の充実

本市では、市内を概ね小学校区を単位とする8地域に分け、市民が主役の地域自治活動である「郷づくり」を進めています。これは、それぞれの地域で、地域住民や地域で活動する団体同士が、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という意識をもって、互いに協力、連携し、地域の課題解決や個性的で魅力ある校区にする事業に取り組む地域自治の活動です。

地域自治の活動は、「自主防災や防犯、交通安全に関する活動」、「子育て支援や青少年の健全育成に関する活動」、「環境の保全、環境美化に関する活動」、「福祉や健康の増進に関する活動」、「人権や男女共同参画に関する活動」、「生涯学習や文化、スポーツに関する活動」など様々な活動を実施していますが、これからは小地域福祉会との連携を図りながら、地域福祉の効率化と活性化を図ります。

【具体的な施策】

○郷づくり推進協議会の福祉部会と既存の小地域福祉会との連携を図ることにより、地域福祉の効率化と活性化を図ります。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
郷づくり推進協議会	郷づくり推進協議会の福祉部会において、地域の福祉力を高める取り組みを行います。	継続	まちづくり推進室
自主防災組織	地域自治組織による自主防災組織の設立を支援します。	継続	防災安全課
小地域福祉会育成支援事業	地域住民がお互いに協力し合い、支え合うまちづくりを進めていく住民組織「小地域福祉会」の結成への支援と活動支援を行います。 また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう共生社会の実現に向けてさらなる充実を図ります。	継続	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターとともに、郷づくり福祉部会との共働により、地域の様々な課題を把握し、解決に向けた取り組みを進めます。	新規	高齢者サービス課

10 差別の解消・権利擁護の推進

(1) 権利擁護施策の充実

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。そこで、平成 28 年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

また、知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。また、親亡き後の障がいのある人への生活支援と人権擁護など、障がいのある人の人権を擁護し、差別・偏見の無い社会づくりを推進することが大切です。

障がい者の中には、その障がいのために権利の行使ができなかったり、自己の意思表示が困難な人もいます。そういった障がい者の人権等の法的な問題などについて、相談や情報提供を行うとともに、支援体制を整備していく必要があります。

【具体的な施策】

- 障害者差別解消法の理念である「不当な差別的取扱い」の排除と「合理的配慮」の推進を図るために、まずは広く市民に対して周知啓発を実施します。
- 意思疎通が困難な障がいのある人が日常生活に支障なく安心して生活ができるように、成年後見制度の周知と普及に努めます。
- 市民後見人が財産管理及び身上監護の活動を適切に行うことにより、被後見人等の権利が擁護できるように、法人後見事業の活動を推進します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
障害者差別解消法の市民への周知啓発	広報ふくつ・市公式ホームページ・パンフレット等を活用します。	継続	福祉課
成年後見制度利用支援事業	費用の関係で成年後見制度の申し立てができない障がいのある人に対して、経費(登記手数料、鑑定費用、後見人の報酬等)の全額又は一部を助成します。	継続	福祉課
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用相談や情報提供及び日常的な金銭管理等を支援します。	継続	社会福祉協議会
法人後見事業	社会福祉協議会が成年後見人となり、その担い手としての市民後見人を育成及び支援し、被後見人の権利を擁護します。	継続	社会福祉協議会
あんしんサポート事業	既存の「日常生活自立支援事業」の対象を身体障がい者等に広げ、より利用しやすいサービスを提供します。	継続	社会福祉協議会

主な施策	事業内容	方向性	担当課
あんしん安らか事業	身よりのない高齢者が安心して生活できるように事前に預託金を預かり、葬儀、家財処分、定期的見守りを行います。	継続	社会福祉協議会

(2)障がい者虐待の対応

虐待は障がい者に対する差別であるとともに、障がい者の権利を侵害するものです。そのため、障がい者があらゆる差別や偏見を受けることなくお互いの人権を尊重し合える地域社会づくりを進めていく必要があります。

平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されました。

この法律は、障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的としています。

一般市民へのアンケート調査によると、障害者差別解消法の認知度は 12.6%、障害者虐待防止法の認知度は 16.7%とともに少なくなっており、障がい者(児)への虐待発見時の通報義務に関しても半数近くの方が知らなかったと回答しています。

今後とも、障がい者の虐待に関しては、虐待通報に対して迅速かつ的確な判断及び行動を取りつつ、養護者への支援を含めた適切な対応が求められます。

【具体的な施策】

- 福津市障がい者虐待防止センターを設置して広く存在を周知することにより、障がい者の虐待を未然に防ぎ、虐待の通報に対しては対象者の適切な保護及び解決に向けた支援に努めるとともに、養護者への支援も併せて行います。
- 障がい者虐待の困難事例に対しては、弁護士会と社会福祉士会による福岡高齢者・障害者虐待対応チームとの連携協力体制を図り、専門知識等の情報を得ることにより、迅速な解決を目指します。

主な施策	事業内容	方向性	担当課
福津市障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待通報に対して、解決に向けた相談、指導及び助言を行います。また、虐待防止に関する啓発活動を強化します。	継続	福祉課
福岡高齢者・障害者虐待対応チーム	障がい者虐待に関する専門チームと委託契約を行い、虐待の困難事例に対応します。	継続	福祉課

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	76人	令和元年度末時点の施設入所者数
【見込み】施設入所者	74人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	5人	令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み
【目標】削減見込人数 ※2	2人	令和5年度末までの削減見込み人数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和2年～5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置し、県域もしくは市単独での設置を目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域共生社会の実現のためには、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援するための拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等については、令和3年度末までに必要な地域生活拠点等を確保し、基幹相談支援センターを設置し、令和5年度末までに、その機能充実のため年1回の運用状況を検証及び検討することができる体制を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	10人	令和元年度実績
【目標】一般就労移行者数	13人	令和5年度目標: 令和元年度実績の1.27倍以上

②就労定着支援事業の利用率

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

本市には既に児童発達支援センターが存在しており、保育所等訪問支援を利用できる体制も整っています。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内もしくは圏域に1カ所以上確保することを目指します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市内もしくは圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを検討します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成等)を実施する体制の確保を基本としています。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担う必要があるため、令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化と、新興感染症にも適切に対応できる各種機関との連携体制の構築を目指します。

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのために県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修へ参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。また自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みを行います。

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が著しい困難のある人に、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護必要性がとて高い方に、対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

①居宅介護(ホームヘルプ)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	970	1,010	1,050
	人/月	56	59	61

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に8箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

②重度訪問介護

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	時間/月	1,040	1,170	1,300
	人/月	5	5	6

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に6箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③同行援護

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	時間/月	150	150	150
	人/月	8	8	8

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

④行動援護**【第6期計画の見込】**

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間／月	30	30	30
	人／月	2	2	2

【見込量の算出方法】

時間：平成 28 年度から令和元年度の 1 人あたり利用日数平均で算出

人：平成 28 年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤重度障がい者等包括支援**【第6期計画の見込】**

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障がい者等包括支援	時間／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者又は難病対象者につき、障がい者支援施設への通所又は居室を訪問して行われる理学療法又は作業療法などのリハビリテーションにより、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設への通所又は居室を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事に関する訓練を行うことにより、自立した日常生活を営むための支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援(A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	一時的な緒事情により自宅での生活が困難な方に、障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

①生活介護

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	2,610	2,660	2,700
	人/月	136	138	141

【見込量の算出方法】

人日：人口当たり利用率を用いた見込量推計

人：平成 28 年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に 5 箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

②自立訓練(機能訓練)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	210	240	270
	人/月	13	15	17

【見込量の算出方法】

人日：平成 28 年度から令和元年度の 1 人あたり利用日数平均で算出

人：平成 28 年度から令和元年度の増加率の算術平均を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は古賀市内に 1 箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③自立訓練(生活訓練)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	110	110	110
	人/月	7	7	7

【見込量の算出方法】

人口当たり利用率を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に3箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

④就労移行支援**【第6期計画の見込】**

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日／月	570	640	710
	人／月	28	30	32

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1箇所あるものの、就労移行支援者数の増加を目指し、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤就労継続支援(A型)**【第6期計画の見込】**

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	人日／月	840	920	1,010
	人／月	48	55	62

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2箇所あるものの、就労継続支援者数の増加を目指し、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑥就労継続支援(B型)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	人日/月	1,940	2,000	2,070
	人/月	130	140	150

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に6箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑦就労定着支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	12	12	13

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1箇所あり、近隣のサービス事業所との連携や市内での新設に向けた取組を実施していきます。当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑧療養介護

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	12	12	12

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は古賀市内に1箇所あり、利用実績は横ばいであるが、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

⑨短期入所

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人日/月	140	150	160
	人/月	26	27	28
短期入所(医療型)	人日/月	15	30	45
	人/月	1	2	3

【見込量の算出方法】

福祉型:人口当たり利用率及び地域生活支援拠点整備を踏まえた見込量推計

医療型:平成28年度から令和元年度の実績及び地域生活支援拠点整備を踏まえた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に5箇所あるものの、短期入所の需要は年々高まっているため、近隣の障がい者支援施設との連携を図りながら、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(3)居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

①自立生活援助

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人／月	10	12	12
精神障がい者の自立生活援助	人／月	9	10	10

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。

②共同生活援助(グループホーム)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人／月	85	90	100
精神障がい者の共同生活援助	人／月	45	50	60

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

グループホームは福津市内に13箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。今後、施設入所者が地域生活へ移行できるようグループホームの充実にむけた取り組みを進めます。

③施設入所支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人／月	76	75	74

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

施設は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、目標値を見据えながら必要に応じた適切な支給を行います。

(4)相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

サービス名	サービス内容
地域相談支援 (地域移行支援)	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
計画相談支援	福祉サービスなどを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定が行われた後に関係者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成します。

①地域相談支援(地域移行支援)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	1	2	2
精神障がい者の地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	0	1	1

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

地域移行支援に関する相談支援事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

②地域相談支援(地域定着支援)

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	1	2	2
精神障がい者の地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	0	1	1

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

地域定着支援に関する相談支援事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③計画相談支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	484	513	543

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計及び今後の見込みから算出

【見込量の確保のための方策】

計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に8箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(5)障がい児通所支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

①児童発達支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日／月	530	600	680
	人／月	85	100	120

【見込量の算出方法】

人日：平成 28 年度から令和元年度の増加率の算術平均を用いた見込量推計

人：平成 28 年度から令和元年度の実績値の変化率の平均を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

児童発達支援センターは福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

②放課後等デイサービス

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日／月	1,930	2,180	2,420
	人／月	170	190	210

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の増加率の算術平均を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に9箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

③保育所等訪問支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2

【見込量の算出方法】

人口当たり利用率を用いた見込量推計

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。また、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対しては、近隣のサービス事業所を利用するなど必要に応じた適切な支給を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	4	8	8
	人/月	1	2	2

【見込量の算出方法】

平成28年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。

⑤医療型児童発達支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象児が発生した場合は、近隣のサービス事業所との連携を図り、必要に応じた適切な支給を行います。

⑥障がい児相談支援

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/月	266	306	352

【見込量の算出方法】

平成 28 年度から令和元年度の実績から見込みで算出

【見込量の確保のための方策】

障がい児計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に7箇所あり、当該サービスに該当する対象児に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1)理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

通年で定期的にイベント等を行う「ふれあい交流事業」を実施することにより、障がいのある人と市民との交流の機会を設けます。

(2)相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者又は障がい者の介護者からの相談に対して、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助をすることにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるような支援を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実施箇所数	2	2	2

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

障がい者相談支援事業や障がい者生活支援センター事業を受託した福津市内の相談支援事業者により、相談者のニーズに応じた適切な相談支援を行います。

(3) 自立支援協議会

障がい者福祉に関わる関係機関の連携を緊密化することにより、障がいに関連する地域課題についての情報を共有し、障がい者支援の体制整備を図ることを目的とした自立支援協議会を設置します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会、連携会議、障がい福祉研究会、就労支援部会を活用して、関係機関との連携を緊密にすることにより、地域課題の掘り起しや課題解決に向けた取り組みを実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度を利用するために、後見人の報酬など必要経費の一部の助成を受けることにより、生活支援と権利擁護の確保を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの予算ベースから算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する被後見人に対しては、生活支援と権利擁護の確保のために、必要に応じた適切な助成を行います。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳、要約筆記などの方法で意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人/年	220	240	260

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績伸び率から算出

【見込量の確保のための方策】

福津市社会福祉協議会にコーディネーターとして業務委託を行い、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支援を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、自立生活を支援するための日常生活用具の購入に係る費用を助成することにより、日常生活の便宜を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	12	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10
情報・意志疎通支援用具	件/年	14	14	14
排泄管理支援用具	件/年	900	920	940
在宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1
点字図書	件/年	2	2	2

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績伸び率から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。また、難病患者等に対して、事業の周知を図り、サービスの利用促進に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

日常会話に必要な手話の表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対して、手話による意思疎通の支援を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を営めるようにします。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	10	10

【見込量の算出方法】

令和3年度の予算ベースから算出

【見込量の確保のための方策】

平成 27 年度からの宗像市との共催による手話講習会を行い、手話奉仕員を養成するための環境を整備することにより、手話奉仕員の数の確保に努めます。

(8)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/年	1,500	1,550	1,600
	人/年	300	310	320

【見込量の算出方法】

平成 30 年度から令和元年度までの実績伸び率から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(9) 地域活動支援センター(Ⅰ型)

障がい者及びその家族からの相談に応じて、情報提供、居場所の提供、社会との交流の促進などの支援を行うとともに、社会基盤との連携強化、地域住民への普及啓発を行うことにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1
機能強化事業	実施箇所数	1	1	1

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該事業を必要とする対象者に対しては、必要に応じた適切な対応を行います。

(10) 地域活動支援センター(Ⅱ型)

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	実施箇所数	2	2	2
機能強化事業	実施箇所数	2	2	2

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は福津市内と古賀市内に1箇所ずつあり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(11) 地域活動支援センター(Ⅲ型)

地域において、引きこもりがちな障がい者及び障がい児に対して、創作的活動若しくは生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進を実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	実施箇所数	1	1	1
機能強化事業	実施箇所数	1	1	1

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績から算出

【見込量の確保のための方策】

サービス事業所は宗像市内に1箇所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。

(12) 日中一時支援事業

障がい者又は障がい児を在宅で日常的に介護している家族に対して、障がい者の日中における活動の場と家族の一時的な休息を確保します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/年	163	164	165

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績伸び率から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(13) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の心身障がい者に対して、訪問により在宅での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、地域生活の向上を図ります。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	3

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

在宅生活における入浴サービスを確保するために、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(14) 福祉タクシー料金助成事業

重度の障がい者に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、外出の機会を増やすための支援に繋がり、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉タクシー料金助成事業	回数/年	10,622	10,622	10,622

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に対しては、障がい者実態調査において利用券の枚数を増やして欲しいという意見や、軽度の障がい者まで支給対象枠を広げて欲しいという意見があります。当該事業は全額市費による助成であることから、支給対象枠を広げることや増枚することは現状では難しいため、現行の該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。

(15) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労などに伴い、自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を助成することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	3	3	3

【見込量の算出方法】

平成30年度から令和元年度までの実績の平均値から算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者数は毎年ばらつきがあるものの、必要に応じた適切な助成を行います。

(16) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の取得や教育における健全な発達を支援します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業	人/年	2	2	2

【見込量の算出方法】

令和3年度の予算ベースから算出

【見込量の確保のための方策】

当該事業に該当する対象者数の把握が難しいものの、必要に応じた適切な助成を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

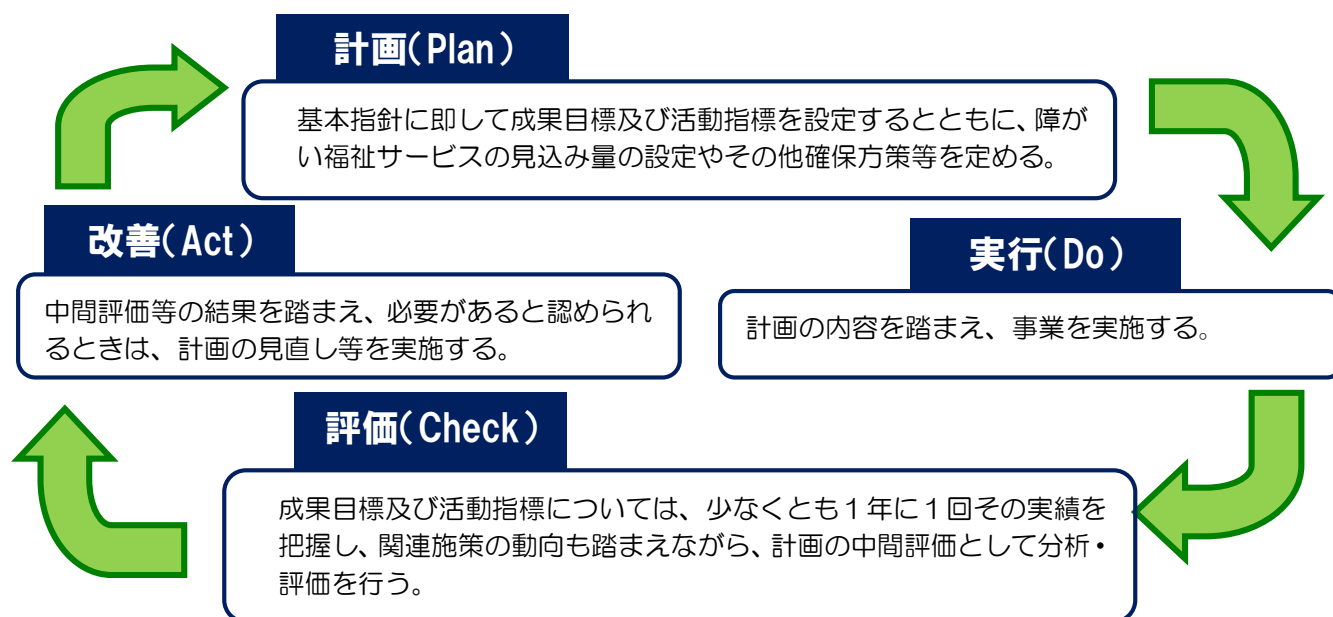
本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がい者が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換やこれらの団体の協力を求めながら、計画推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を推進するにあたっての問題点の協議、及び毎年度の事業実績等を基に、障がい者施策及び障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方にに基づき管理します。

【PDCAサイクルのプロセス】



問い合わせ

福祉課障がい福祉係

0940-43-8189